

原安第206号

令和5年7月7日

唐津市長 峰 達郎 様

佐賀県知事 山口 祥義



原子力発電所の安全確保に関する協定書第5条に基づく連絡内容について  
(通知)

このことについて、原子力発電所の安全確保に関する協定書第5条（平常時における連絡）に基づき、以下のとおり九州電力株式会社から連絡を受けたので、平成18年3月26日付けで交換した「原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と唐津市の確認書」に基づき、通知します。

1 玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果の報告について

〔佐賀県知事宛て 九州電力(株)代表取締役社長執行役員名  
2023年6月21日付け 立コミ本第82号〕・・・(別添1)

2 国際原子力機関による玄海原子力発電所3号機の査察に伴うフォーク型  
検出器の輸送について(搬出)

〔佐賀県知事宛て 九州電力(株)代表取締役社長執行役員名  
2023年6月29日付け 立コミ本第92号〕・・・(別添2)

3 協定書の覚書に基づく連絡について

〔佐賀県知事宛て 九州電力(株)代表取締役社長執行役員名  
2023年6月30日付け 立コミ本第98号〕・・・(別添3)

4 協定書の覚書に基づく連絡について

〔佐賀県知事宛て 九州電力(株)代表取締役社長執行役員名  
2023年6月30日付け 立コミ本第107号〕・・・(別添4)

5 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

〔佐賀県知事宛て 九州電力(株)代表取締役社長執行役員名  
2023年6月30日付け 立コミ本第110号〕・・・(別添5)



別 添 1

立 込 本 第 8 2 号

2023年 6 月 21 日

佐 賀 県 知 事  
山 口 祥 義 様

九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 5  
社長執行役員

玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果の報告について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に基づき、火山活動のモニタリング評価結果（2022年度報告）をとりまとめ、本日、原子力規制委員会へ報告しました。

つきましては、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第5条第5号に基づき、別紙のとおりご連絡申し上げます。

今後とも、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

(別紙)

## 玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果の報告について

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に基づく火山活動のモニタリング評価結果について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 対象火山

モニタリング対象の火山は、阿蘇カルデラ、加久藤・小林カルデラ、始良カルデラ、阿多カルデラ、鬼界の5つのカルデラ火山とした。

#### 2. 評価期間

評価期間は、2022年4月1日から2023年3月31日とした。

#### 3. 評価方法及び評価結果

(添付資料)

##### (1) 評価方法

国土地理院及び気象庁が公表した火山に関する評価並びに国土地理院の地殻変動情報及び気象庁の一元化処理震源データ等を収集・分析することで、対象火山の活動状況の変化について、火山専門家の助言を得た上で評価した。

##### (2) 評価結果

評価期間を通じて地殻変動及び地震活動に、火山影響評価時から有意な変化は認められないことから、対象火山の活動状況に変化はないと評価した。

対象火山	総合評価 (活動状況の変化)
阿蘇カルデラ	なし
加久藤・小林カルデラ	なし
始良カルデラ	なし
阿多カルデラ	なし
鬼界	なし

#### 添付資料

川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果 (2022年度報告)

以上

別 添 2

立 込 本 第 9 2 号

2023年 6 月 29 日

佐 賀 県 知 事

山 口 祥 義 様

九州電力株式会社

代表取締役

社長執行役員

池 辺 和 弘

国際原子力機関による玄海原子力発電所 3 号機の査察に伴う

フォーク型検出器の輸送について（搬出）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、国際原子力機関が玄海原子力発電所 3 号機の査察で使用したフォーク型検出器の輸送について、別紙のとおり調整しておりますので、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第 5 条第 5 号に基づき、ご連絡申し上げます。

今後とも、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

(別紙)

## 「フォーク型検出器」の輸送について

国際原子力機関が玄海原子力発電所3号機の査察時に使用した「フォーク型検出器」の輸送を以下のとおり調整しております。

### 1. 荷送人、荷受人

荷送人：九州電力株式会社 玄海原子力発電所  
(佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4 1 1 2番地1)

荷受人：国際原子力機関  
(東京都千代田区飯田橋1-5-9 精文館ビル9階)

### 2. 輸送区間

輸送元：九州電力株式会社 玄海原子力発電所  
(佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4 1 1 2番地1)

輸送先：北九州空港  
(福岡県北九州市 小倉南区空港北町6)

### 3. 輸送期間 (予定)

発送年月日：2023年6月30日 (金)

到着年月日：2023年6月30日 (金)

### 4. 輸送物等

#### (1) 輸送品

フォーク型検出器

#### (2) 輸送方法

陸上輸送 (4.tトラック：1台)

輸送業者

・管理者：ロジスティードエクスプレス株式会社

・運送人：ロジスティード株式会社

#### (3) 輸送容器

a. L型輸送容器 1個

b. 容器寸法、重量 (収納品含む)、放射エネルギー及び線量当量率

容器寸法 (L×W×H)	重量 (収納品含む)	放射エネルギー (換算量)	線量当量率 (輸送容器表面)
78cm×58cm×60cm	約 103.5kg	1.894×10 <sup>6</sup> Bq	<0.5 μSv/h

以上

立コミ本第98号  
2023年6月30日

佐賀県知事  
山口祥義様

九州電力株式会社  
代表取締役  
社長執行役員 池辺和

協定書の覚書に基づく連絡について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第5条に基づき、  
別添報告書のとおり連絡いたしますのでご査収ください。

敬具

報告書内容

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 1. 環境保全測定報告書               | (月報) |
| 2. 発電実績                    | (月報) |
| 3. 核燃料物質の消費状況              | (月報) |
| 4. 放射性廃棄物の管理状況             | (月報) |
| 5. 環境放射能の測定結果<br>モニタリングポスト | (月報) |
| 6. 廃止措置の実施状況               | (月報) |

以上

# 環境保全測定報告書

2023 年 5 月分

九州電力株式会社

## 1. 補助ボイラ用重油のいおう分

重油いおう分 (%)	玄海 1 ・ 2 号機	玄海 3 ・ 4 号機
	0.06	0.05

## 2. 排水処理施設出口排水の水質

玄海 1 ・ 2 号機					玄海 3 ・ 4 号機				
測定月日	水素イオン濃度*1	化学的酸素要求量 (mg/l)*1	浮遊物質量 (mg/l)*2	油分 (mg/l)*2	測定月日	水素イオン濃度*1	化学的酸素要求量 (mg/l)*1	浮遊物質量 (mg/l)*2	油分 (mg/l)*2
5月 1日	7.6	1.6	—	—	5月 1日	7.3	2.1	—	—
5月10日	7.4	<0.5	—	—	5月10日	6.7	2.6	—	—
5月17日	7.3	0.6	0.3	検出せず	5月17日	6.9	1.2	0.1	検出せず
5月24日	7.5	0.8	—	—	5月24日	7.0	1.8	—	—
5月31日	7.4	1.6	—	—	5月31日	6.9	1.6	—	—

\*1 毎週1回以上の測定

\*2 毎月1回以上の測定

## 3. 取放水口の海水温度および放水の残留塩素

	玄海1・2号機			玄海3号機			玄海4号機		
	取水口の温度 (°C)	放水口の温度 (°C)	放水の残留塩素 (mg/l)	取水口の温度 (°C)	放水口の温度 (°C)	放水の残留塩素 (mg/l)	取水口の温度 (°C)	放水口の温度 (°C)	放水の残留塩素 (mg/l)
5月10日	17.7	17.1	検出せず	17.5	24.5	検出せず	17.5	24.4	検出せず
*1 5月19日	20.1	18.4	検出せず	18.4	25.4	検出せず	18.4	25.3	検出せず
5月30日	22.0	20.3	検出せず	19.8	26.8	検出せず	19.8	26.6	検出せず

\*1 20日が休日のため、19日の測定結果を報告。

# 発 電 実 績

2023年5月分

九州電力株式会社

		号機	※1	※2	3号機	4号機	発電所合計
			1号機	2号機			
最大出力	kW	—	—	1,180,000	1,180,000	2,360,000	
発電日数	日	—	—	31	31	31	
発電時間数	時間	—	—	744	744	744	
電 力 量	発電端	10 <sup>3</sup> kWh	—	—	899,446	890,662	1,790,108
	所内消費	10 <sup>3</sup> kWh	1,391	1,307	35,341	33,650	71,689
	送電端	10 <sup>3</sup> kWh	-1,391	-1,307	864,105	857,012	1,718,419
最大電力	kW	—	—	1,211,000	1,198,000	2,409,000	
平均最大電力	kW	—	—	1,210,323	1,198,000	2,408,065	
平均電力	kW	—	—	1,208,933	1,197,126	2,406,059	
負荷率	%	—	—	99.8	99.9	99.9	
利用率	%	—	—	102.5	101.5	102.0	

※1 2015年4月27日運転終了

※2 2019年4月9日運転終了



核燃料物質の消費状況

2023年

5月分

九州電力株式会社  
(玄海原子力発電所1号炉)

初期濃縮度 (%)	炉内 そう入量		月末在庫量 (炉内そう入用)		月末装荷量			炉外取出量			月末在庫量 (拡出用)			熱消費量 ( $10^9$ kJ)	核燃料物質消費量 (kg)			
	ウラン の量 (kg)	235 の量 (kg)	ウラン の量 (kg)	235 の量 (kg)	ウラン の量 (kg)	235 の量 (kg)	燃焼度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン の量 (kg)	235 の量 (kg)	燃焼度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン の量 (kg)	235 の量 (kg)	燃焼度 ( $10^3$ kWd/t)			ウラン の量 (kg)	235 の量 (kg)	プルトニウムの量 (kg)
3.40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,075	324	326	0	0	
4.10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,466	384	487	0	0	
4.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75,808	1,944	595	0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	( 396 )	151,349	2,653	1,408	0	0

(注) 2015年4月27日運転終了  
(注) ( ) 内は燃料集合体数を示す。

核燃料物質の消費状況

2023年

5月分

九州電力株式会社  
(玄海原子力発電所2号炉)

初期濃縮度 (%)	炉内 せう入量		月末在庫量 (炉内せう入用)		月末装荷量				炉外取出量				月末在庫量 (払出用)			熱 消費量 ( $10^9$ kJ)	核 燃料物質消費量 (kg)		
	ウラン の 量 (kg)	235 の 量 (kg)	ウラン の 量 (kg)	235 の 量 (kg)	ウラン の 量 (kg)	235 の 量 (kg)	燃 焼 度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン の 量 (kg)	燃 焼 度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン の 量 (kg)	235 の 量 (kg)	プルトニウム の 量 (kg)	燃 焼 度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン の 量 (kg)	235 の 量 (kg)			プルトニウム の 量 (kg)	
3.40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72,769	822	680	0	0	
4.10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66,880	754	729	0	0	
4.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38,010	1,392	159	0	0	
														( 189)					
														( 177)					
														( 96)					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	177,659	2,969	1,568	0	0	

(注) 2019年4月9日運転終了  
(注) ( ) 内は燃料集集体数を示す。

核燃料物質の消費状況

2023年

5月分

九州電力株式会社  
(玄海原子力発電所3号炉)

初期濃縮度 (%)	炉内 そう入量			月末在庫量 (炉内そう入用)			月末装荷量			炉外取出量			燃焼度 ( $10^3$ kWd/t)	燃焼度 ( $10^3$ kWd/t)	月末在庫量 (払出用)			熱消費量 ( $10^9$ kJ)	核燃料物質消費量 (kg)		
	ウランの量 (kg)	ウラン235の量 (kg)	プルトニウムの量 (kg)	ウランの量 (kg)	ウラン235の量 (kg)	プルトニウムの量 (kg)	ウランの量 (kg)	ウラン235の量 (kg)	プルトニウムの量 (kg)	ウランの量 (kg)	ウラン235の量 (kg)	プルトニウムの量 (kg)			ウランの量 (kg)	ウラン235の量 (kg)	プルトニウムの量 (kg)				
2.00	0	0	---	0	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,209	233	205	0	0	
3.50	0	0	---	0	0	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	( 18)	59	91	0	0	
4.10	0	0	---	41,176	729	---	83,489	2,012	556	20,042	0	0	0	0	0	( 65)	260,733	2,961	2,931	8,981	109
(MOX) *	0	0	---	( 94)	---	---	( 189)	3	128	33,175	0	0	0	0	0	( 32)	13,126	20	1,024	128	2
4.10	0	0	0	41,176	729	0	1,647	3	128	33,175	0	0	0	0	0	( 720)	310,896	3,272	4,251	9,109	111
合計	0	0	0	41,176	729	0	85,136	2,014	683	6,553	0	0	0	0	0	( 720)	310,896	3,272	4,251	9,109	111

(注) ( )内は燃料集合体数を示す。

\* 約4.1wt%濃縮ウラン相当以下

核燃料物質の消費状況

2023年

5月分

九州電力株式会社  
(玄海原子力発電所4号炉)

初期濃縮度 (%)	炉内 そう入量		月末在庫量 (炉内そう入用)		月末装荷量				炉外取出量				月末在庫量 (私出用)			熱 消費量 ( $10^9$ kJ)	核 燃料 物質 消費量 (kg)		
	ウラン の 量 (kg)	ウラン 235 の 量 (kg)	ウラン の 量 (kg)	ウラン 235 の 量 (kg)	ウラン の 量 (kg)	燃 焼 度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン の 量 (kg)	燃 焼 度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン の 量 (kg)	燃 焼 度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン 235 の 量 (kg)	燃 焼 度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン の 量 (kg)	燃 焼 度 ( $10^3$ kWd/t)	ウラン 235 の 量 (kg)			プルトニウムの 量 (kg)	
2.00	0	0	( 1)	453	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,765	195	220	0	0
3.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,186	286	304	0	0
4.10	0	0	( 122)	53,166	720	85,639	2,175	547	17,666	0	0	0	0	0	339,817	3,611	3,878	9,109	111
合計	0	0	( 123)	53,618	724	85,639	2,175	547	4,261	0	0	0	0	0	396,768	4,092	4,402	9,109	111

(注) ( ) 内は燃料混合体数を示す。

放射性廃棄物の管理状況

2023年5月分

玄海原子力発電所1号炉

九州電力株式会社

(1) 気体廃棄物

放出量 (Bq)	累積放出量(Bq) (4月1日より)	3月間の排気口濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	
		平均値	最大値
N D	N D	—	—

(注) ND:検出限界値未満を示す。

(2) 液体廃棄物※

放出量 (Bq)	累積放出量(Bq) (4月1日より)	3月間の排水口濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	
		平均値	最大値
放出実績なし	放出実績なし	—	—

※ 1、2号炉計の値を示す。

(3) 固体廃棄物※

発生量(本) (焼却処理等による減少分)	累積貯蔵量(本)
352 (-126)	39,111

(注) 200ℓドラム缶相当本数で示す。

※ 1、2、3、4号炉計の値を示す。

放射性廃棄物の管理状況

2023年5月分

玄海原子力発電所2号炉

九州電力株式会社

(1) 気体廃棄物

放出量 (Bq)	累積放出量(Bq) (4月1日より)	3月間の排気口濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	
		平均値	最大値
ND	ND	—	—

(注) ND:検出限界値未満を示す。

(2) 液体廃棄物※

放出量 (Bq)	累積放出量(Bq) (4月1日より)	3月間の排水口濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	
		平均値	最大値
—	—	—	—

※ 1、2号炉計(共用設備)を1号炉分に示す。

(3) 固体廃棄物※

発生量(本)	累積貯蔵量(本)
—	—

※ 1、2、3、4号炉計(共用設備)を1号炉分に示す。

放射性廃棄物の管理状況

2023年5月分

玄海原子力発電所3号炉

九州電力株式会社

(1) 気体廃棄物

放出量 (Bq)	累積放出量(Bq) (4月1日より)	3月間の排気口濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	
		平均値	最大値
N D	N D	—	—

(注) ND:検出限界値未満を示す。

(2) 液体廃棄物※

放出量 (Bq)	累積放出量(Bq) (4月1日より)	3月間の排水口濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	
		平均値	最大値
N D	N D	—	—

(注) ND:検出限界値未満を示す。

※ 3、4号炉計の値を示す。

(3) 固体廃棄物※

発生量(本)	累積貯蔵量(本)
—	—

※ 1、2、3、4号炉計(共用設備)を1号炉分に示す。

放射性廃棄物の管理状況

2023年5月分

玄海原子力発電所4号炉

九州電力株式会社

(1) 気体廃棄物

放出量 (Bq)	累積放出量(Bq) (4月1日より)	3月間の排気口濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	
		平均値	最大値
ND	ND	—	—

(注) ND:検出限界値未満を示す。

(2) 液体廃棄物※

放出量 (Bq)	累積放出量(Bq) (4月1日より)	3月間の排水口濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	
		平均値	最大値
—	—	—	—

※ 3、4号炉計(共用設備)を3号炉分に示す。

(3) 固体廃棄物※

発生量(本)	累積貯蔵量(本)
—	—

※ 1、2、3、4号炉計(共用設備)を1号炉分に示す。



# 環境放射能測定結果

( 2023 年 5 月分)

2023 年 6 月

九州電力株式会社

## 空間線量率測定結果(モニタリングステーション)

2023 年 5 月分

九州電力株式会社

測定場所   ステーション

日	最 高 (nGy/h)	最 低 (nGy/h)	平 均 (nGy/h)	日	最 高 (nGy/h)	最 低 (nGy/h)	平 均 (nGy/h)
1	25	24	24	16	25	24	25
2	25	24	24	17	25	24	24
3	30	24	25	18	41	24	27
4	29	24	25	19	36	24	26
5	28	24	24	20	25	23	24
6	42	24	29	21	24	24	24
7	42	24	33	22	28	24	24
8	25	23	24	23	25	24	24
9	24	23	24	24	25	24	24
10	25	23	24	25	25	24	24
11	25	24	24	26	25	24	24
12	27	24	25	27	25	24	24
13	33	24	27	28	25	24	24
14	24	24	24	29	25	24	24
15	24	24	24	30	33	24	28
				31	35	24	27

# 空間線量率測定結果(モニタリングポスト)

2023 年 5 月分

九州電力株式会社

測定場所 PC-1(岸壁)

日	最 高 (nGy/h)	最 低 (nGy/h)	平 均 (nGy/h)	日	最 高 (nGy/h)	最 低 (nGy/h)	平 均 (nGy/h)
1	23	22	22	16	23	22	22
2	22	22	22	17	23	22	22
3	27	22	23	18	35	22	25
4	27	22	23	19	32	22	24
5	26	22	22	20	22	21	22
6	40	22	26	21	22	22	22
7	37	22	29	22	25	21	22
8	23	21	22	23	23	22	22
9	22	21	22	24	22	22	22
10	23	21	22	25	23	22	22
11	23	22	22	26	22	22	22
12	25	22	23	27	23	22	22
13	29	22	24	28	22	21	22
14	22	22	22	29	23	21	22
15	22	21	22	30	29	22	25
				31	32	22	25

空間線量率測定結果(モニタリングポスト)

2023年 5 月分

九州電力株式会社

測定場所 PC-2(ダム南)

日	最 高 (nGy/h)	最 低 (nGy/h)	平 均 (nGy/h)	日	最 高 (nGy/h)	最 低 (nGy/h)	平 均 (nGy/h)
1	23	23	23	16	24	23	23
2	23	23	23	17	24	23	23
3	29	23	24	18	39	23	27
4	28	23	24	19	34	23	25
5	27	23	23	20	23	22	23
6	42	23	27	21	23	22	23
7	39	22	31	22	26	23	23
8	23	22	22	23	24	23	23
9	23	22	23	24	23	23	23
10	23	22	23	25	24	23	23
11	24	23	23	26	23	23	23
12	26	23	24	27	24	23	23
13	31	23	25	28	24	23	23
14	23	23	23	29	24	22	23
15	23	23	23	30	32	23	26
				31	33	23	26

玄海1号機 廃止措置の実施状況  
(2023年 5月分)

1 第1段階（解体工事準備期間）の進捗状況（注1）

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度			2024年度	2025年度
(1)系統除染	▼着工（7月13日）										
除染準備作業	[進捗バー]										
装置設置	[進捗バー]										
除染	[進捗バー]										
片付け（装置撤去）	[進捗バー]										
(2)汚染状況の調査	[進捗バー]										
線量当量率測定	[進捗バー]										
試料採取	[進捗バー]										
輸送・分析・評価	輸送・分析 [進捗バー] 評価 [進捗バー]										
(3)汚染のない設備の解体撤去	高圧給水加熱器 [進捗バー] 低圧給水加熱器等 [進捗バー] タービン建屋内機器保温材 [進捗バー] 復水ブーストポンプ等 [進捗バー] スチームコンバータ等 [進捗バー] 主/予内変圧器等 [進捗バー] 脱気器/復水分離器逃し弁等 [進捗バー] 復水脱塩装置（中和槽・排水槽排水設備）等 [進捗バー]										
(4)使用済燃料搬出	搬出計画検討										
(5)新燃料搬出	輸送容器への収納方法検討・搬出準備 搬出										

2 今月の作業実績（注2）

(1) 系統除染

終了（2017.7.13～2018.12.11）

(2) 汚染状況の調査

終了（2017.8.29～2022.3.18）

(3) 汚染のない設備の解体撤去

工事名	作業期間	工事の概要	作業実績
2次系設備の解体撤去工事	2017.11.1～ 2026.3.31（予定）	汚染のない管理区域外の2次系設備の解体撤去を実施する。	復水脱塩装置（中和槽・排水槽排水設備）等解体撤去工事 ・2023.3.6～実施中

【解体撤去物の状況】（注3）

（単位：トン）

種類	発生量		処分量		保管量
	今月	累計	今月	累計	
金属類	16.6	1021.3	16.6	1021.3	0
コンクリート類	1.4	47.1	1.4	47.1	0
その他	0	99.0	0	99.0	0

(4) 燃料搬出 (注4)

・実績なし

分類	保管場所	項目	燃料体数
玄海1号 使用済燃料	1号機 使用済燃料ピット	貯蔵量 (当初)	240
		搬出量 (前月末まで)	0
		搬出量 (今月分)	0
		貯蔵量 (今月末)	240
	4号機 使用済燃料ピット	貯蔵量 (当初)	112
		搬出量 (前月末まで)	0
		搬出量 (今月分)	0
		貯蔵量 (今月末)	112
玄海1号 新燃料	1号機 使用済燃料ピット	貯蔵量 (当初)	16
		搬出量 (前月末まで)	0
		搬出量 (今月分)	0
		貯蔵量 (今月末)	16
	1号機 新燃料貯蔵庫	貯蔵量 (当初)	64
		搬出量 (前月末まで)	36
		搬出量 (今月分)	0
		貯蔵量 (今月末)	28

(5) 放射性固体廃棄物 (注5)

種類	発生量		減少量		保管量
	今月	累計	今月	累計	
使用済樹脂 (m³)	0	6,425	0	0	6,425
固体廃棄物 (本)	3	762	0	0	762
均質固化体	0	20	0	0	20
充填固化体	0	0	0	0	0
雑固体	3	742	0	0	742

(6) 放射線業務従事者の被ばく線量 (注6)

合計 (人・mSv)	今月		累計 (解体工事準備期間中) [2017.4.19~2023.5.31] (人・mSv)
	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
0.01	0.00	0.01	200.47

3 その他

・なし

記載要領について

- (注1) 1 第1段階(解体工事準備期間)の進捗状況
- (1) 使用済燃料搬出の計画については、六ヶ所再処理工場の竣工状況を踏まえた搬出時期の検討を点線で記載する。
  - (2) 新燃料搬出の計画については、新燃料を搬出するための輸送容器への収納方法等の技術的検討を点線で記載する。
- (注2) 2 今月の作業実績
- (1) 「1 第1段階(解体工事準備期間)の進捗状況」に記載している主な工事の実績を記載する。
- (注3) 2 (3) 汚染のない設備の解体撤去 【解体撤去物の状況】
- (1) 「発生量」は、設備を解体した際に計量した量(トン数)を記載する。
  - (2) 「処分量」は、施設外に産業廃棄物又は有価物として搬出した量を記載する。
  - (3) 「保管量」は、発生量と処分量の累計の差を記載する。
- (注4) 2 (4) 燃料搬出
- (1) 「貯蔵量(当初)」は、廃止措置計画認可申請書に記載した、2016年9月30日時点の保管場所ごとの燃料体数を記載する。
  - (2) 「搬出量(前月末まで)」は、2016年9月30日から前月末までに搬出した燃料体数(累計)を記載する。
- (注5) 2 (5) 放射性固体廃棄物
- (1) 廃止措置計画認可(2017.4.19)以降の1号機における発生量(発電所全体量の内数)を記載する。
  - (2) 「使用済樹脂」は、系統除染で使用した樹脂の量(m<sup>3</sup>)を記載する。【廃止措置計画における推定発生量は約5.2 m<sup>3</sup>】
  - (3) 使用済樹脂の「発生量」は、使用済樹脂貯蔵タンクに受入れた量(m<sup>3</sup>)を記載する。
  - (4) 使用済樹脂の「減少量」は、処理を実施した量(m<sup>3</sup>)を記載する。
  - (5) 「固体廃棄物」は、200ℓドラム缶換算の本数を記載する。【廃止措置計画における推定発生量は約1,800本】
  - (6) 固体廃棄物の「発生量」は、固体廃棄物貯蔵庫に保管した量(本数)を記載する。
  - (7) 固体廃棄物の「減少量」は、施設内で処理または施設外に処分した量(本数)を記載する。
  - (8) 「保管量」は、発生量と減少量の累計の差を記載する。
  - (9) 「雑固体」には、200ℓドラム缶詰めしていないものを含む。
- (注6) 2 (6) 放射線業務従事者の被ばく線量
- (1) 被ばく線量は、警報付ポケット線量計の測定値(単位:mSv、小数点以下3桁目を四捨五入した小数点以下2桁)を集計して記載する。

玄海2号機 廃止措置の実施状況  
(2023年 5月分)

1 第1段階（解体工事準備期間）の進捗状況（注1）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
(1)汚染状況の調査	[進捗状況]					
線量当量率測定	[進捗状況]					
試料採取	[進捗状況]					
輸送・分析・評価	輸送・分析 [進捗状況] 評価 [進捗状況]					
(2)汚染のない設備の解体撤去	▼着工（6月29日） タービン建屋内機器保温材 高圧給水加熱器等 油計量タンク A,B湿分分解加熱器等 塵芥搬送装置等 復水器真空ポンプ スチームコンバータ等 薬品ヤード 補給水処理設備等 主/所内変圧器等					
(3)使用済燃料搬出	搬出計画検討					
(4)新燃料搬出	輸送容器への収納方法 検討・搬出準備					

2 今月の作業実績（注2）

(1) 汚染状況の調査

工事名	作業期間	工事の概要	作業実績
輸送・分析・評価	2021.7.1～ 2026.3.31（予定）	原子炉格納容器内外の放射化によるコンクリート、金属、及び二次的に汚染した配管、機器及び建屋の放射能濃度を確認するために採取した試料の分析及び評価を行う。	○分析 ・2021.7.1～実施中  ○評価 ・2022.3.25～実施中



## (2) 汚染のない設備の解体撤去

工事名	作業期間	工事の概要	作業実績
2次系設備の解体撤去工事	2020.6.29～ 2026.3.31 (予定)	汚染のない管理区域外の2次系設備の解体撤去を実施する。	薬品ヤード解体撤去工事 ・2023.3.6～実施中

## 【解体撤去物の状況】(注3)

(単位：トン)

種類	発生量		処分量		保管量
	今月	累計	今月	累計	
金属類	19.2	325.8	19.2	325.8	0
コンクリート類	11.8	28.9	11.8	28.9	0
その他	0.4	89.5	0.4	89.5	0

## (3) 燃料搬出(注4)

・実績なし

分類	保管場所	項目	燃料体数
玄海2号 使用済燃料	2号機 使用済燃料ピット	貯蔵量(当初)	254
		搬出量(前月末まで)	0
		搬出量(今月分)	0
		貯蔵量(今月末)	254
	4号機 使用済燃料ピット	貯蔵量(当初)	168
		搬出量(前月末まで)	0
		搬出量(今月分)	0
		貯蔵量(今月末)	168
玄海2号 新燃料	2号機 使用済燃料ピット	貯蔵量(当初)	28
		搬出量(前月末まで)	0
		搬出量(今月分)	0
		貯蔵量(今月末)	28
	2号機 新燃料貯蔵庫	貯蔵量(当初)	84
		搬出量(前月末まで)	72
		搬出量(今月分)	0
		貯蔵量(今月末)	12

## (4) 放射性固体廃棄物(注5)

種類	発生量		減少量		保管量
	今月	累計	今月	累計	
使用済樹脂(m <sup>3</sup> )	0	0	0	0	0
固体廃棄物(本)	5	332	2	16	316
均質固化体	0	19	0	0	19
充填固化体	0	0	0	0	0
雑固体	5	313	2	16	297

## (5) 放射線業務従事者の被ばく線量(注6)

合計 (人・mSv)	今月		累計 (解体工事準備期間中) [2020.4.1～2023.5.31] (人・mSv)
	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
0.01	0.00	0.01	10.96

## 3 その他

・なし

記載要領について

(注1) 1 第1段階(解体工事準備期間)の進捗状況

- (1) 使用済燃料搬出の計画については、六ヶ所再処理工場の竣工状況を踏まえた搬出時期の検討を点線で記載する。
- (2) 新燃料搬出の計画については、新燃料を搬出するための輸送容器への収納方法等の技術的検討を点線で記載する。

(注2) 2 今月の作業実績

- (1) 「1 第1段階の進捗状況」に記載している主な工事の実績を記載する。

(注3) 2 (2) 汚染のない設備の解体撤去 【解体撤去物の状況】

- (1) 「発生量」は、設備を解体した際に計量した量(トン数)を記載する。
- (2) 「処分量」は、施設外に産業廃棄物又は有価物として搬出した量を記載する。
- (3) 「保管量」は、発生量と処分量の累計の差を記載する。

(注4) 2 (3) 燃料搬出

- (1) 「貯蔵量(当初)」は、廃止措置計画認可申請書に記載した、2019年3月31日時点の保管場所ごとの燃料体数を記載する。
- (2) 「搬出量(前月末まで)」は、2019年3月31日から前月末までに搬出した燃料体数(累計)を記載する。

(注5) 2 (4) 放射性固体廃棄物

- (1) 廃止措置計画認可(2020.3.18)以降の2号機における発生量(発電所全体量の内数)を記載する。
- (2) 「使用済樹脂」は、除染で使用した樹脂の量(m<sup>3</sup>)を記載する。【廃止措置計画における推定発生量は約1m<sup>3</sup>】
- (3) 使用済樹脂の「発生量」は、使用済樹脂貯蔵タンクに受入れた量(m<sup>3</sup>)を記載する。
- (4) 使用済樹脂の「減少量」は、処理を実施した量(m<sup>3</sup>)を記載する。
- (5) 「固体廃棄物」は、200ℓドラム缶換算の本数を記載する。【廃止措置計画における推定発生量は約1,700本】
- (6) 固体廃棄物の「発生量」は、固体廃棄物貯蔵庫に保管した量(本数)を記載する。
- (7) 固体廃棄物の「減少量」は、施設内で処理または施設外に処分した量(本数)を記載する。
- (8) 「保管量」は、発生量と減少量の累計の差を記載する。
- (9) 「雑固体」には、200ℓドラム缶詰めしていないものを含む。

(注6) 2 (5) 放射線業務従事者の被ばく線量

- (1) 被ばく線量は、警報付ポケット線量計の測定値(単位:mSv、小数点以下3桁目を四捨五入した小数点以下2桁)を集計して記載する。

別 添 4

立コミ本第107号

2023年6月30日

佐賀県知事

山口祥義様

九州電力株式会社

代表取締役

社長執行役員

池辺和司

協定書の覚書に基づく連絡について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第5条に基づき、  
別添報告書のとおり連絡いたしますのでご査収ください。

敬具

報告書内容

1. 玄海原子力発電所周辺海域環境調査結果 (年報)

以上

玄海原子力発電所

周辺海域環境調査結果

(令和4年度分)

2023年6月

九州電力株式会社

## 目 次

	ページ
1 調 査 概 要 .....	1
2 調 査 実 施 状 況 .....	2
3 調 査 結 果 の 要 約 .....	4
4 調 査 結 果 .....	8
(1) 流 況 .....	8
(2) 水 温 .....	9
(3) 水 質 .....	27
(4) 底 質 .....	27
(5) プランクトン .....	28
(6) 潮間帯生物 .....	28
5 経 年 変 化 .....	29
 (参考資料)	
潮間帯生物出現一覧表 .....	38

1 調査概要

玄海原子力発電所周辺海域の令和4年度調査実施概要は下表のとおりであり、調査は「玄海原子力発電所周辺海域環境調査計画(令和4年度)」に基づき実施した。

調査項目	春季 R4.5.30、5.31	夏季 R4.8.19~9.4	秋季 R4.11.24、11.25	冬季 R5.2.12~2.28、 3.6~3.7	
流況	—	○ (R4.8.19~9.4)	—	○ (R5.2.12~2.28)	
水温	○ (R4.5.30)	○ (R4.8.28)	○ (R4.11.24)	○ (R5.2.22)	
水質	○ (R4.5.31)	○ (R4.8.29)	○ (R4.11.25)	○ (R5.2.23)	
底質	—	○ (R4.8.21)	—	○ (R5.2.14)	
プランクトン	—	○ (R4.8.29)	—	○ (R5.2.23)	
潮間帯生物	—	○ (R4.8.25、8.27、 8.29)	—	○ (R5.2.23、3.6~ 3.7)	
発電所 運転 状況	1号機	平成27年4月27日 運転終了			
	2号機	平成31年4月9日 運転終了			
	3号機	第16回定期検査中	第16回定期検査中	第16回定期検査中	通常運転
	4号機	第14回定期検査中	通常運転	第15回定期検査中	通常運転
定格熱出力一定運転導入時期 3号機 : 平成15年3月7日 4号機 : 平成14年11月12日		(参考) 1号機 : 平成23年12月1日から停止中 2号機 : 平成23年1月29日から停止中 3号機 : 令和4年1月21日から12月12日 まで停止 4号機 : 令和4年4月30日から7月13日 まで停止 令和4年9月12日から 令和5年2月9日まで停止			

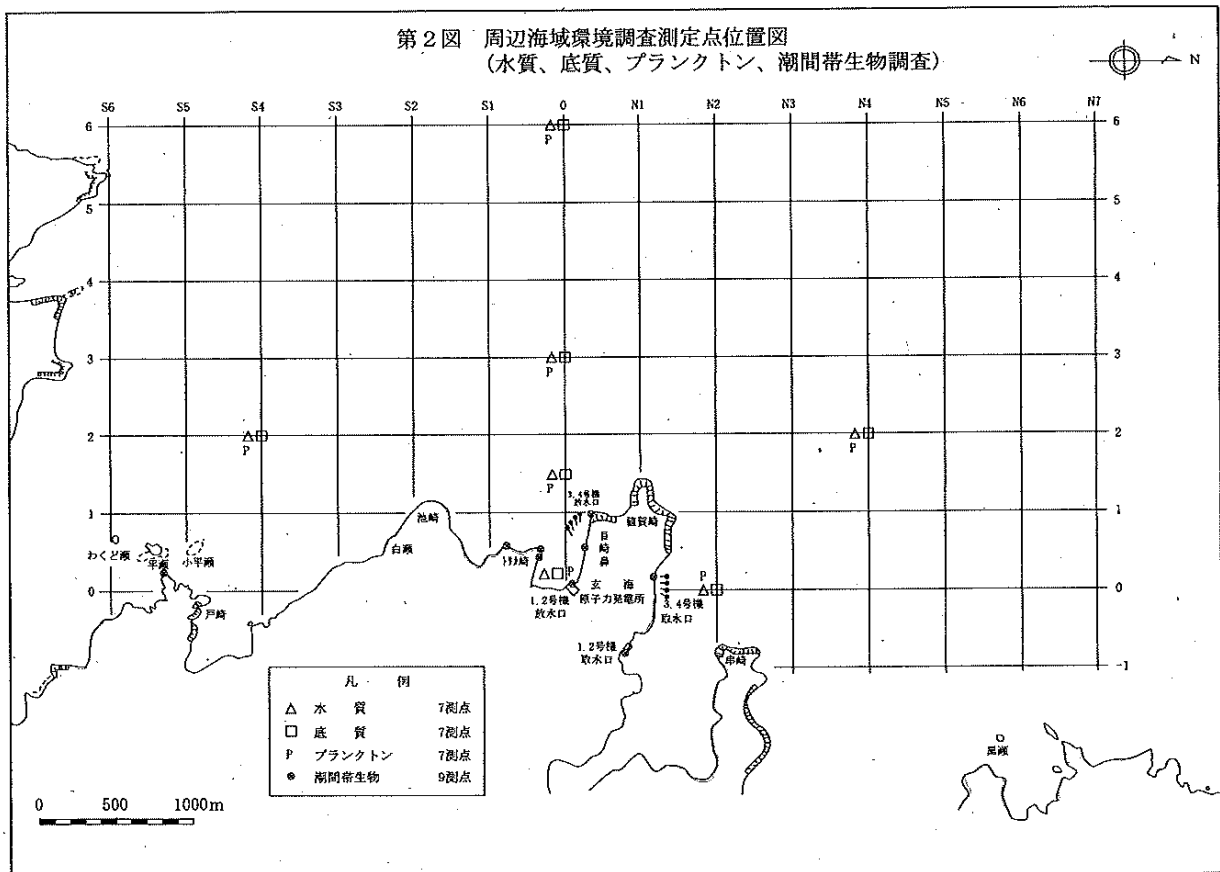
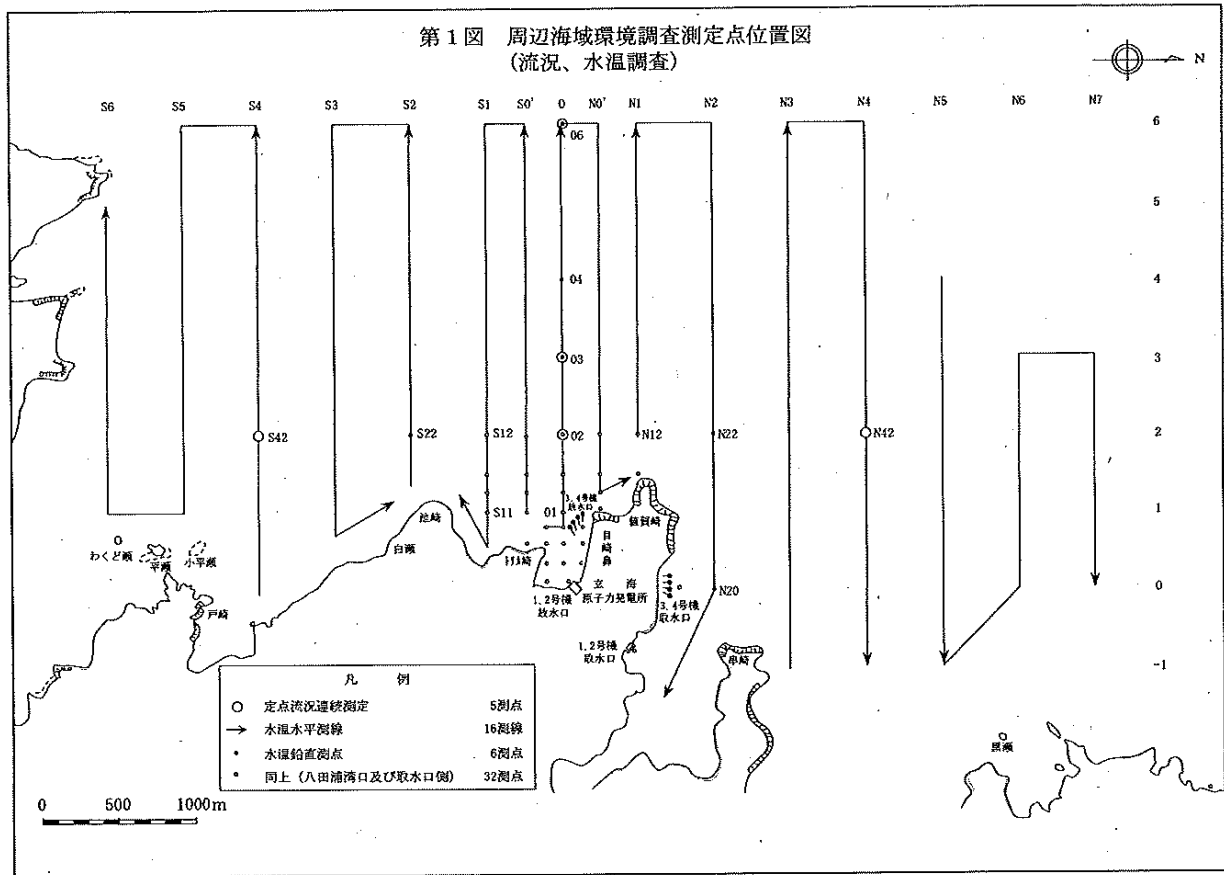
2 調査実施状況

調査測定点位置を第1図及び第2図に示す。

調査項目	内 容	調査方法及び使用機器	点数	観 測 層
流 況	流 向 流 速	定点流況 15 日間連続測定 (JFEアレック (現 JFEアドバンテック) INFINITY-EM 電磁流速計)	5 測点	海面下 2m層
水 温	水平分布	曳航式による連続測定 (JFEアドバンテック) 曳航式水温塩分測定装置 (ADL-7)	16 測線	海面下 1m層
	鉛直分布	電気伝導度水温水深計(多項目水質計)による測定 (JFEアドバンテック) 多項目水質計 (ASTD-102)	38 測点	海面下 0.3、1~10m は 1m 間隔、10m 以深 は 5m 間隔、最深は海 底上 1m
水 質	バンドーン採水器による採水		7 測点	海面下 0.5、3、8、20 m の 4 層  ただし、放水口周辺 の 2 測点は、海面下 0.5、3、8 m (水深が 8 m 以浅の 場合は、海底上 1 m) の 3 層
	水 温	電気伝導度水温水深計による測定		
	塩 分	サリノメーター法		
	水素イオン濃度	ガラス電極法		
	溶存酸素量	よう素滴定法		
	化学的酸素要求量	アルカリ性過マンガン酸カリウムによる酸素消費量		
	濁 度	カオリン標準溶液による吸光光度法		
クロロフィル-a	ユネスコ法による吸光光度法			
底 質	スミス・マッキンタイヤ採泥器による採泥		7 測点	表層土を 3 回採泥し、 混合して試料とする。
	化学的酸素要求量	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量		
	粒 度	ふるい分け及び沈降法		
プラン クトン	植 物	バンドーン採水器により 10ℓ 採水し 48 時間沈殿	7 測点	海面下 0.5、3、8、15 m の 4 層  ただし、放水口周辺 の 2 測点は、海面下 0.5、3、8 m (水深が 8 m 以浅の 場合は、海底上 1 m) の 3 層
	動 物	北原式閉鎖型定量ネット (NXX13)		
潮間帯 生 物	植 物 動 物	ベルトトランセクト法	9 測点	潮間帯

注) 1、2号機の取放水方式は「深層取水」・「表層放流」としている。

3、4号機の取放水方式は「深層取水」・「水中放流」としている。





### 3 調査結果の要約

#### (1) 春 季

##### a 水 温

###### (a) 水平分布

3、4号機が停止中であり、一部の機器の冷却用として海水の取排水は行ったものの温排水の排出はなく、19～21℃台の範囲であった。

###### (b) 鉛直分布

19～20℃台の範囲にあり、放水口から沖合にかけて下層に向かうにつれて徐々に降温していた。

全号機が停止中であり、一部の機器の冷却用として海水の取排水は行ったものの温排水の排出はなかった。

##### b 水 質

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・水温	: 20.1～21.3℃	・化学的酸素要求量	: 0.3～0.4 mg/ℓ
・塩分	: 33.87～34.55	・濁度	: 定量限界(0.5度未満)
・水素イオン濃度	: 8.1	・クロロフィル a	: 0.6～1.3 μg/ℓ
・溶存酸素量	: 7.4～7.6 mg/ℓ		

##### c ま と め

3、4号機が停止中であり、一部の機器の冷却用として海水の取排水は行ったものの温排水の排出はなく、水質は過去の調査結果と同程度であった。

## (2) 夏季

### a 流況

流向は、放水口前面の測点 02 では北北西から北を主体とした流れがみられ、その他の測点では北西から北東を主体とした流れがみられた。

流速は、海域全体で 0~100 cm/s 台の範囲にあり、全般的に沖合の北側海域でやや速く、陸側で 0~10cm/s の流れが主にみられた。

これは、過去の調査結果と同程度であった。

### b 水温

#### (a) 水平分布

25~28℃台の範囲にあり、放水口前面に 27~28℃台の水温が分布しており、温排水拡散域は認められなかった。

#### (b) 鉛直分布

23~28℃台の範囲にあり、放水口から沖合にかけて下層に向かうにつれて徐々に降温していた。

### c 水質

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・水温	: 25.6~28.5℃	・化学的酸素要求量	: 0.4~0.7 mg/ℓ
・塩分	: 30.91~32.27	・濁度	: <0.5~0.8 度
・水素イオン濃度	: 8.1~8.2	・クロロフィル a	: 0.9~2.9 μg/ℓ
・溶存酸素量	: 6.4~7.3 mg/ℓ		

### d 底質

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・化学的酸素要求量	: 1.1~3.9 mg/g 乾泥		
・粒度 (礫分)	: 0~4%	(粗砂分)	: 2~61%
(細砂分)	: 21~80%	(シル+粘土+コト分)	: 14~37%

### e プランクトン

#### (a) 植物

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・沈殿量: 取水口側	20 ml /m <sup>3</sup>	放水口側	43 ml /m <sup>3</sup>
・種類数: 取水口側	34 種	放水口側	36 種
・細胞数: 取水口側	27.0×10 <sup>4</sup> 細胞/ℓ	放水口側	46.5×10 <sup>4</sup> 細胞/ℓ

#### (b) 動物

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・沈殿量: 取水口側	6.9 ml /m <sup>3</sup>	放水口側	26.7 ml /m <sup>3</sup>
・種類数: 取水口側	42 種	放水口側	40 種
・個体数: 取水口側	29,425 個体/m <sup>3</sup>	放水口側	50,065 個体/m <sup>3</sup>

### f 潮間帯生物

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・出現種類数: 植物 26 種、動物 50 種

### g まとめ

温排水拡散範囲は認められず、流況、水質、底質、プランクトン、潮間帯生物は過去の調査結果と同程度であった。

(3) 秋 季

a 水 温

(a) 水平分布

3、4号機が停止中であり、一部の機器の冷却用として海水の取排水は行ったものの温排水の排出はなく、19～20℃台の範囲であった。

(b) 鉛直分布

19～20℃台の範囲にあり、上層と下層ではほぼ等温状態にあった。

b 水 質

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・水温	: 19.8～20.1℃	・化学的酸素要求量	: 0.3～0.4 mg/ℓ
・塩分	: 33.55～33.82	・濁度	: 定量限界(0.5度未満)
・水素イオン濃度	: 8.1	・クロロフィル a	: 0.8～1.0 μg/ℓ
・溶存酸素量	: 6.9～7.5 mg/ℓ		

c まとめ

温排水拡散域は認められず、水質は過去の調査結果と同程度であった。

(4) 冬季

a 流況

流向は、放水口前面の測点 02 では西南西から西と北を主体とした流れがみられ、その他の測点では南南西から西北西、北から北北東及び東を主体とした流れがみられた。

流速は、海域全体で 0~100 cm/s 台の範囲にあり、全般的に沖合の北側海域でやや速く、南側で 0~10cm/s 台の流れが主にみられた。

これは、過去の調査結果と同程度であった。

b 水温

(a) 水平分布

12~15°C 台の範囲にあり、放水口前面から目崎鼻前面にかけて 15°C 台の水温が分布しており、温排水拡散域は放水口前面から目崎鼻前面にかけて認められた。

(b) 鉛直分布

13~15°C 台の範囲にあり、放水口前面周辺を除くと上層と下層でほぼ等温状態にあった。

c 水質

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・水温	: 13.8~14.4°C	・化学的酸素要求量	: 0.2~0.4 mg/ℓ
・塩分	: 34.15~34.50	・濁度	: 定量限界(0.5 度未満)
・水素イオン濃度	: 8.2	・クロロフィル a	: 0.7~1.7 μg/ℓ
・溶存酸素量	: 8.6~9.2 mg/ℓ		

d 底質

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・化学的酸素要求量	: 0.7~2.1 mg/g 乾泥		
・粒度(礫分)	: 0~4%	(粗砂分)	: 2~48%
(細砂分)	: 33~71%	(シル+粘土+珪石分)	: 14~40%

e プランクトン

(a) 植物

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・沈殿量: 取水口側	23 ml /m <sup>3</sup>	放水口側	15 ml /m <sup>3</sup>
・種類数: 取水口側	20 種	放水口側	20 種
・細胞数: 取水口側	14.3×10 <sup>4</sup> 細胞/ℓ	放水口側	8.0×10 <sup>4</sup> 細胞/ℓ

(b) 動物

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・沈殿量: 取水口側	27.5 ml /m <sup>3</sup>	放水口側	29.6 ml /m <sup>3</sup>
・種類数: 取水口側	26 種	放水口側	21 種
・個体数: 取水口側	15,510 個体/m <sup>3</sup>	放水口側	20,029 個体/m <sup>3</sup>

f 潮間帯生物

各項目ともに過去の調査結果と同程度であった。

・出現種類数: 植物 43 種、動物 52 種

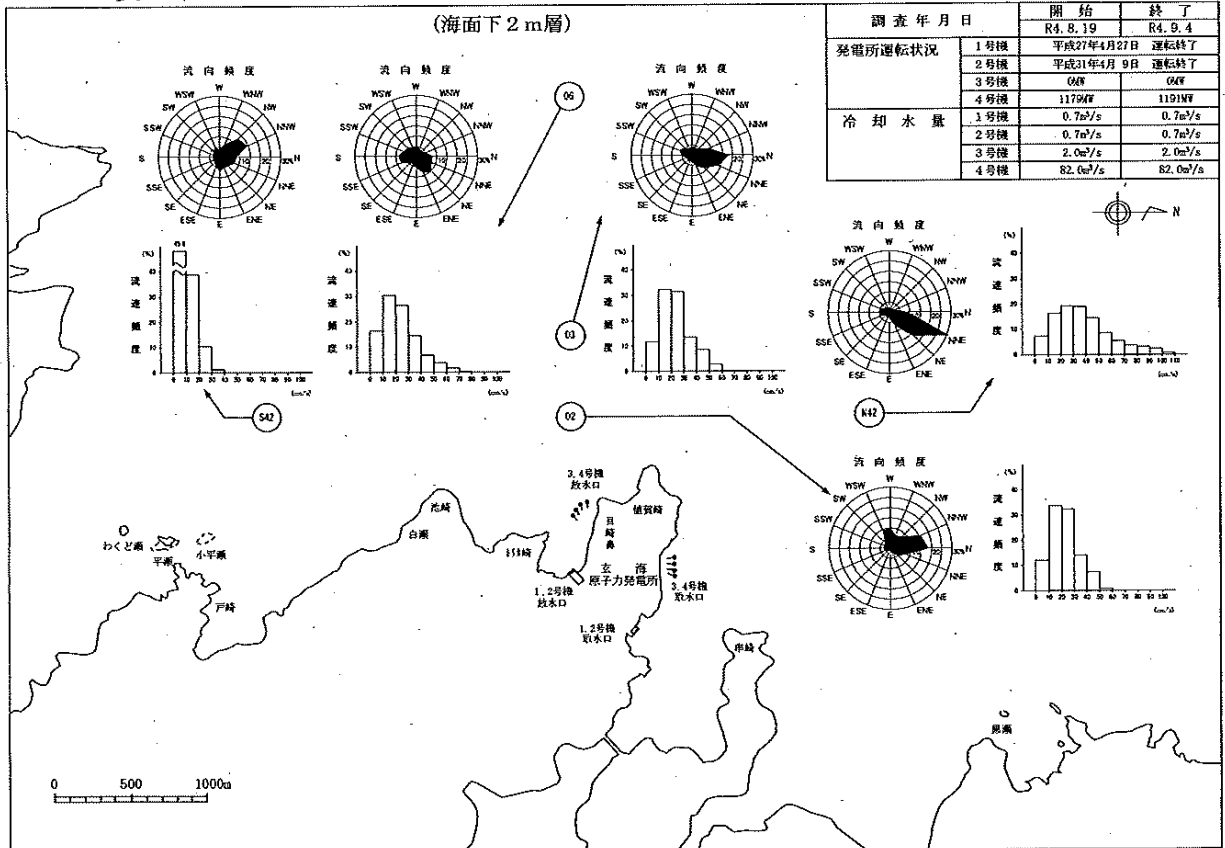
g まとめ

温排水拡散範囲は放水口周辺から値賀崎前面に限られ、また、流況、水質、底質、プランクトン、潮間帯生物は過去の調査結果と同程度であった。

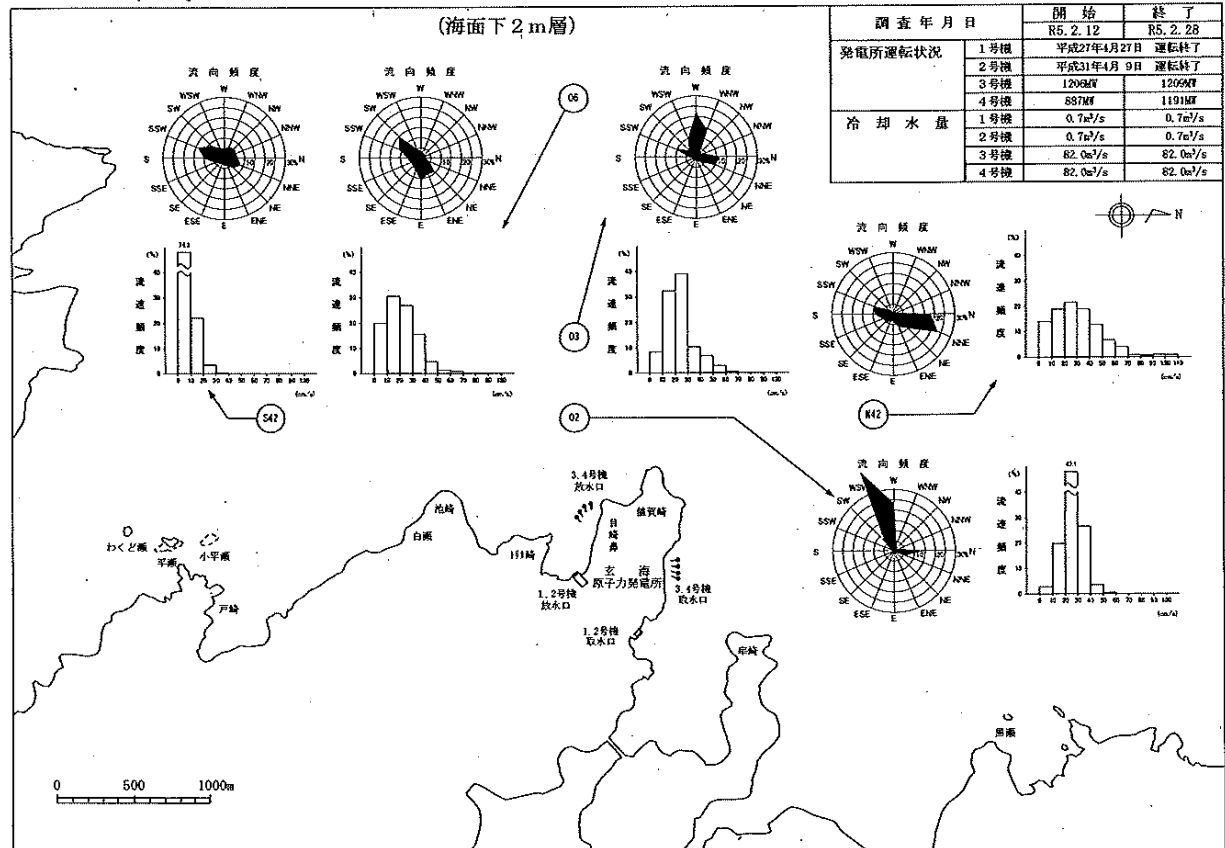
# 4 調査結果

## (1) 流況

### a 夏季



### b 冬季



## (2) 水温

調査時諸元表

項目		時期	春 季			夏 季		
		単位	満潮時	下げ潮時	干潮時	満潮時	下げ潮時	干潮時
測定年月日		—	令和4年5月30日			令和4年8月28日		
測定時間		—	08:30~ 09:30	12:00~ 13:14	15:00~ 16:08	09:30~ 10:33	12:30~ 13:34	15:15~ 16:20
出力	1号機	MW	—	—	—	—	—	—
	2号機	MW	—	—	—	—	—	—
	3号機	MW	0	0	0	0	0	0
	4号機	MW	0	0	0	1185	1188	1189
冷却水量	1号機	m <sup>3</sup> /s	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	2号機	m <sup>3</sup> /s	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	3号機	m <sup>3</sup> /s	82.0	82.0	82.0	2.0	2.0	2.0
	4号機	m <sup>3</sup> /s	2.0	2.0	2.0	82.0	82.0	82.0
1,2号機取水口側水温		℃	21.4	21.7	21.9	28.0	28.1	28.0
1,2号機放水口側水温		℃	20.2	20.3	20.7	27.8	27.4	27.3
1,2号機取放水口水温差		℃	-1.2	-1.4	-1.2	-0.2	-0.7	-0.7
3号機取水口側水温		℃	20.1	20.1	20.1	27.8	27.6	27.6
3号機放水口側水温		℃	20.1	20.1	20.1	28.9	28.8	28.0
3号機取放水口水温差		℃	0.0	0.0	0.0	1.1	1.2	0.4
4号機取水口側水温		℃	20.1	20.1	20.1	26.7	26.2	26.1
4号機放水口側水温		℃	21.3	22.1	21.9	33.5	33.0	32.9
4号機取放水口水温差		℃	1.2	2.0	1.8	6.8	6.8	6.8
海象	気温	℃	21.0	22.6	22.4	30.2	29.1	29.5
	風向	—	SSE	SW	SW	NE	NE	NNE
	風速	m/s	1.8	0.8	3.8	8.4	8.8	8.5
	海況	—	静穏	静穏	やや波あり	やや波あり	やや波あり	やや波あり
	潮位	cm	219~221 ~217	130~74	27~26 ~32	250~251 ~245	173~118	55~45 ~45

注) 1. 平成27年4月27日 1号機運転終了。  
2. 平成31年4月9日 2号機運転終了。

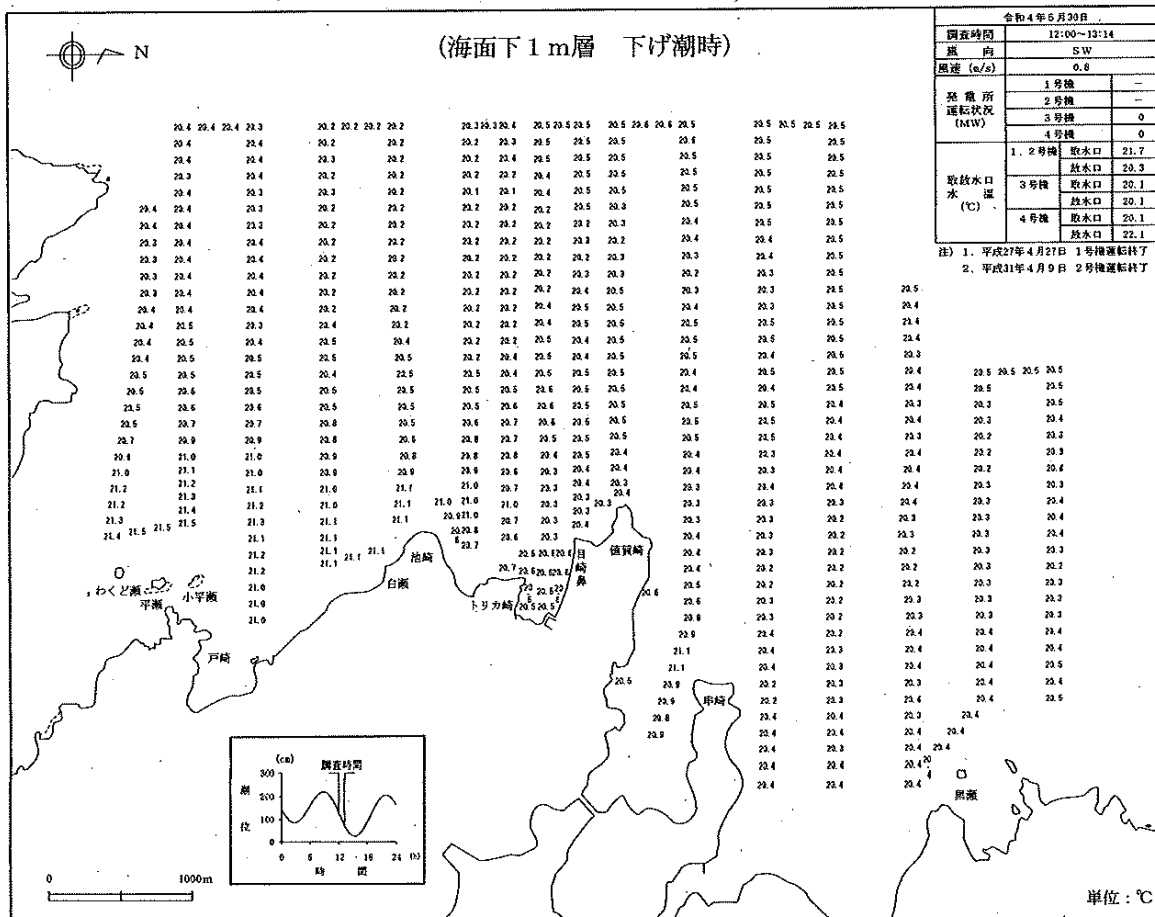
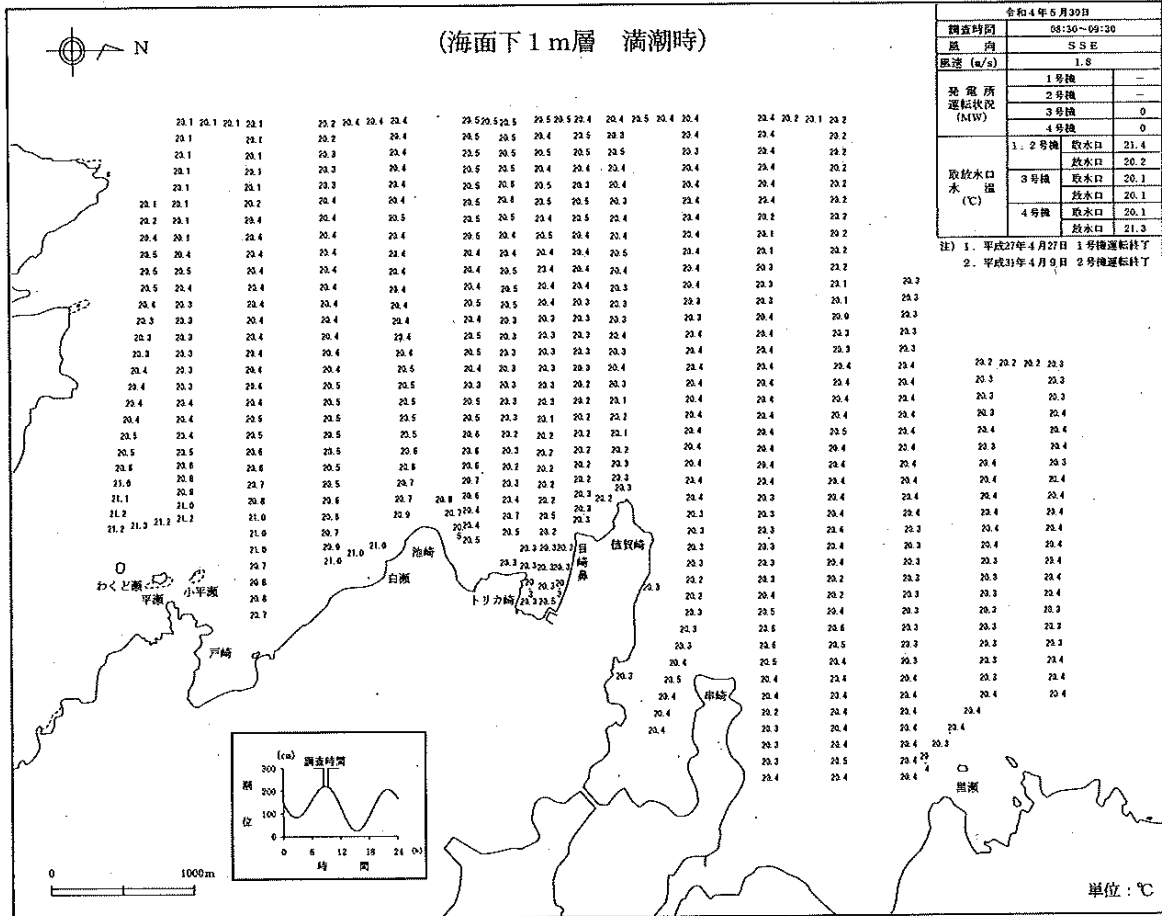
調査時諸元表

項目		時期	秋 季			冬 季		
		単位	満潮時	下げ潮時	干潮時	満潮時	下げ潮時	干潮時
測定年月日		—	令和4年11月24日			令和5年2月22日		
測定時間		—	09:20~ 10:26	12:00~ 13:00	14:45~ 15:46	10:30~ 11:30	13:30~ 14:30	16:00~ 17:07
出力	1号機	MW	—	—	—	—	—	—
	2号機	MW	—	—	—	—	—	—
	3号機	MW	0	0	0	1208	1208	1208
	4号機	MW	0	0	0	1187	1187	1191
冷却水量	1号機	m <sup>3</sup> /s	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	2号機	m <sup>3</sup> /s	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	3号機	m <sup>3</sup> /s	2.0	2.0	2.0	82.0	82.0	82.0
	4号機	m <sup>3</sup> /s	2.0	2.0	2.0	82.0	82.0	82.0
1、2号機取水口側水温		℃	19.7	19.9	19.8	13.2	13.6	13.5
1、2号機放水口側水温		℃	19.7	19.9	19.8	13.2	13.6	13.5
1、2号機取放水口水温差		℃	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3号機取水口側水温		℃	19.8	19.9	19.9	13.7	13.8	13.7
3号機放水口側水温		℃	20.7	20.7	20.7	20.7	20.8	20.7
3号機取放水口水温差		℃	0.9	0.8	0.8	7.0	7.0	7.0
4号機取水口側水温		℃	—*	—*	—*	13.7	13.7	13.7
4号機放水口側水温		℃	20.8	20.9	20.9	20.6	20.6	20.6
4号機取放水口水温差		℃	—*	—*	—*	6.9	6.9	6.9
海 象	気 温	℃	18.6	21.0	19.0	9.0	10.8	9.0
	風 向	—	NE	NNE	NNE	ENE	ENE	NNE
	風 速	m/s	4.8	3.6	2.8	4.8	4.4	3.0
	海 況	—	やや波あり	やや波あり	やや波あり	静 穏	静 穏	静 穏
	潮 位	cm	225~228 ~222	169~123	68~65 ~69	213~220 ~218	143~84	17~6 ~7

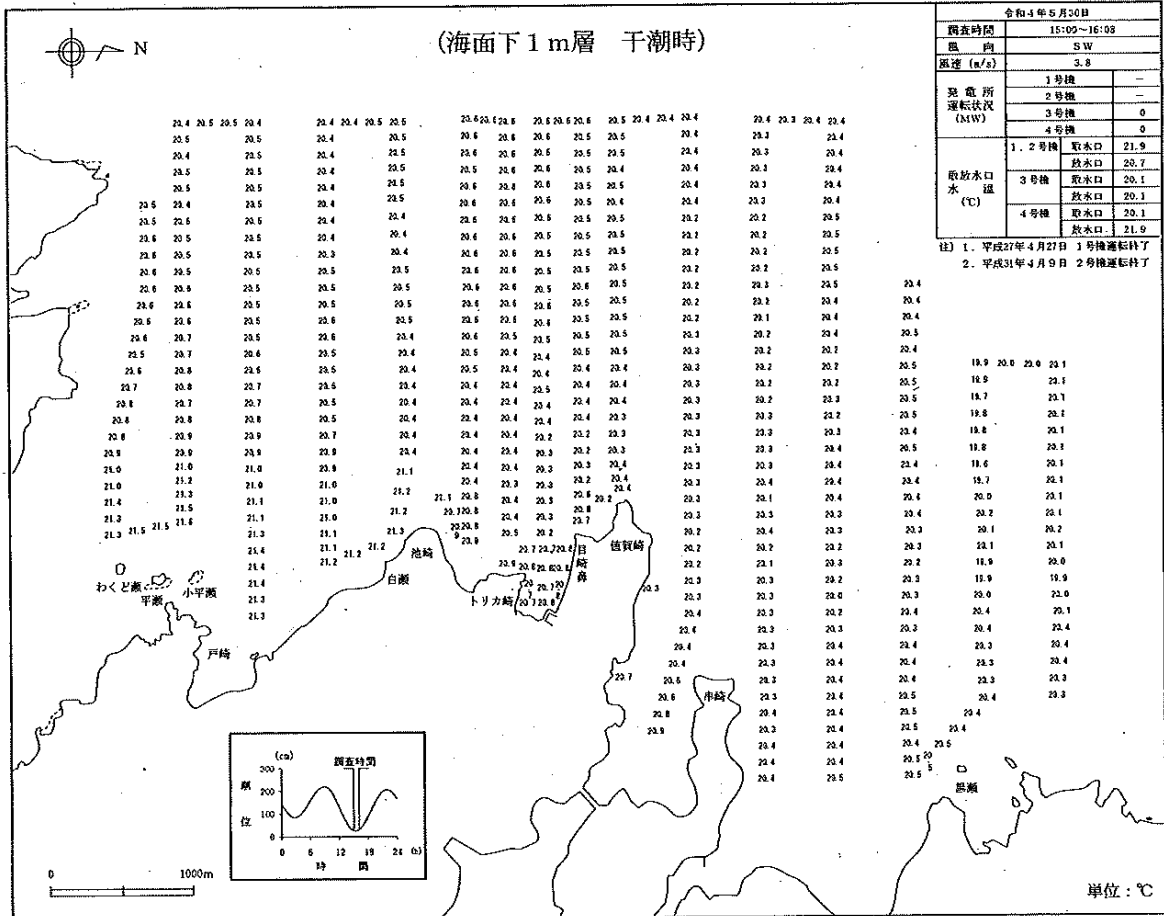
※ 海水ポンプ取替に伴い、温度計付近の海水を水抜きしたため欠測。

注) 1. 平成27年4月27日 1号機運転終了。  
2. 平成31年4月9日 2号機運転終了。

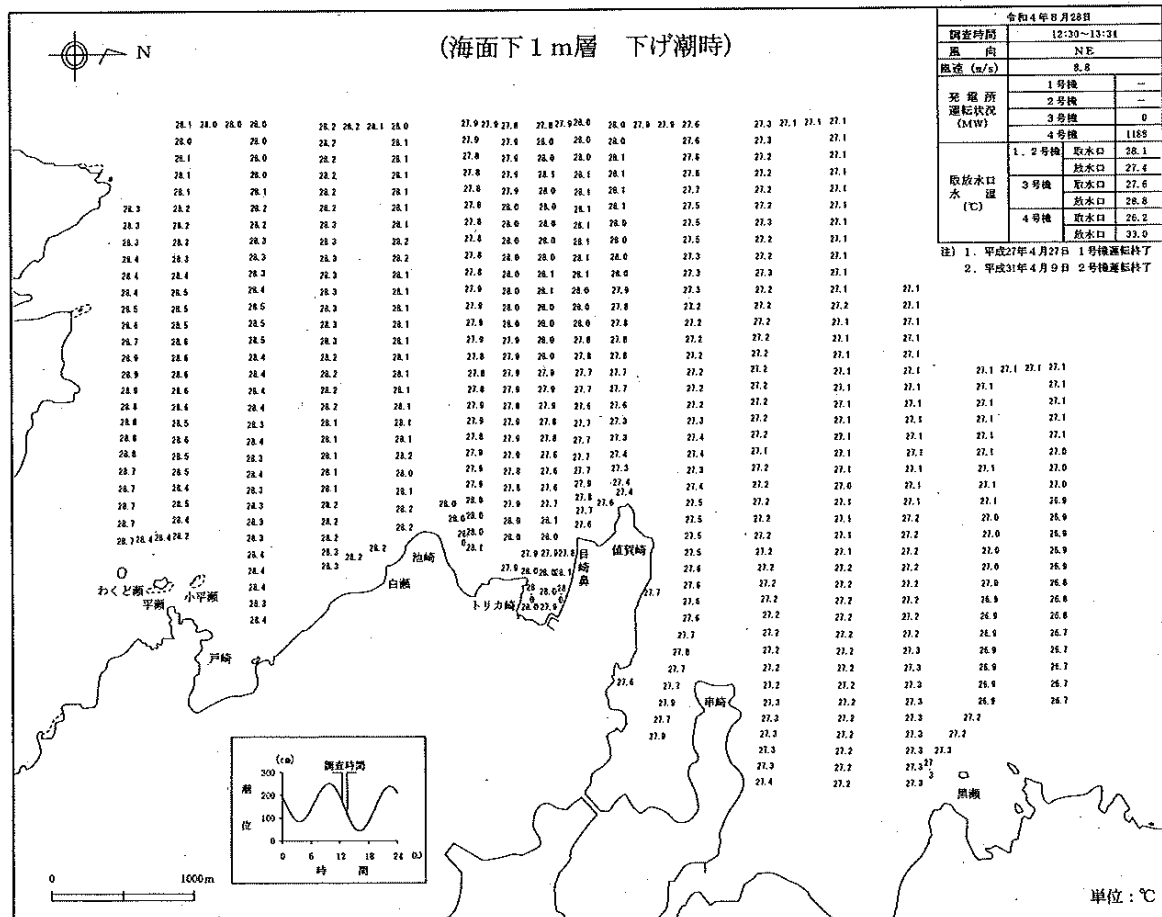
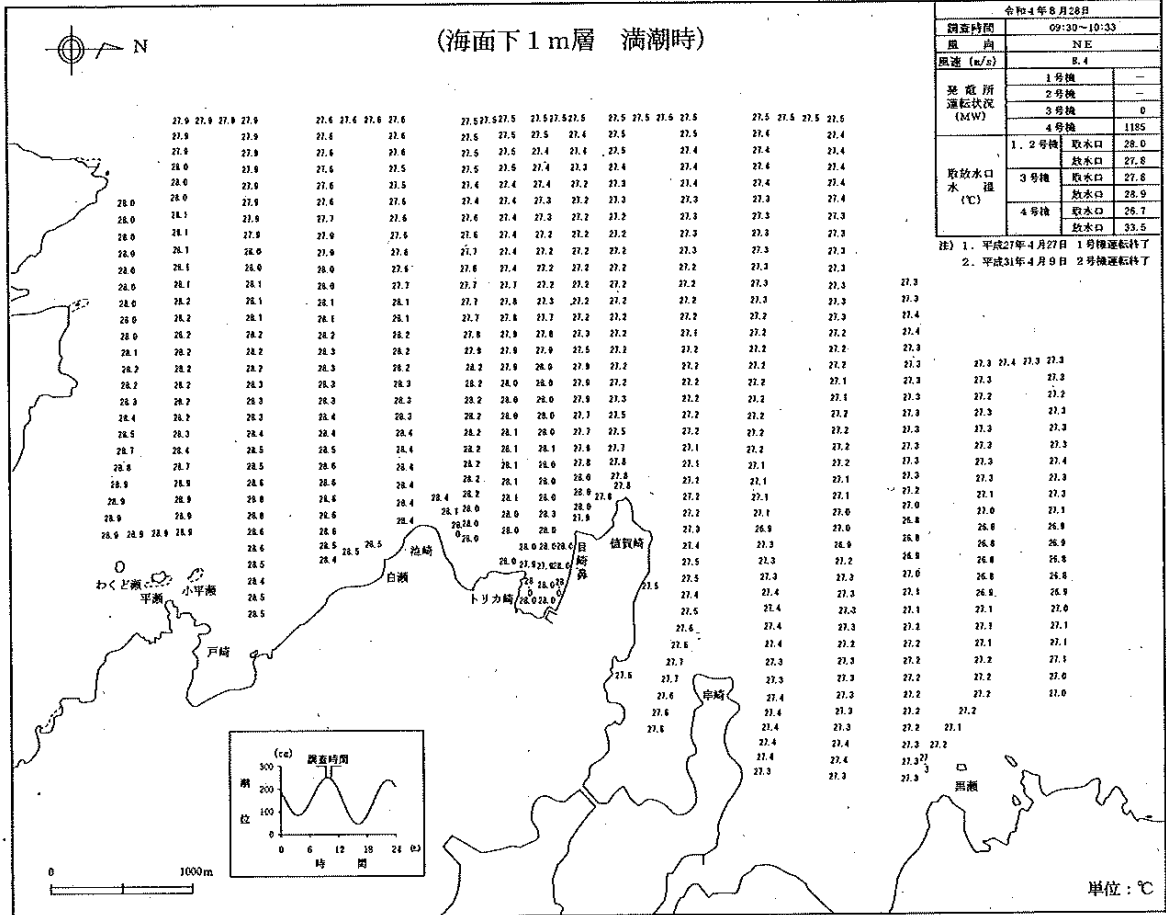
a 水温水平分布  
(a) 春季

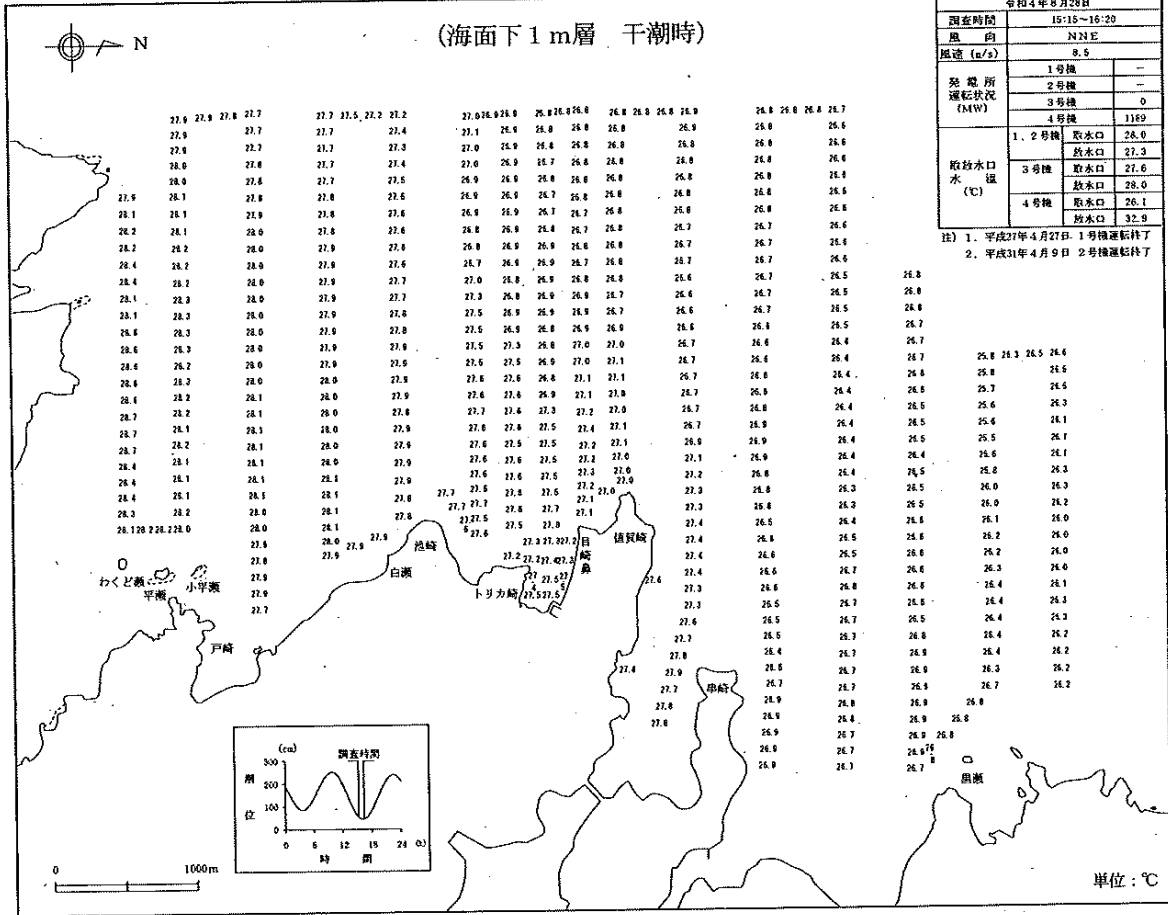




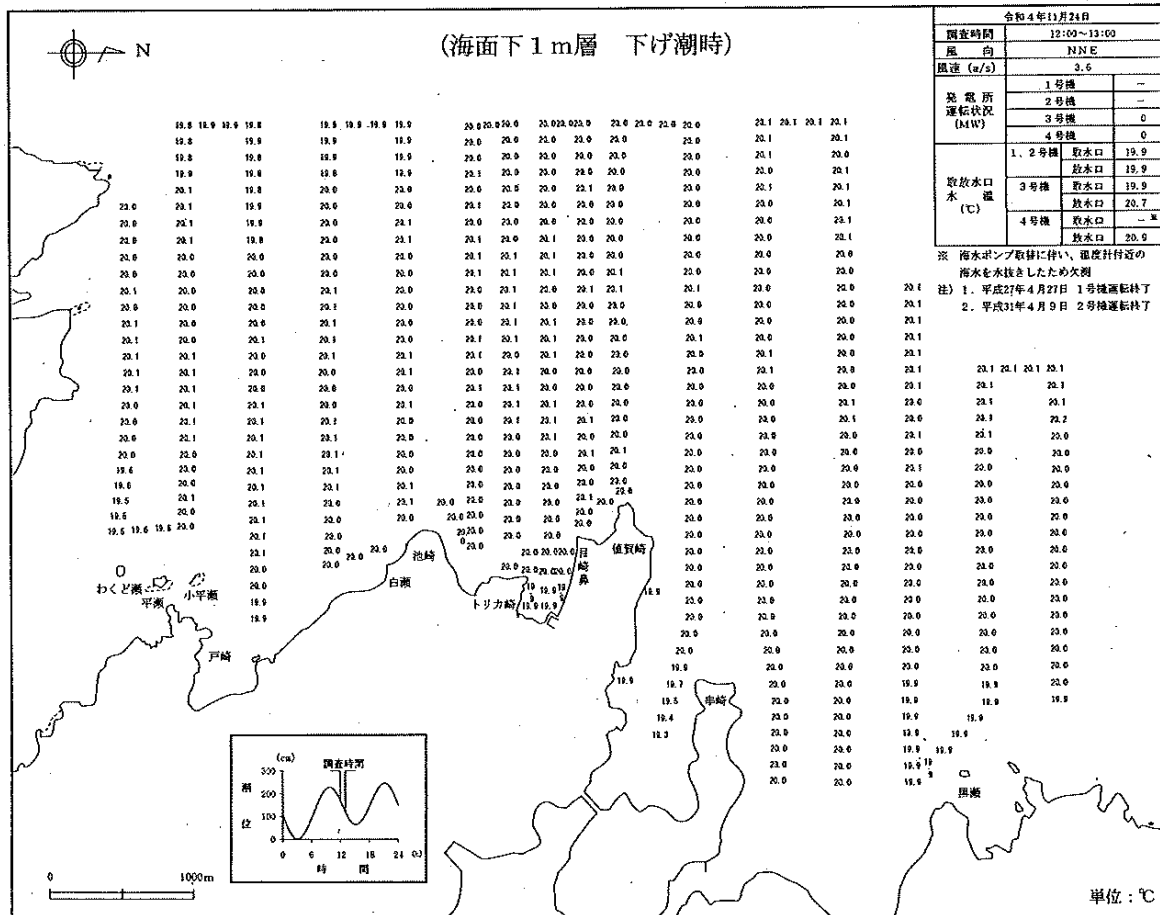
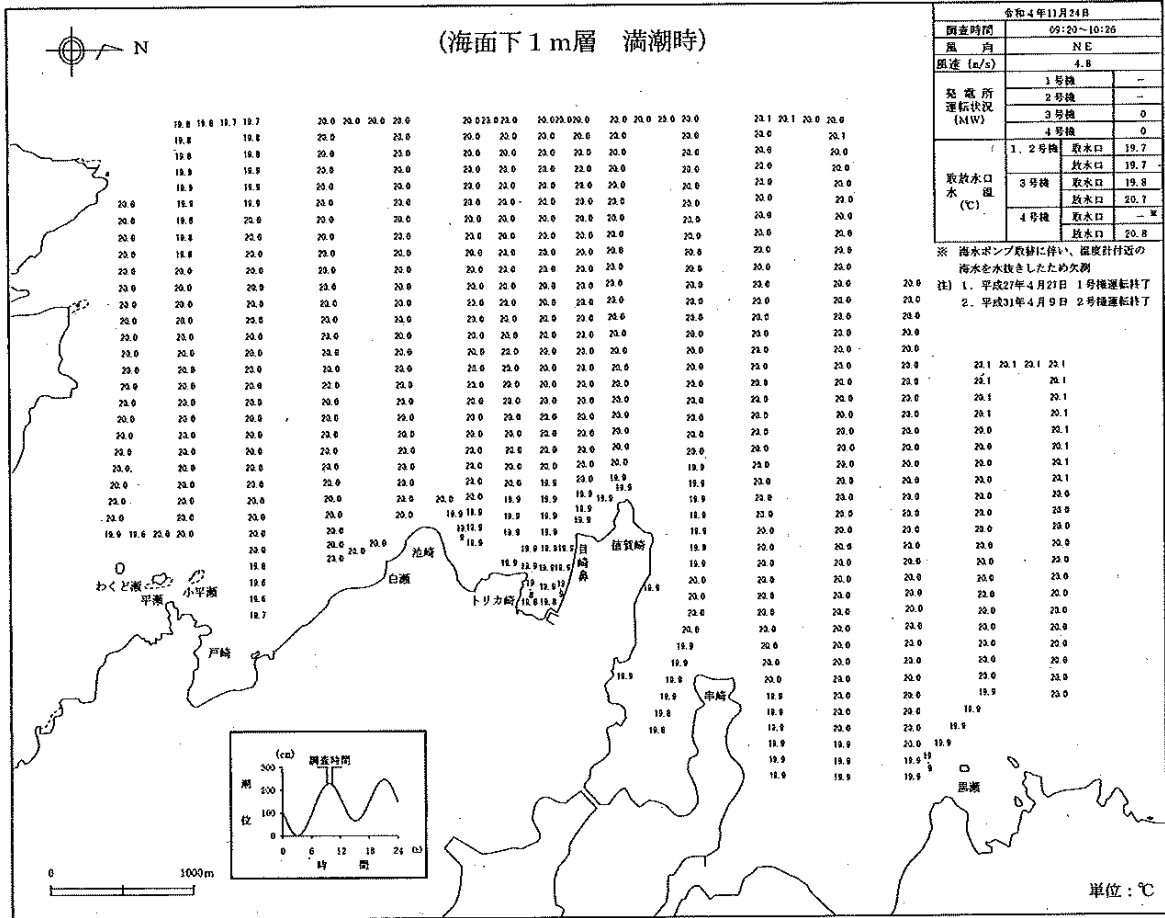


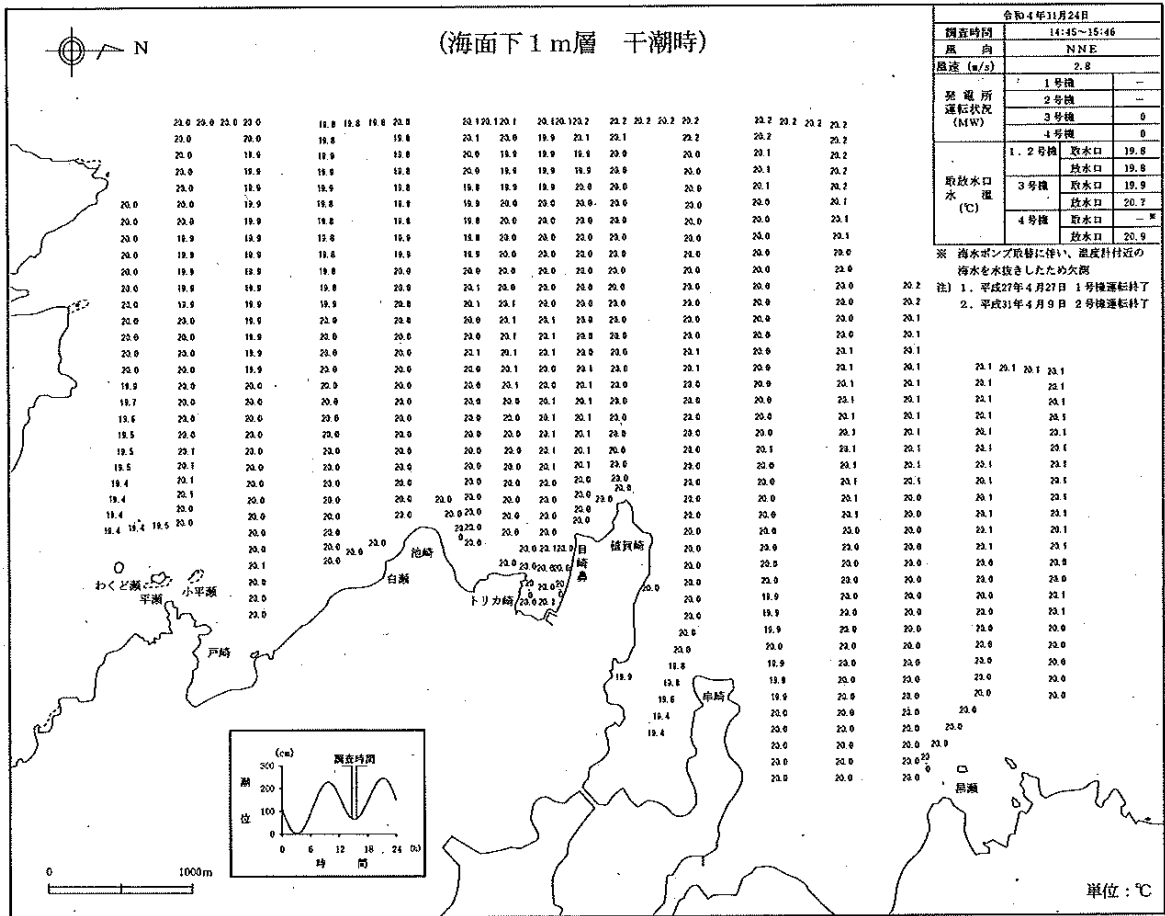
(b) 夏季



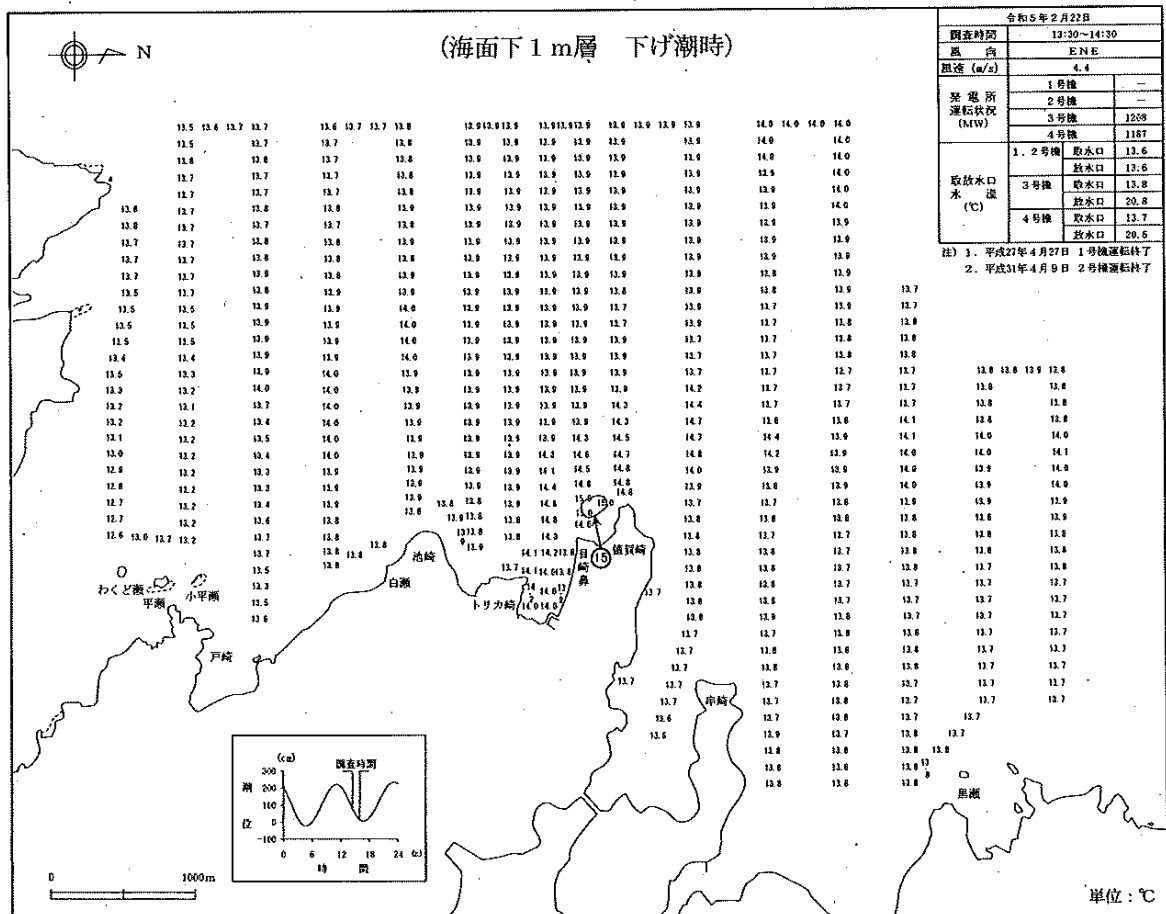
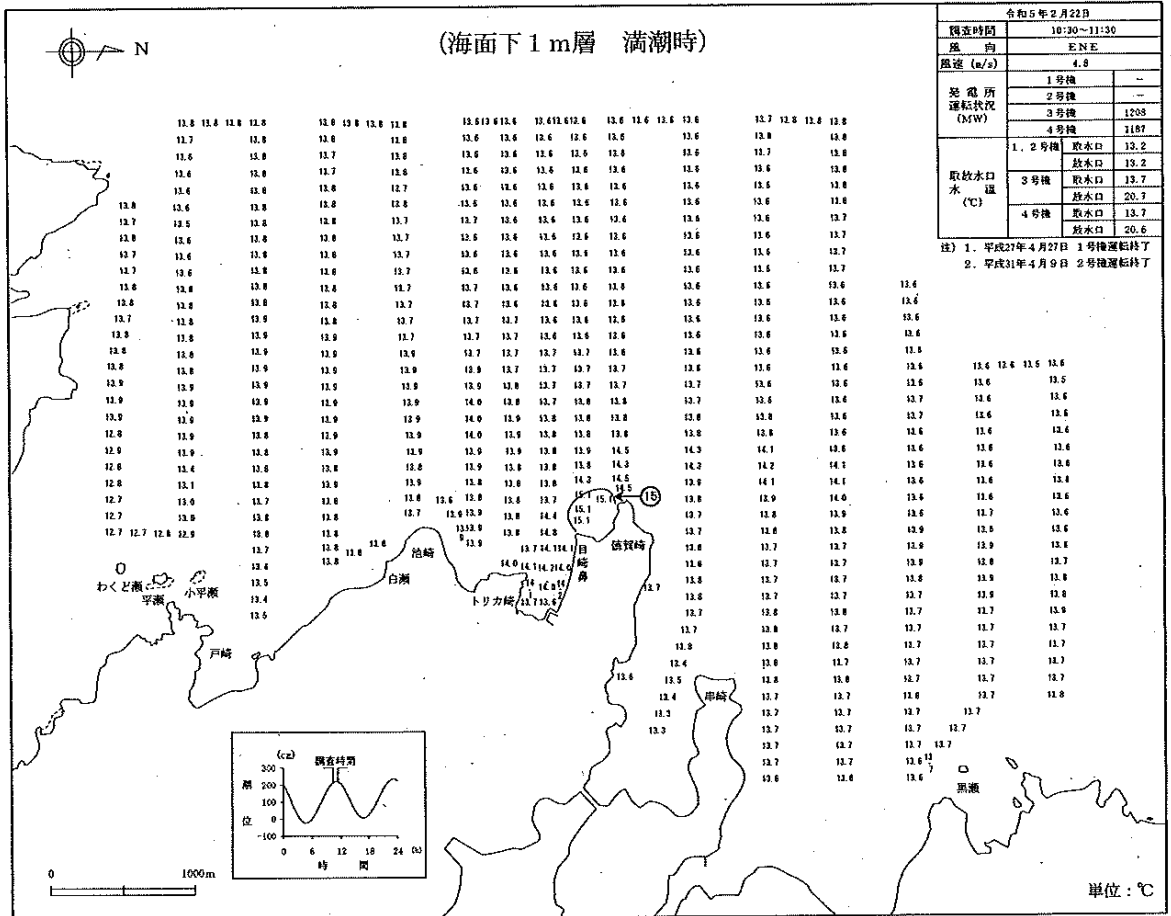


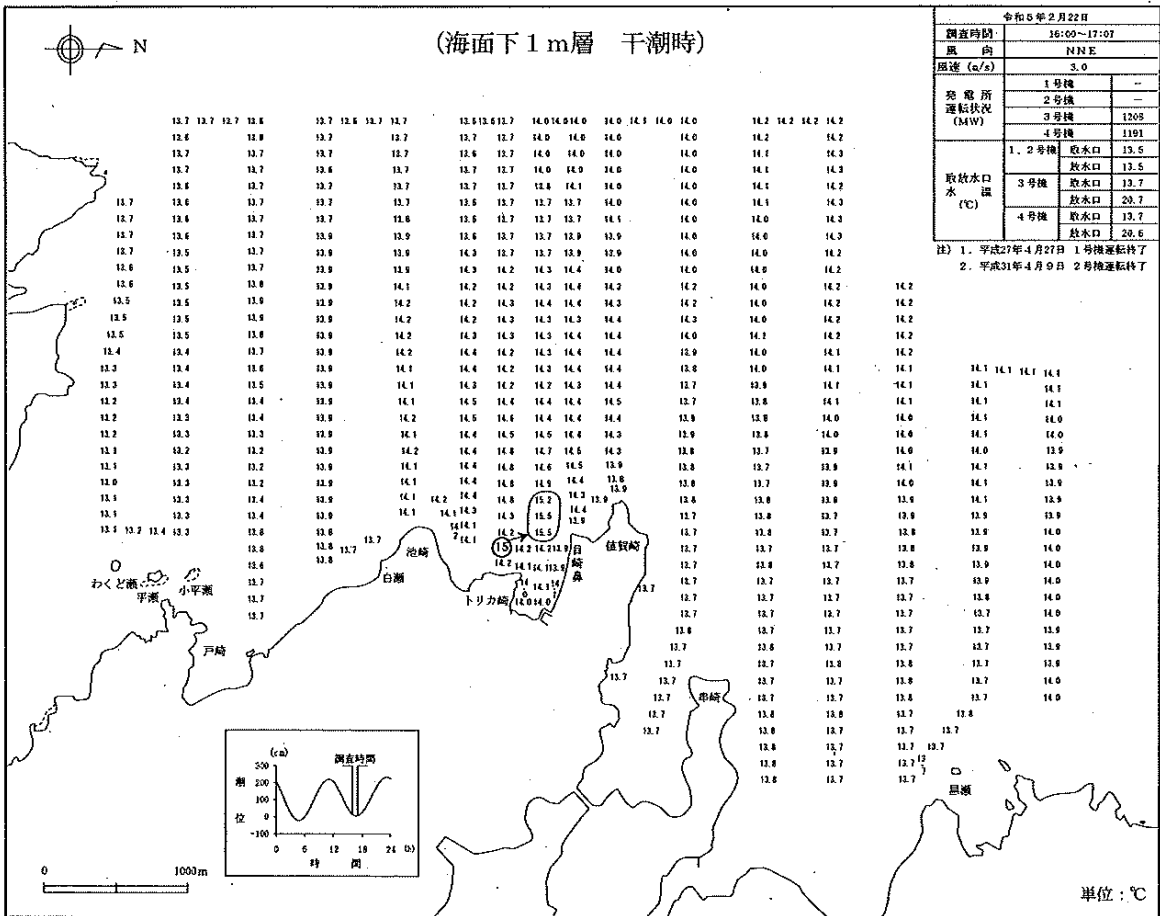
(c) 秋季



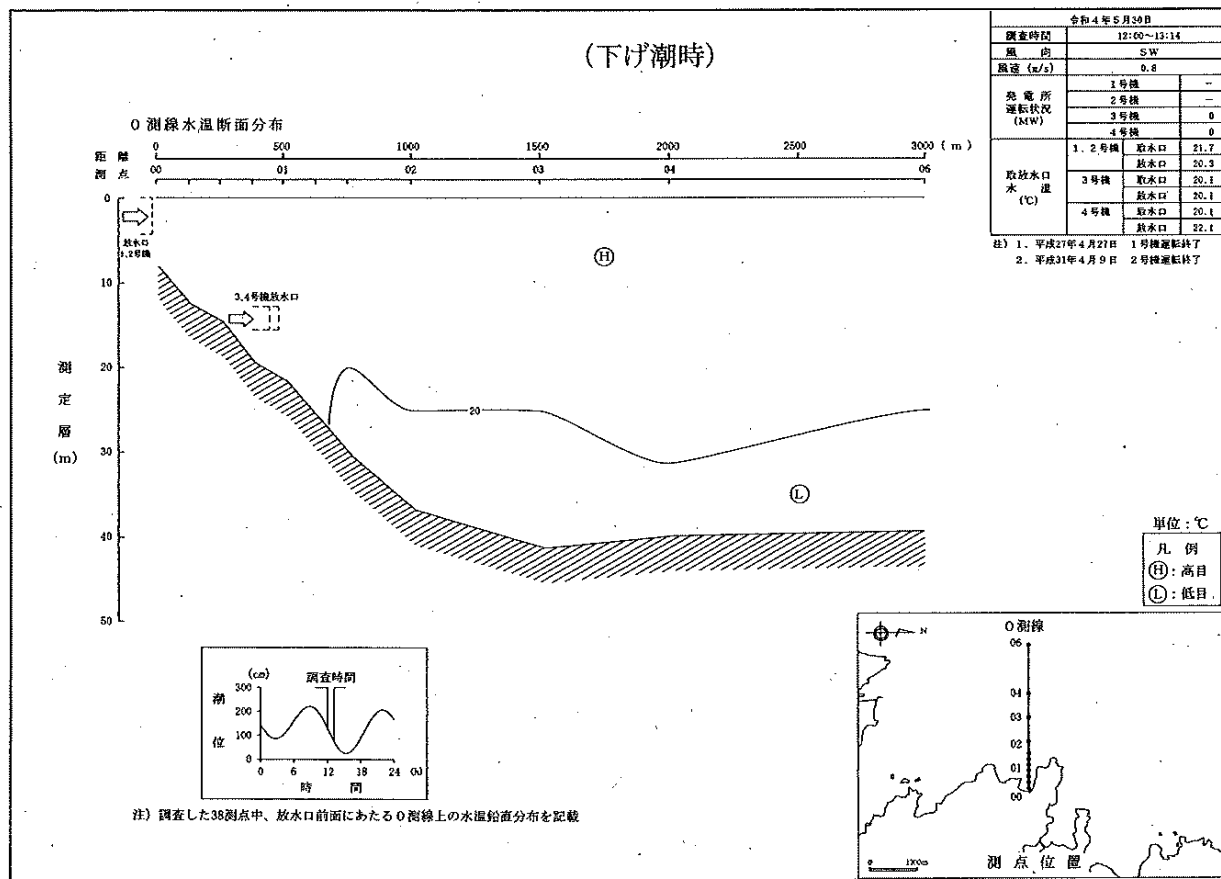
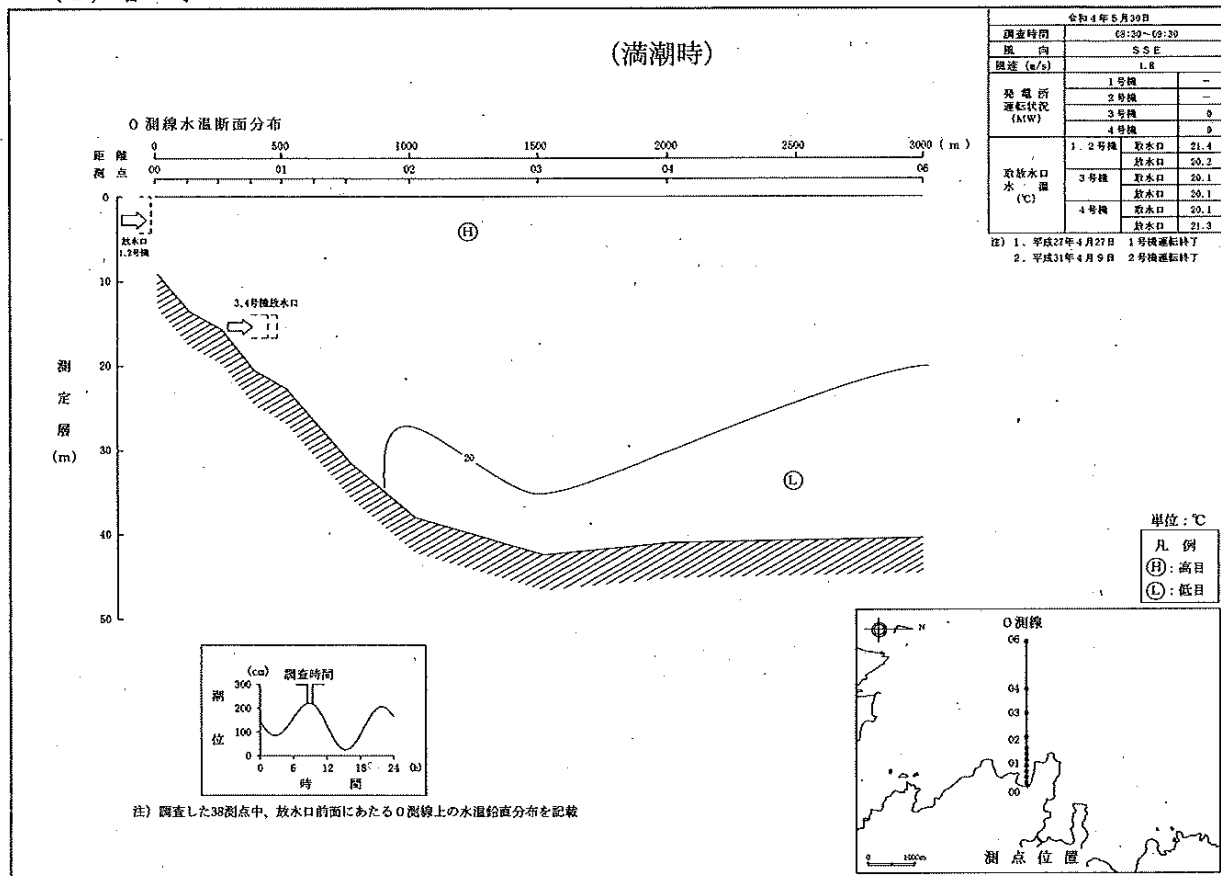


(d) 冬季





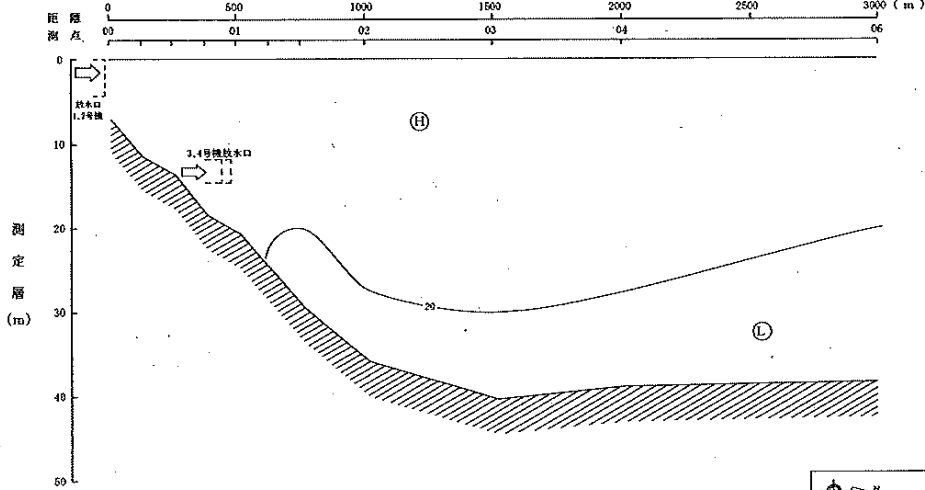
b 水温鉛直分布  
(a) 春季





(干潮時)

0 湖線水温断面分布

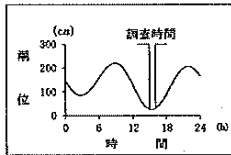


台形 4年 5月 30日			
調査時間	15:00~16:00		
風向	SW		
風速 (m/s)	3.8		
懸垂所 運転状況 (MW)	1号機	—	
	2号機	—	
	3号機	0	
	4号機	0	
取水口水温 (°C)	1. 2号機	取水口	21.9
		取水口	23.7
	3号機	取水口	20.1
		取水口	20.1
	4号機	取水口	20.1
		取水口	21.9

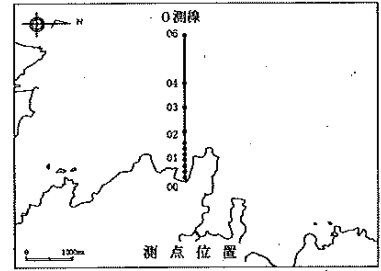
注) 1. 平成27年4月27日 1号機運転終了  
2. 平成31年4月9日 2号機運転終了

単位: °C

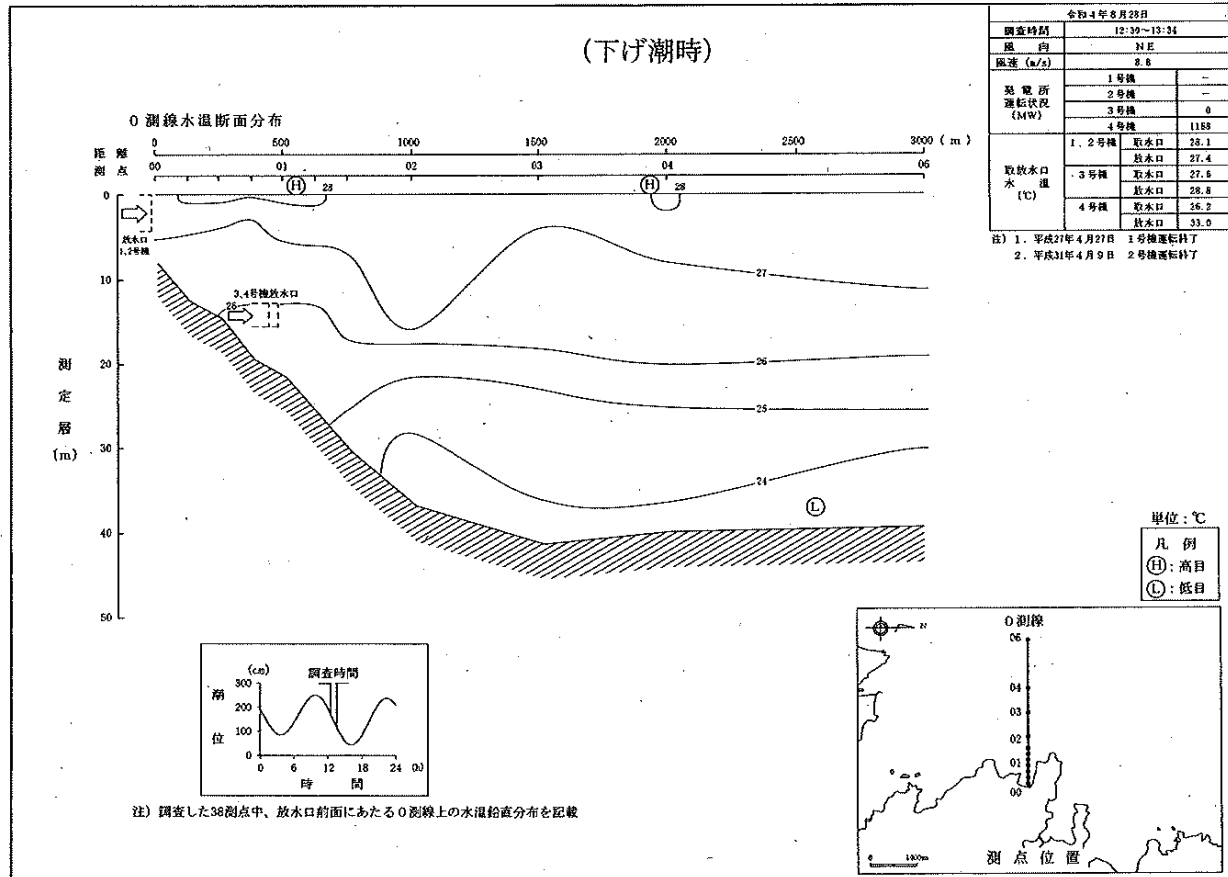
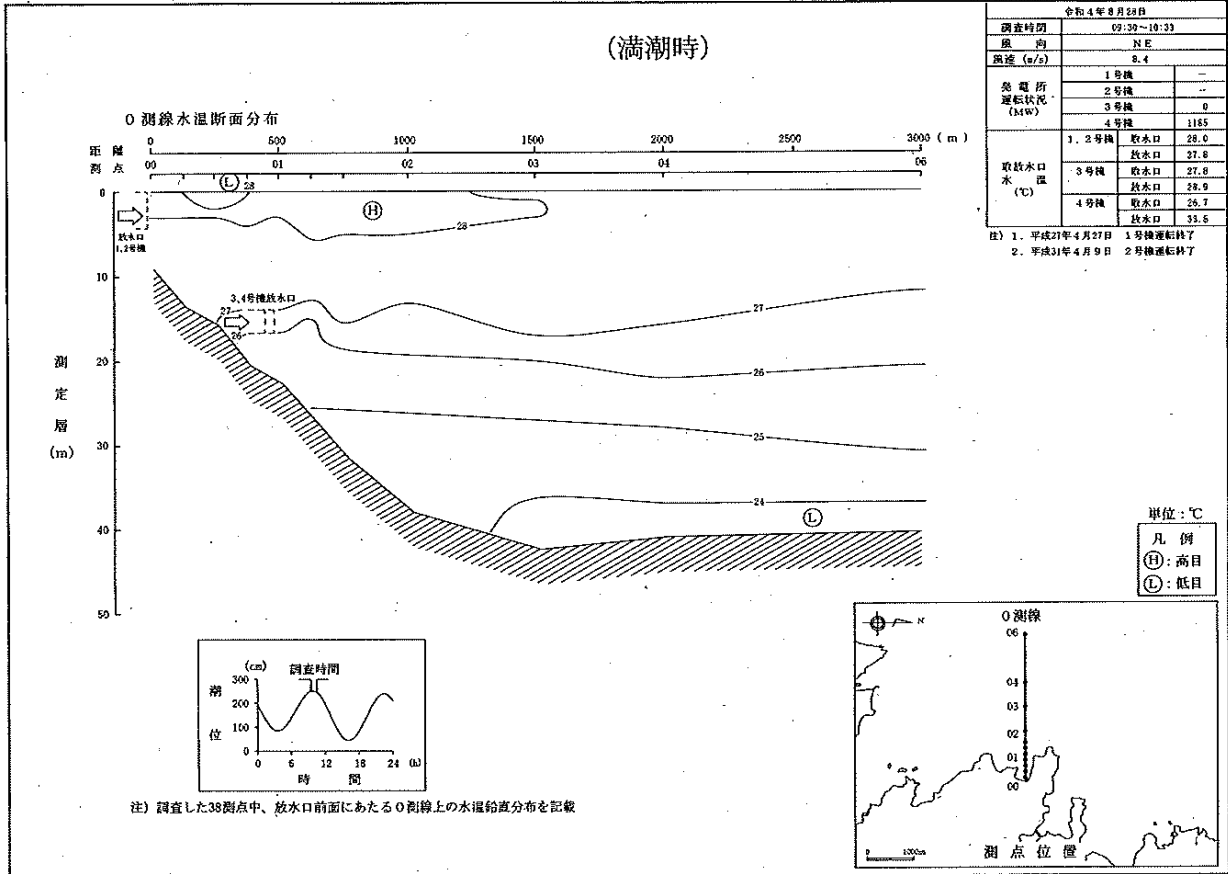
- 凡例
- (H): 高目
- (L): 低目



注) 調査した38測点中、放水口前面にあたる0湖線上の水温鉛直分布を記載

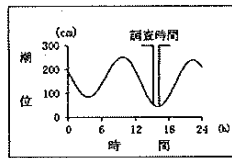
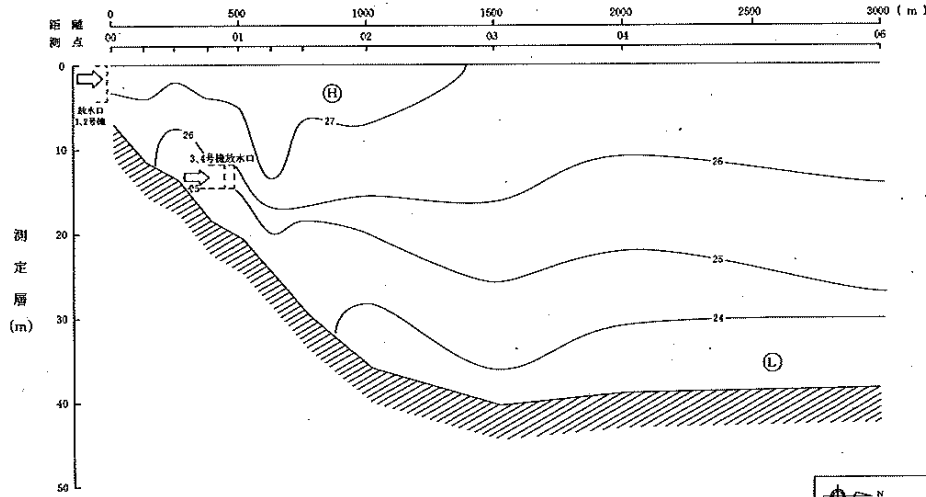


(b) 夏季



(干潮時)

0 湖線水温断面分布

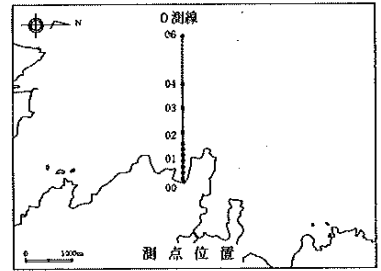


注) 調査した38測点中、放水口前面にあたる0測線上の水温鉛直分布を記載

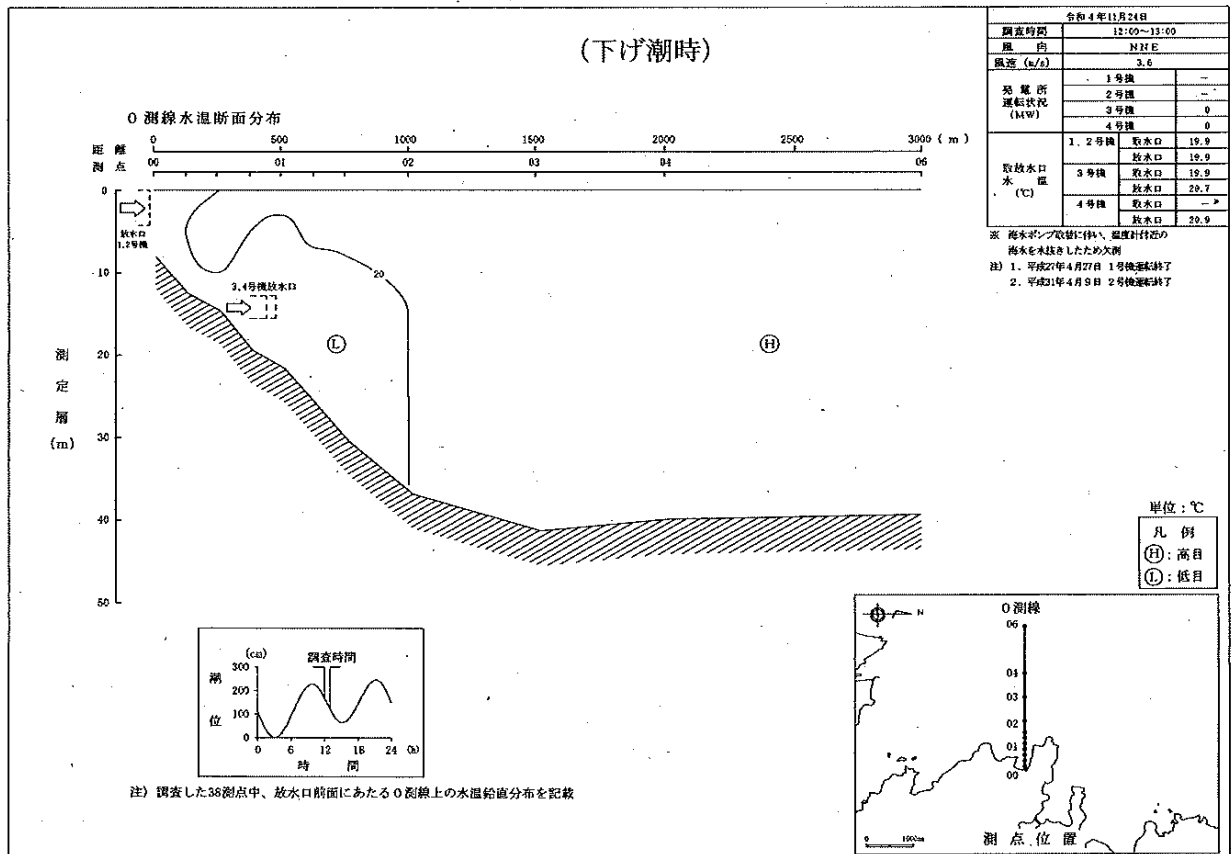
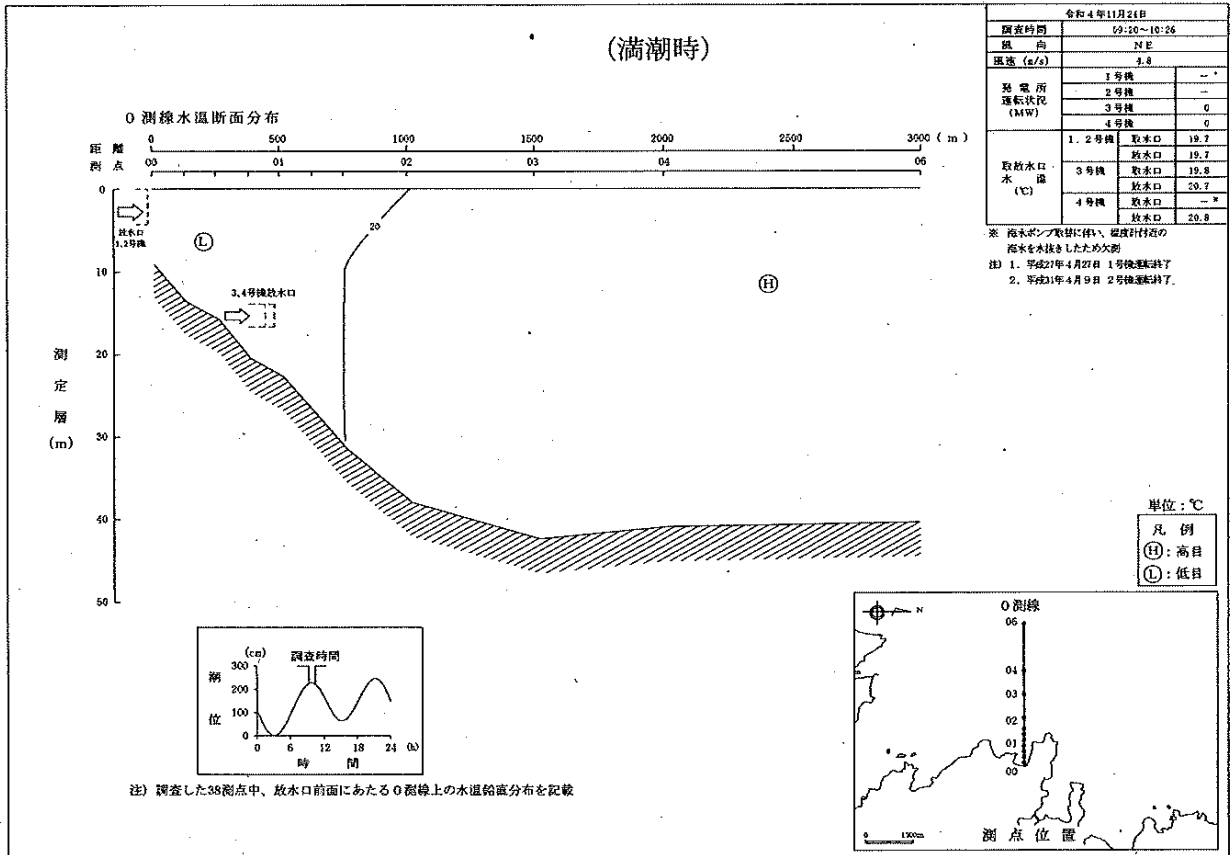
令和4年8月28日			
調査時間	15:15~16:20		
風向	北北東		
風速 (m/s)	8.5		
発電所運転状況 (MW)	1号機	—	
	2号機	—	
	3号機	0	
	4号機	1187	
放水口水温 (°C)	1, 2号機	放水口	28.0
		放水口	27.3
	3号機	放水口	27.8
		放水口	29.0
	4号機	放水口	25.1
		放水口	32.9

注) 1. 平成27年4月27日 1号機運転終了  
2. 平成31年4月9日 2号機運転終了

単位: °C  
(H): 高目  
(L): 低目

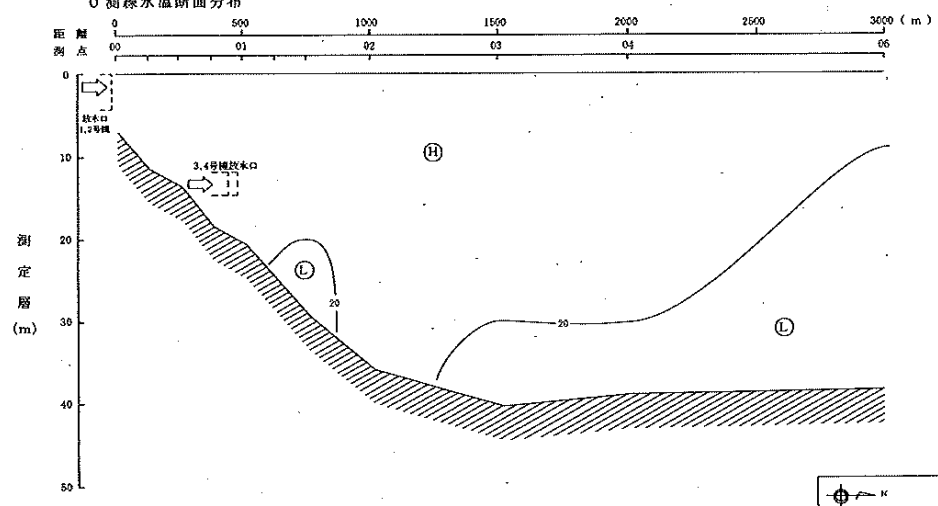


(c) 秋季



(干潮時)

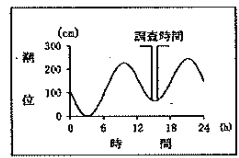
0測線水温断面分布



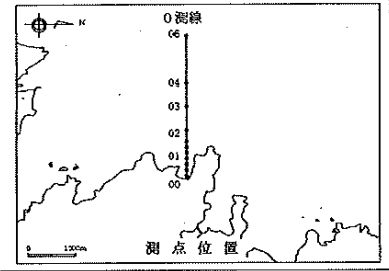
令和4年11月24日			
調査時間	14:45~15:46		
風向	NN E		
風速 (m/s)	2.8		
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	
	2号機	—	
	3号機	0	
	4号機	0	
取水口水 温 (°C)	1, 2号機	取水口	19.8
		取水口	19.8
	3号機	取水口	19.9
	4号機	取水口	20.7
		排水口	20.9

※ 海水ポンプ取組に伴い、温度計付近の  
海水を水抜きしたため欠測  
注) 1. 平成27年4月27日 1号機運転終了  
2. 平成31年4月9日 2号機運転終了

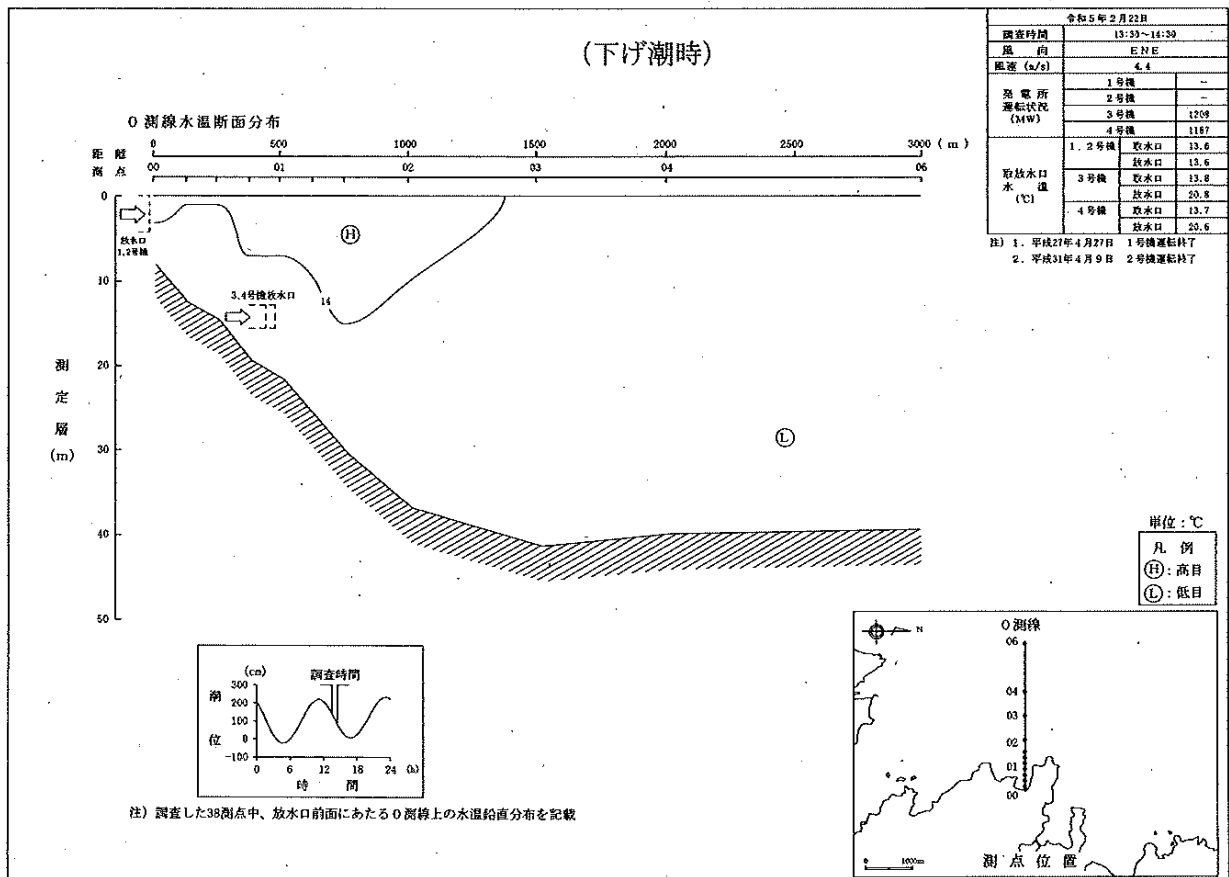
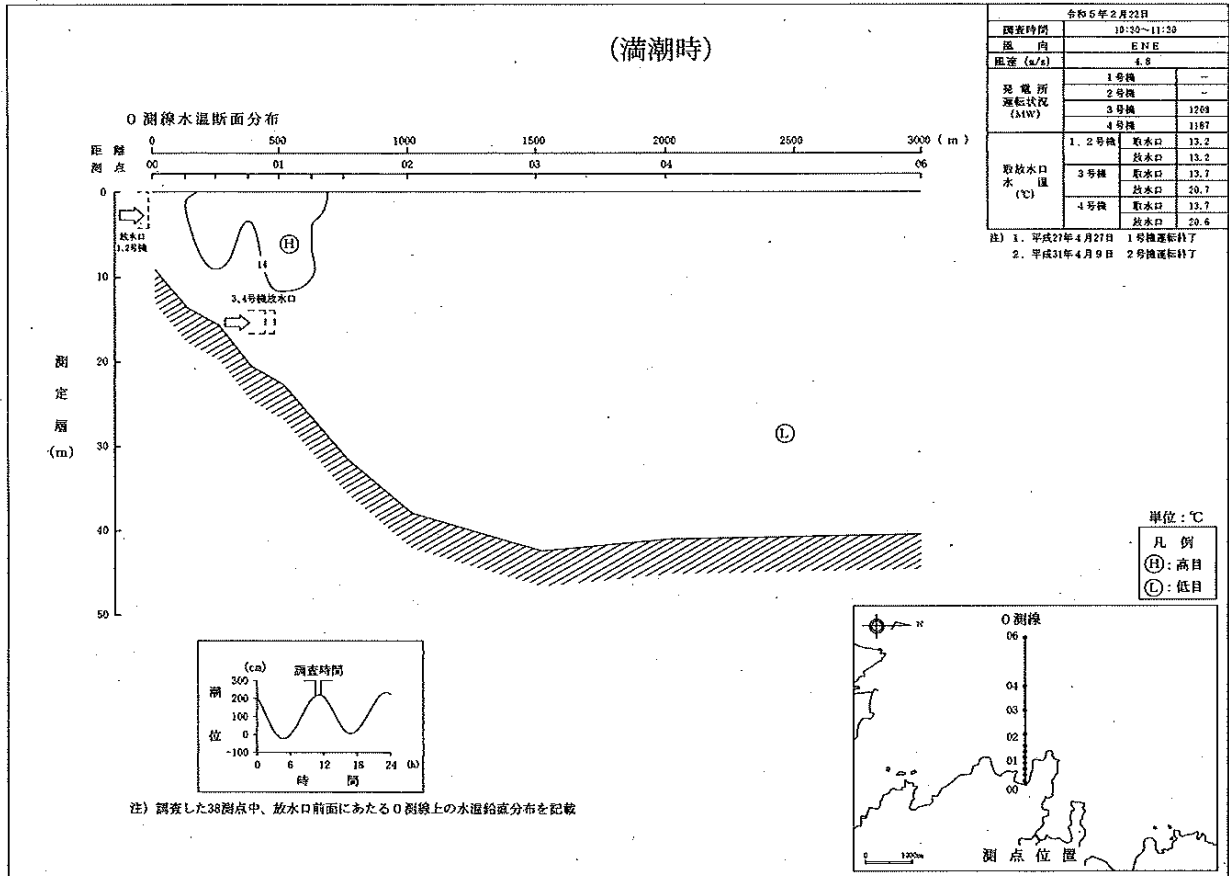
単位: °C  
凡例  
(H): 高目  
(L): 低目



注) 調査した38測点中、放水口前面にあたる0測線上の水温鉛直分布を記載

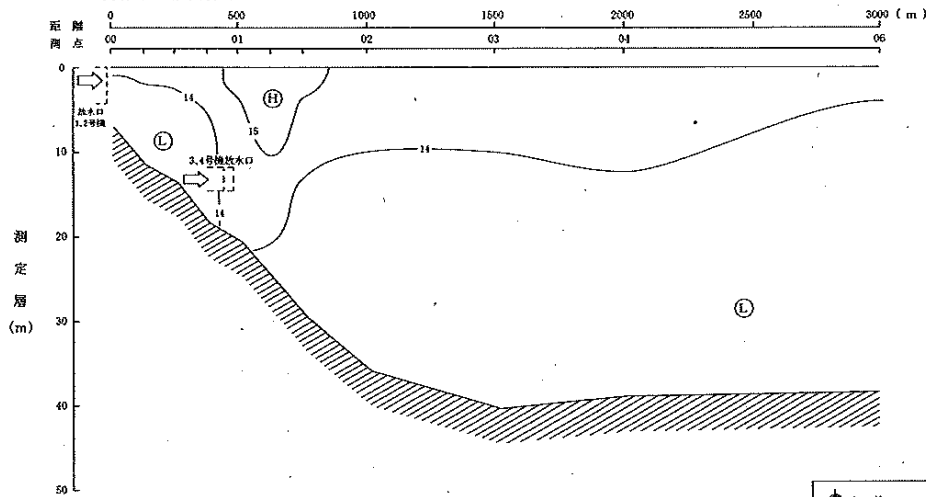


(d) 冬季



(干潮時)

0 測線水温断面分布

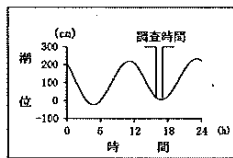


令和5年2月22日			
調査時間	16:03~17:07		
風向	NNE		
風速 (m/s)	3.0		
浮標所 運転状況 (MW)	1号機	—	
	2号機	—	
	3号機	1208	
	4号機	1191	
取放水口 水温 (℃)	1、2号機	取水口	13.5
		排水口	13.5
	3号機	取水口	13.7
		排水口	20.7
	4号機	取水口	13.7
		排水口	20.6

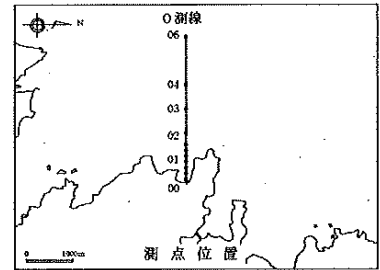
注) 1. 平成27年4月27日 1号機運転終了  
2. 平成31年4月9日 2号機運転終了

単位:℃

凡例  
⊕: 高目  
⊖: 低目



注) 調査した39測点中、放水口前面にあたる0測線上の水温鉛直分布を記載



## (3) 水質

調査年月日 項 目		春 季	夏 季	秋 季	冬 季
		令和4年5月31日	令和4年8月29日	令和4年11月25日	令和5年2月23日
水	温 (°C)	20.1 ~ 21.3 20.7	25.6 ~ 28.5 27.1	19.8 ~ 20.1 20.0	13.8 ~ 14.4 14.0
塩	分 (-)	33.87 ~ 34.55 34.42	30.91 ~ 32.27 31.49	33.55 ~ 33.82 33.72	34.15 ~ 34.50 34.46
	水素イオン濃度 (-) pH	8.1	8.1 ~ 8.2 8.2	8.1	8.2
溶 存 酸 素 量	酸 素 量 (mg/l)	7.4 ~ 7.6 7.5	6.4 ~ 7.3 6.9	6.9 ~ 7.5 7.2	8.6 ~ 9.2 8.8
	飽 和 度 (%)	97.6 ~ 101.3 98.9	90.8 ~ 107.9 99.3	89.4 ~ 96.3 93.5	100.9 ~ 108.2 102.8
	化学的酸素要求量 (mg/l) COD (アルカリ性法)	0.3 ~ 0.4 0.3	0.4 ~ 0.7 0.5	0.3 ~ 0.4 0.3	0.2 ~ 0.4 0.3
	濁 度 (度)	<0.5	<0.5 ~ 0.8 <0.5	<0.5	<0.5
	クロロフィル a (μg/l)	0.6 ~ 1.3 0.9	0.9 ~ 2.9 1.8	0.8 ~ 1.0 0.9	0.7 ~ 1.7 1.3

注) 上段は分析値の範囲、下段は平均値を示す。

塩分は標準溶液との電気伝導度の比で定義されている。

## (4) 底質

調査年月日 項 目		夏 季	冬 季
		令和4年8月21日	令和5年2月14日
	化学的酸素要求量 (mg/g 乾泥) COD	1.1 ~ 3.9 2.4	0.7 ~ 2.1 1.4
粒 度 (%)	礫 分 (2.0mm以上)	0 ~ 4 1	0 ~ 4 2
	粗 砂 分 (0.425~2.0mm)	2 ~ 61 16	2 ~ 48 20
	細 砂 分 (0.075~0.425mm)	21 ~ 80 59	33 ~ 71 54
	シルト・粘土・コップ分 (0.075mm以下)	14 ~ 37 23	14 ~ 40 24

注) 上段は分析値の範囲、下段は平均値を示す。



(5) プランクトン

項目		調査年月日	夏季 (令和4年8月29日)		冬季 (令和5年2月23日)	
		測点	取水口側	放水口側	取水口側	放水口側
沈殿量	採水法 (ml / m <sup>3</sup> )		20	43	23	15
	ネット法 (ml / m <sup>3</sup> )		6.9	26.7	27.5	29.6
種類数	植物プランクトン (採水法)		34	36	20	20
	動物プランクトン (ネット法)		42	40	26	21
主要構成	植物プランクトン (採水法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <i>Nitzschia</i> spp. (ニツチア エスピ<sup>°</sup>-ビ<sup>°</sup>-)</li> <li>・ <i>Bacteriastrium</i> spp. (バクテリアスタリム エスピ<sup>°</sup>-ビ<sup>°</sup>-)</li> <li>・ Haptophyceae (ハプト藻類)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <i>Chaetoceros sociale</i> (キートケロス ヴツアル)</li> <li>・ <i>Nitzschia</i> spp. (ニツチア エスピ<sup>°</sup>-ビ<sup>°</sup>-)</li> <li>・ Microflagellata (不明鞭毛藻類)</li> </ul>	
	動物プランクトン (ネット法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かいあし類のノーブ<sup>°</sup>リス期幼生</li> <li>・ <i>Oithona</i> (オイトナ) 属のコハ<sup>°</sup>ボ<sup>°</sup>グ<sup>°</sup>ト期幼生</li> <li>・ <i>Oikopleure</i> spp. (オイクオプレウラ エスピ<sup>°</sup>-ビ<sup>°</sup>-)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かいあし類のノーブ<sup>°</sup>リス期幼生</li> <li>・ <i>Paracalanus</i> (パラカラヌス) 属のコハ<sup>°</sup>ボ<sup>°</sup>グ<sup>°</sup>ト期幼生</li> <li>・ <i>Oithona</i> (オイトナ) 属のコハ<sup>°</sup>ボ<sup>°</sup>グ<sup>°</sup>ト期幼生</li> </ul>	
植物	細胞数 × 10 <sup>4</sup> / l (採水法)		27.0	46.5	14.3	8.0
動物	個体数 / m <sup>3</sup> (ネット法)		29,425	50,065	15,510	20,029

注) 採水法の沈殿量、植物プランクトンの種類数及び細胞数は、取水口側は1測点の4層の平均値、放水口側は2測点の3層の平均値。  
 ネット法の沈殿量、動物プランクトンの種類数及び個体数は、取水口側は1測点の2層の平均値、放水口側は2測点の1層の平均値。

(6) 潮間帯生物

項目		調査年月日	夏季	冬季
			令和4年8月25日、27日、29日	令和5年2月23日、3月6～7日
出現種類数	植物		26	43
	動物		50	52
主要構成種	植物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サビ亜科</li> <li>・ イワノカワ科</li> <li>・ サンゴモ亜科</li> <li>・ 藍藻綱</li> <li>・ ヒメテングサ</li> <li>・ イソガワラ科</li> <li>・ ヒジキ</li> <li>・ イシゲ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サビ亜科</li> <li>・ イワノカワ科</li> <li>・ サンゴモ亜科</li> <li>・ シワノカワ</li> <li>・ ヒメテングサ</li> <li>・ カヤモノリ科</li> <li>・ 藍藻綱</li> <li>・ テングサ科</li> <li>・ ヒジキ</li> <li>・ ウミトラノオ</li> <li>・ イシゲ</li> <li>・ イソガワラ科</li> <li>・ ワカメ</li> <li>・ ユナ</li> <li>・ イソダンツウ</li> <li>・ アオサ属</li> </ul>
	動物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タマキビガイ科</li> <li>・ シロガイ属</li> <li>・ ヒザラガイ</li> <li>・ クロフジツボ</li> <li>・ アラレタマキビ</li> <li>・ イワフジツボ</li> <li>・ イボニシ</li> <li>・ ヤッコカンザシ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アラレタマキビ</li> <li>・ シロガイ属</li> <li>・ タマキビガイ科</li> <li>・ イボニシ</li> </ul>

注) 全出現種については、参考資料に示した。

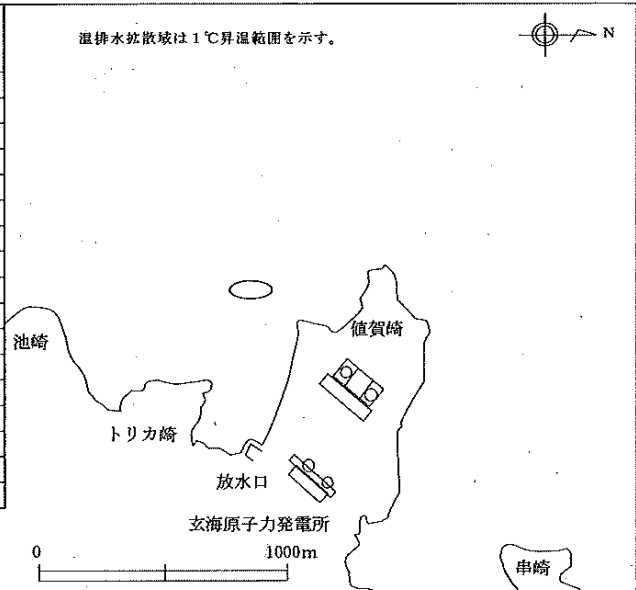
5 経年変化

(1) 水温水平分布 (海面下1m層)

a 春季

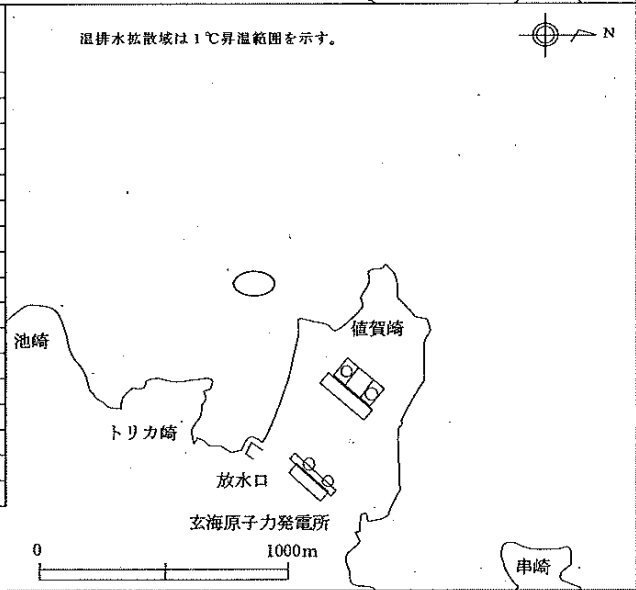
満潮時		平成 29年度 (5/26)	平成 30年度 (5/29)	令和 元年度 (5/20)	令和 2年度 (5/23)	令和 3年度 (5/27)	令和 4年度 (5/30)	
調査時間	開始	09:00	08:30	09:30	09:00	09:00	08:30	
	終了	09:58	09:35	10:29	10:14	09:55	09:30	
天気		晴	曇	曇	晴	晴	曇	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1200	0	1209	1204	0	
	4号機	0	0	1197	1196	1195	0	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	18.9	20.0	18.8	19.0	19.8	21.4
		放水口	18.9	19.7	18.8	18.5	20.0	20.2
	3号機	取水口	18.3	19.5	18.7	18.2	19.4	20.1
		放水口	19.1	26.3	20.0	25.2	26.3	20.1
	4号機	取水口	17.7	19.5	18.7	18.2	19.4	20.1
		放水口	19.4	19.8	25.7	25.2	26.3	21.3
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	0.0	-0.3	0.0	-0.5	0.2	-1.2
		3号機	0.8	6.8	1.3	7.0	6.9	0.0
4号機		1.7	0.3	7.0	7.0	6.9	1.2	
温排水拡散域		*	+	+	+	—	*	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



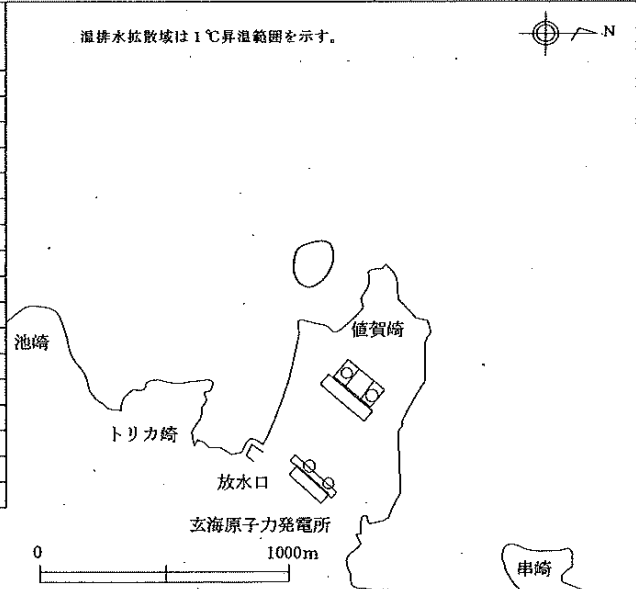
下げ潮時		平成 29年度 (5/26)	平成 30年度 (5/29)	令和 元年度 (5/20)	令和 2年度 (5/23)	令和 3年度 (5/27)	令和 4年度 (5/30)	
調査時間	開始	12:00	11:30	12:45	12:15	12:15	12:00	
	終了	12:55	12:37	13:52	13:22	13:11	13:14	
天気		晴	曇	雨	晴	曇	雨	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1201	0	1209	1204	0	
	4号機	0	0	1197	1196	1195	0	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	19.2	20.7	18.9	20.0	20.1	21.7
		放水口	19.0	20.0	18.9	18.8	20.4	20.3
	3号機	取水口	18.2	19.7	19.0	18.4	19.4	20.1
		放水口	19.4	26.5	20.1	25.3	26.3	20.1
	4号機	取水口	16.9	19.7	18.7	18.2	19.4	20.1
		放水口	20.2	19.9	25.7	25.2	26.3	22.1
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	-0.2	-0.7	0.0	-1.2	0.3	-1.4
		3号機	1.2	6.8	1.1	6.9	6.9	0.0
4号機		3.3	0.2	7.0	7.0	6.9	2.0	
温排水拡散域		*	+	+	+	—	*	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



干潮時		平成 29年度 (5/26)	平成 30年度 (5/29)	令和 元年度 (5/20)	令和 2年度 (5/23)	令和 3年度 (5/27)	令和 4年度 (5/30)	
調査時間	開始	15:15	14:45	15:30	15:20	15:15	15:00	
	終了	16:09	15:49	16:36	16:23	16:12	16:08	
天気		晴	曇	曇	晴	晴	曇	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1201	0	1209	1204	0	
	4号機	0	0	1198	1196	1195	0	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	19.9	21.1	18.9	20.5	21.0	21.9
		放水口	19.4	20.1	18.9	18.8	21.0	20.7
	3号機	取水口	18.2	19.9	18.9	18.6	19.6	20.1
		放水口	19.5	26.7	20.1	25.5	26.5	20.1
	4号機	取水口	16.7	19.8	18.7	18.4	19.6	20.1
		放水口	19.8	20.0	25.7	25.3	26.5	21.9
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	-0.5	-1.0	0.0	+1.7	0.0	-1.2
		3号機	1.3	6.8	1.2	6.9	6.9	0.0
4号機		3.1	0.2	7.0	6.9	6.9	1.8	
温排水拡散域		*	+	+	+	—	*	

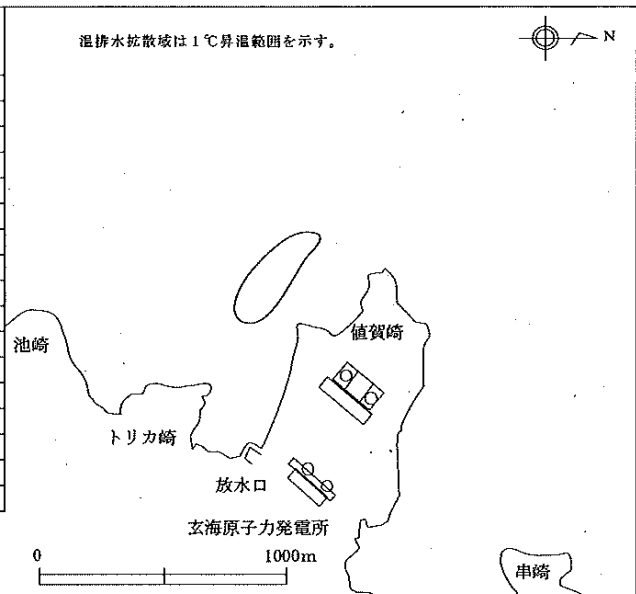
\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



b 夏季

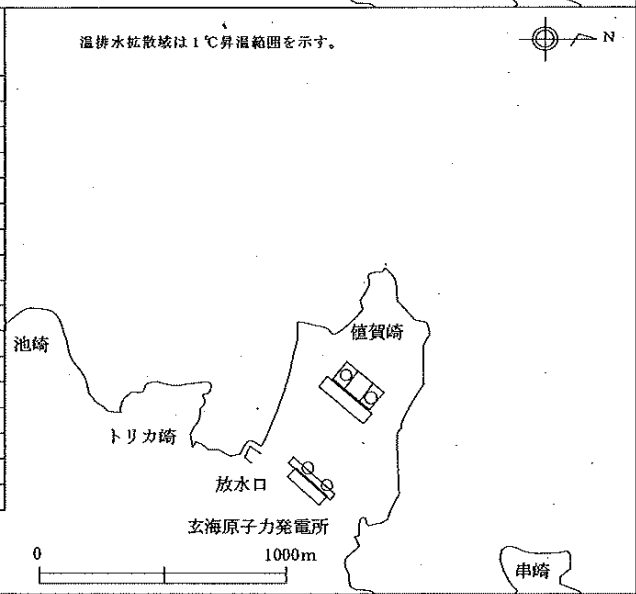
満潮時		平成 29年度 (8/22)	平成 30年度 (8/27)	令和 元年度 (8/31)	令和 2年度 (8/20)	令和 3年度 (8/21)	令和 4年度 (8/28)	
調査時間	開始	09:00	09:00	09:30	09:30	07:45	09:30	
	終了	10:03	10:04	10:35	10:28	08:51	10:33	
天気		晴	晴	晴	快晴	雨	晴	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1196	1204	1198	1202	0	
	4号機	0	1119	0	1188	1191	1185	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	25.8	27.3	26.1	28.0	25.9	28.0
		放水口	25.7	27.4	25.7	31.0	26.0	27.8
	3号機	取水口	25.2	26.9	25.7	27.6	25.7	27.8
		放水口	25.2	33.7	32.5	34.3	32.2	28.9
	4号機	取水口	24.9	26.9	25.5	27.8	25.7	26.7
		放水口	26.1	33.5	27.5	34.3	32.1	33.5
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	-0.1	0.1	-0.4	3.0	0.1	-0.2
		3号機	0.0	6.8	6.8	6.7	6.5	1.1
4号機		1.2	6.6	2.0	6.5	6.4	6.8	
温排水拡散域		*	+	+	+	—	+	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



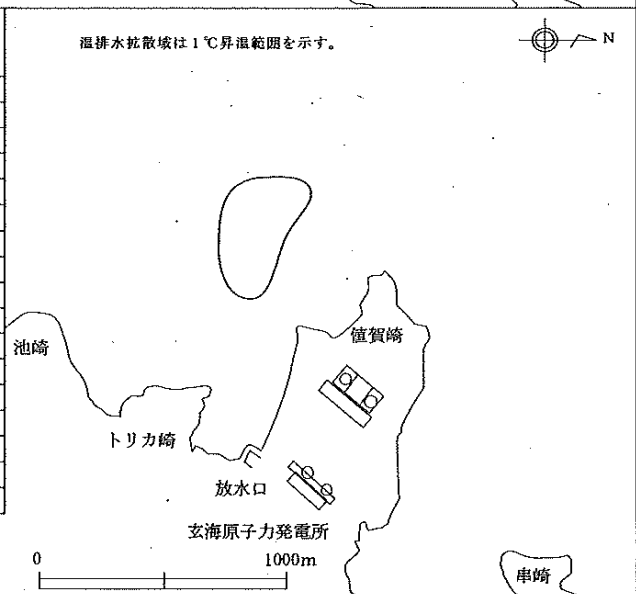
下げ潮時		平成 29年度 (8/22)	平成 30年度 (8/27)	令和 元年度 (8/31)	令和 2年度 (8/20)	令和 3年度 (8/21)	令和 4年度 (8/28)	
調査時間	開始	12:15	12:30	12:30	12:45	11:00	12:30	
	終了	13:19	13:28	13:30	13:41	12:03	13:34	
天気		晴	晴	晴	晴	曇	晴	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1197	1204	1196	1203	0	
	4号機	0	1191	0	1186	1192	1188	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	26.3	27.5	26.1	28.9	26.0	28.1
		放水口	26.7	27.5	25.9	32.0	25.9	27.4
	3号機	取水口	25.4	26.9	25.6	28.4	25.5	27.6
		放水口	26.4	33.7	32.4	35.0	32.1	28.8
	4号機	取水口	25.1	26.5	25.5	28.3	25.5	26.2
		放水口	26.2	33.5	27.5	34.7	32.0	33.0
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	0.4	0.0	-0.2	3.1	-0.1	-0.7
		3号機	1.0	6.8	6.8	6.6	6.6	1.2
4号機		1.1	7.0	2.0	6.4	6.5	6.8	
温排水拡散域		*	+	+	+	+	+	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



干潮時		平成 29年度 (8/22)	平成 30年度 (8/27)	令和 元年度 (8/31)	令和 2年度 (8/20)	令和 3年度 (8/21)	令和 4年度 (8/28)	
調査時間	開始	15:20	15:30	15:30	15:30	14:15	15:15	
	終了	16:23	16:39	16:33	16:40	15:12	16:20	
天気		晴	晴	曇	快晴	曇	曇	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1196	1203	1193	1201	0	
	4号機	0	1189	0	1185	1192	1189	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	26.6	27.7	26.2	29.9	26.5	28.0
		放水口	26.4	27.9	26.2	32.1	26.5	27.3
	3号機	取水口	26.6	27.0	25.7	28.8	25.5	27.6
		放水口	26.6	33.8	32.5	35.4	32.0	28.0
	4号機	取水口	25.4	26.9	25.5	28.8	25.6	26.1
		放水口	26.4	33.9	27.5	35.3	31.8	32.9
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	-0.2	0.2	0.0	2.2	0.0	-0.7
		3号機	1.0	6.8	6.8	6.6	6.5	0.4
4号機		1.0	7.0	2.0	6.5	6.2	6.8	
温排水拡散域		*	+	+	+	—	+	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



c 秋季

満潮時		平成 29年度 (11/21)	平成 30年度 (11/24)	令和 元年度 (11/27)	令和 2年度 (12/1)	令和 3年度 (11/29)	令和 4年度 (11/24)	
調査時間	開始	10:30	09:45	09:30	09:30	09:45	09:20	
	終了	11:32	10:42	10:42	10:30	10:58	10:26	
天気		晴	快晴	曇	晴	快晴	晴	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	-	-	-	-	-	-	
	2号機	0	0	0	-	-	-	
	3号機	0	1202	1205	1201	1193	0	
	4号機	0	1198	1194	1194	1197	0	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	20.3	16.7	20.1	19.3	20.2	19.7
		放水口	19.1	19.0	20.1	19.3	20.2	19.7
	3号機	取水口	19.1	18.9	20.0	19.3	20.4	19.8
		放水口	19.1	25.8	26.9	26.2	27.4	20.7
	4号機	取水口	19.1	18.9	20.0	19.3	20.4	-*
		放水口	19.9	25.8	26.9	26.1	27.2	20.8
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	-1.2	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0
		3号機	0.0	6.9	6.9	6.9	7.0	0.9
4号機		0.8	6.9	6.9	6.8	6.8	-*	
温排水拡散域		*	*	*	*	*	*	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
※ 海水ポンプ取替に伴い、温度計付近の海水を水抜きしたため欠測。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。

下げ潮時		平成 29年度 (11/21)	平成 30年度 (11/24)	令和 元年度 (11/27)	令和 2年度 (12/1)	令和 3年度 (11/20)	令和 4年度 (11/24)	
調査時間	開始	13:30	12:30	12:30	12:30	12:30	12:00	
	終了	14:33	13:26	13:34	13:28	13:33	13:30	
天気		晴	快晴	曇	晴	快晴	晴	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	-	-	-	-	-	-	
	2号機	0	0	0	-	-	-	
	3号機	0	1202	1205	1200	1192	0	
	4号機	0	1199	1194	1194	1197	0	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	20.3	16.7	20.0	19.5	20.4	19.9
		放水口	19.4	19.2	20.0	19.6	20.4	19.9
	3号機	取水口	19.3	18.9	20.0	19.3	20.4	19.9
		放水口	19.3	25.8	26.9	26.2	27.4	20.7
	4号機	取水口	19.2	18.9	20.0	19.3	20.4	-*
		放水口	19.9	25.8	26.9	26.1	27.2	20.9
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	-0.9	2.5	0.0	0.1	0.0	0.0
		3号機	0.0	6.9	6.9	6.9	7.0	0.8
4号機		0.7	6.9	6.9	6.8	6.8	-*	
温排水拡散域		*	*	*	*	*	*	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
※ 海水ポンプ取替に伴い、温度計付近の海水を水抜きしたため欠測。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。

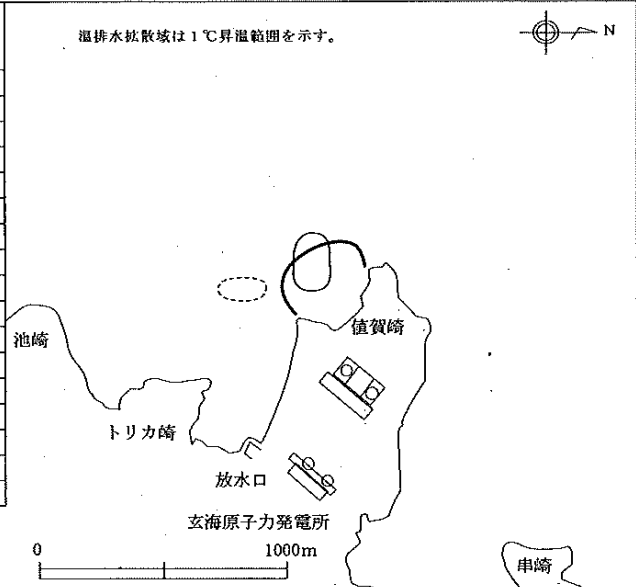
干潮時		平成 29年度 (11/21)	平成 30年度 (11/24)	令和 元年度 (11/27)	令和 2年度 (12/1)	令和 3年度 (11/20)	令和 4年度 (11/24)	
調査時間	開始	15:45	15:15	15:00	15:00	15:00	14:45	
	終了	16:48	16:12	16:06	15:59	16:04	15:46	
天気		晴	晴	雨	晴	快晴	晴	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	-	-	-	-	-	-	
	2号機	0	0	0	-	-	-	
	3号機	0	1202	1204	1200	1192	0	
	4号機	0	1199	1193	1194	1197	0	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	20.2	16.6	20.0	19.4	20.2	19.8
		放水口	19.2	19.2	20.0	19.5	20.2	19.8
	3号機	取水口	19.2	18.9	20.0	19.3	20.4	19.9
		放水口	19.2	25.8	26.9	26.2	27.4	20.7
	4号機	取水口	19.2	18.9	20.0	19.3	20.4	-*
		放水口	19.9	25.8	26.9	26.1	27.2	20.9
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	-1.0	2.6	0.0	0.1	0.0	0.0
		3号機	0.0	6.9	6.9	6.9	7.0	0.8
4号機		0.7	6.9	6.9	6.8	6.8	-*	
温排水拡散域		*	*	*	*	*	*	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
※ 海水ポンプ取替に伴い、温度計付近の海水を水抜きしたため欠測。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。

d 冬季

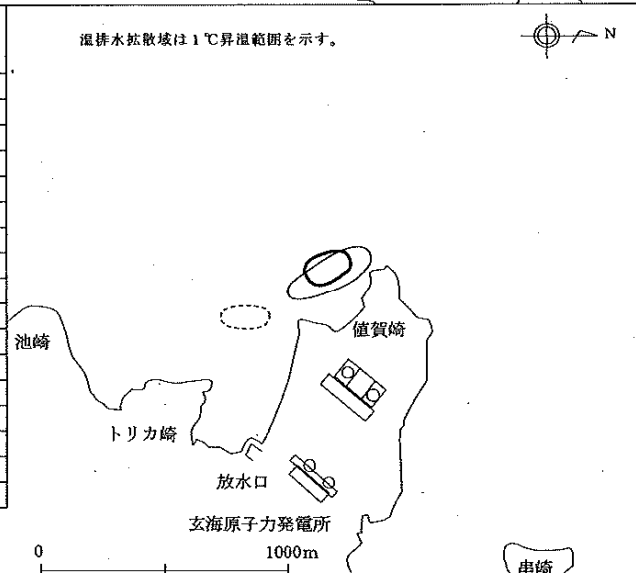
満潮時		平成 29年度 (2/18)	平成 30年度 (2/21)	令和 元年度 (2/24)	令和 2年度 (2/28)	令和 3年度 (2/18)	令和 4年度 (2/22)	
調査時間	開始	10:45	10:30	10:00	10:00	10:15	10:30	
	終了	11:40	11:26	11:11	11:07	11:14	11:30	
天気		快晴	曇	快晴	晴	曇	快晴	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1206	1211	1203	0	1208	
	4号機	0	1199	1197	0	1195	1187	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	11.9	14.2	14.7	13.9	12.9	13.2
		放水口	12.2	14.5	14.4	13.9	12.8	13.2
	3号機	取水口	11.9	14.2	14.6	13.7	12.8	13.7
		放水口	11.9	21.1	21.6	20.7	14.9	20.7
	4号機	取水口	11.9	14.2	14.6	14.0	12.8	13.7
		放水口	12.6	21.1	21.4	15.1	19.7	20.6
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	0.3	0.3	-0.3	0.0	-0.1	0.0
		3号機	0.0	6.9	7.0	7.0	2.1	7.0
4号機		0.7	6.9	6.8	1.1	6.9	6.9	
温排水拡散域		*	*	+	---	---	---	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



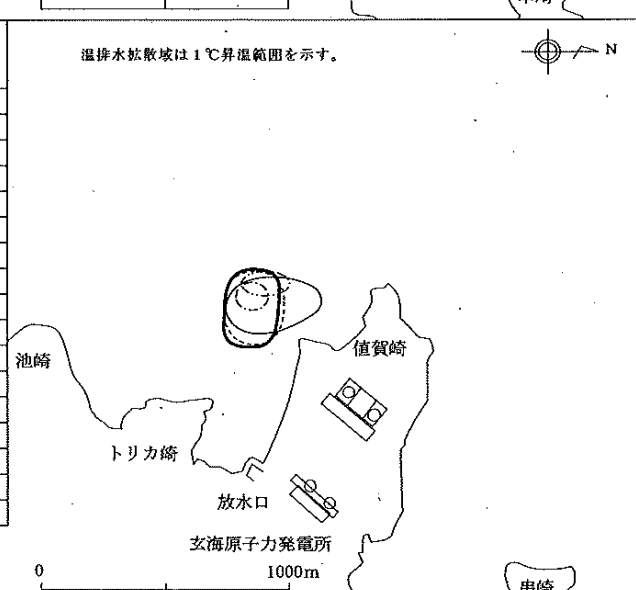
下げ潮時		平成 29年度 (2/18)	平成 30年度 (2/21)	令和 元年度 (2/24)	令和 2年度 (2/28)	令和 3年度 (2/18)	令和 4年度 (2/22)	
調査時間	開始	14:00	13:20	13:00	13:00	13:00	13:30	
	終了	14:58	14:20	14:06	14:04	13:58	14:30	
天気		晴	晴	晴	晴	晴	晴	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1206	1212	1206	0	1208	
	4号機	0	1198	1198	0	1195	1187	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	12.2	14.5	14.9	14.1	13.0	13.6
		放水口	12.3	14.5	14.9	14.1	13.0	13.6
	3号機	取水口	12.0	14.1	14.6	13.8	12.7	13.8
		放水口	12.1	21.0	21.6	20.7	15.0	20.8
	4号機	取水口	11.9	14.2	14.6	13.8	12.7	13.7
		放水口	12.6	21.1	21.3	15.1	19.6	20.6
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		3号機	0.1	6.9	7.0	6.9	2.3	7.0
4号機		0.7	6.9	6.7	1.3	6.9	6.9	
温排水拡散域		*	+	+	---	---	---	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



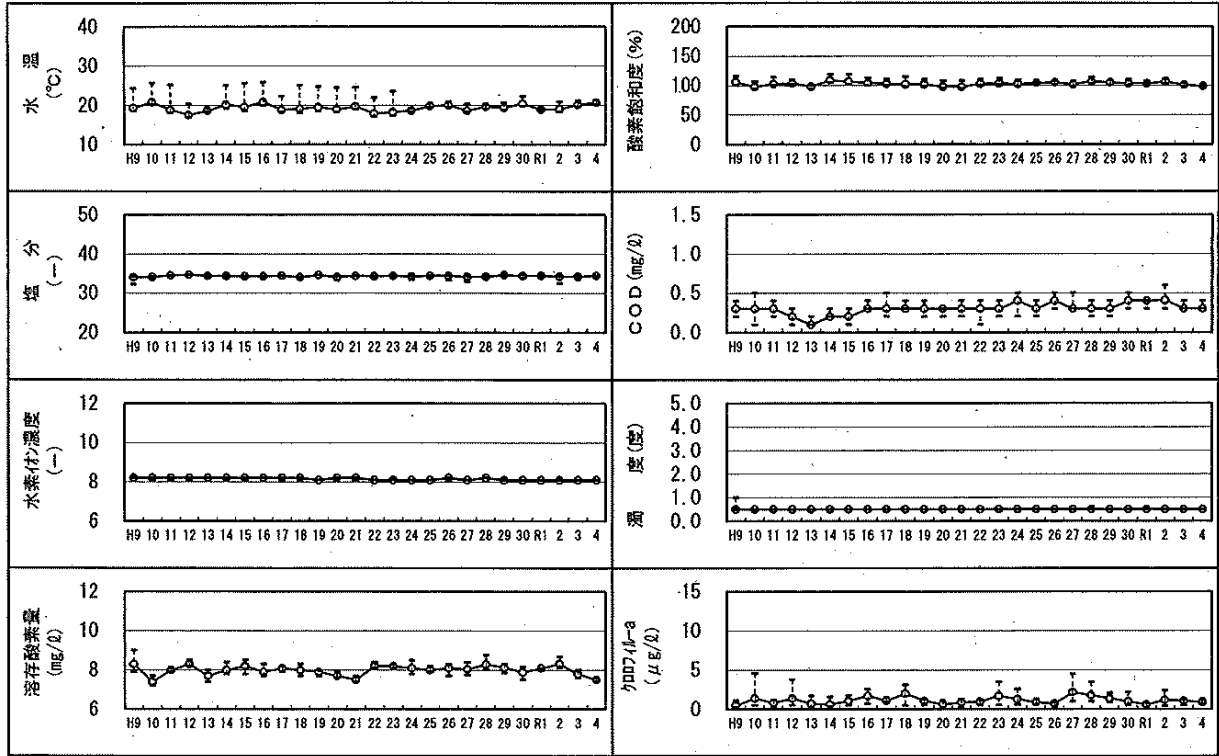
干潮時		平成 29年度 (2/18)	平成 30年度 (2/21)	令和 元年度 (2/24)	令和 2年度 (2/28)	令和 3年度 (2/18)	令和 4年度 (2/22)	
調査時間	開始	16:00	16:00	15:30	15:15	15:30	16:00	
	終了	17:11	16:54	16:38	16:30	16:30	17:07	
天気		晴	晴	晴	晴	晴	晴	
発電所 運転状況 (MW)	1号機	—	—	—	—	—	—	
	2号機	0	0	0	—	—	—	
	3号機	0	1204	1211	1202	0	1208	
	4号機	0	1197	1197	0	1194	1191	
取放水口 水温 (℃)	1,2号機	取水口	12.1	14.3	14.9	14.3	13.0	13.5
		放水口	12.3	14.4	14.8	14.1	13.0	13.5
	3号機	取水口	12.0	14.2	14.6	13.8	12.8	13.7
		放水口	12.1	21.1	21.6	20.7	15.0	20.7
	4号機	取水口	12.0	14.1	14.6	13.7	12.8	13.7
		放水口	12.6	21.0	21.4	16.0	19.7	20.6
	取放水 温度差 (℃)	1,2号機	0.2	0.1	-0.1	-0.2	0.0	0.0
		3号機	0.1	6.9	7.0	6.9	2.2	7.0
4号機		0.6	6.9	6.8	2.3	6.9	6.9	
温排水拡散域		*	---	---	---	---	---	

\*: 温排水の排出はなかった。  
+: 温排水拡散域は認められなかった。  
注) 平成27年4月27日1号機運転終了。平成31年4月9日2号機運転終了。



(2) 水質

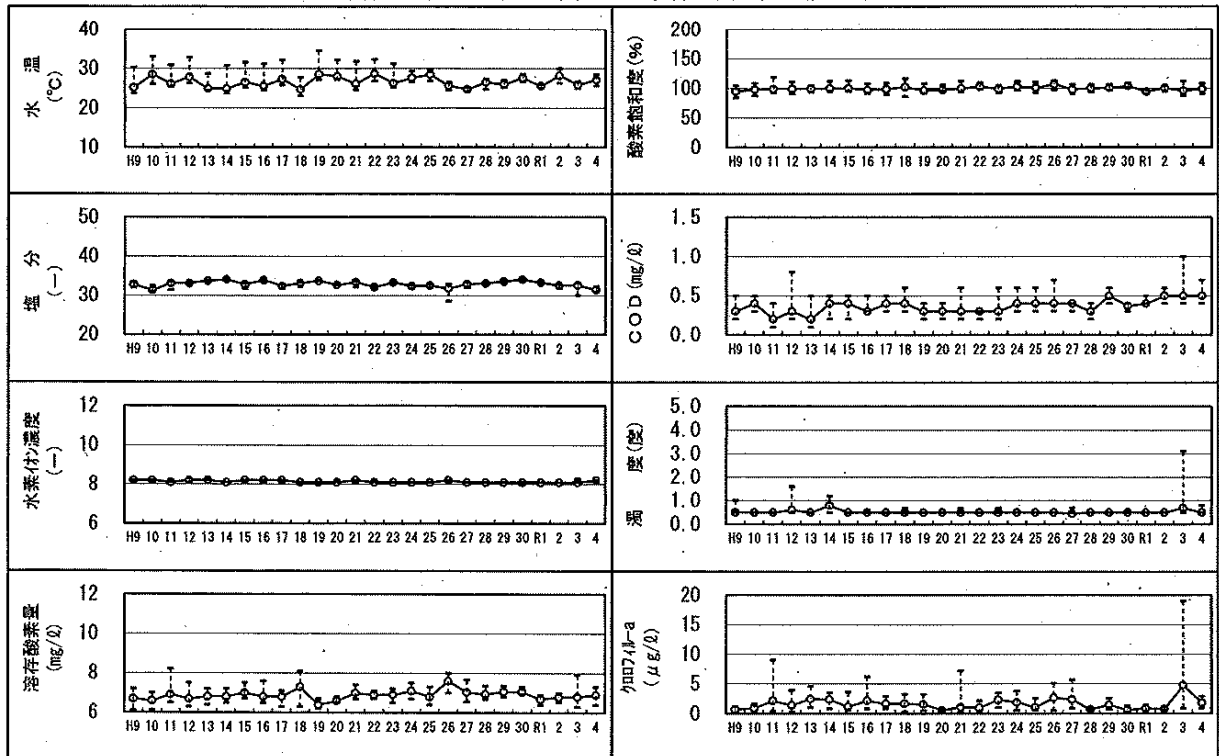
平成9年～令和4年度 水質経年変化 (春季)



(注) 定量限界値未満は、定量限界値として図示した。  
塩分は標準溶液との電気伝導度の比で定義されている。

T 最大値  
 O 平均値  
 I 最小値

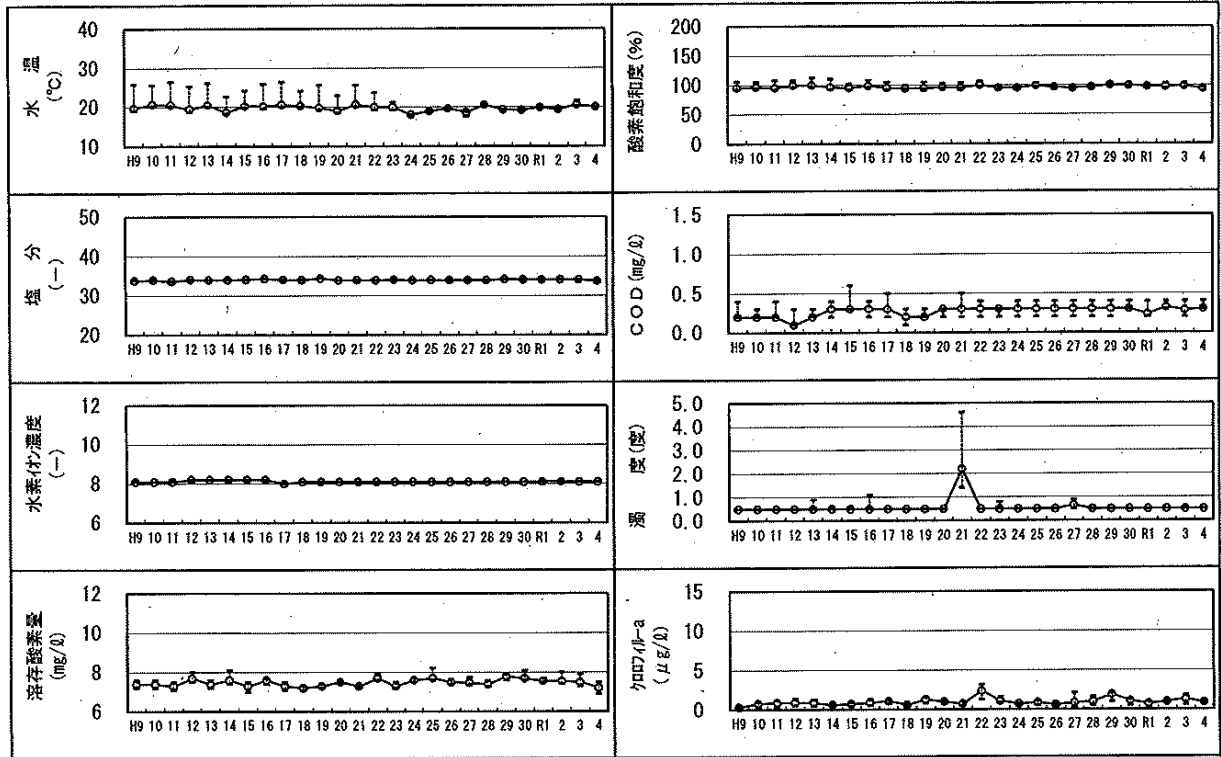
平成9年～令和4年度 水質経年変化 (夏季)



(注) 定量限界値未満は、定量限界値として図示した。  
塩分は標準溶液との電気伝導度の比で定義されている。  
令和3年度はクロロフィル-aが高く、COD、濁度及び塩分の結果から陸水の影響を受けていたものと考えられる。

T 最大値  
 O 平均値  
 I 最小値

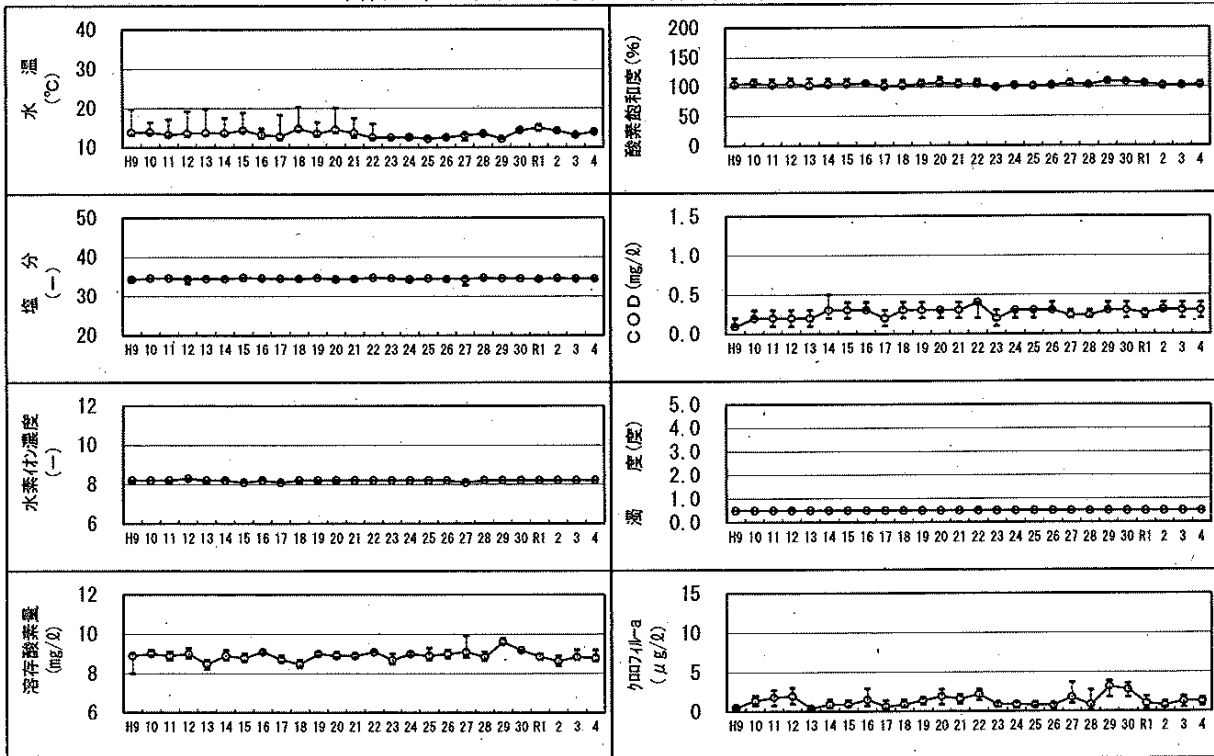
平成9年～令和4年度 水質経年変化 (秋季)



(注) 定量限界値未満は、定量限界値として図示した。  
 塩分は標準溶液との電気伝導度の比で定義されている。  
 ※ H21年度濁度について過去の調査結果より高かったが、その要因は、調査日前の降雨により河川から流出した土砂が、時化により沈降できなかったためと考えられる。

最大値  
 平均値  
 最小値

平成9年～令和4年度 水質経年変化 (冬季)

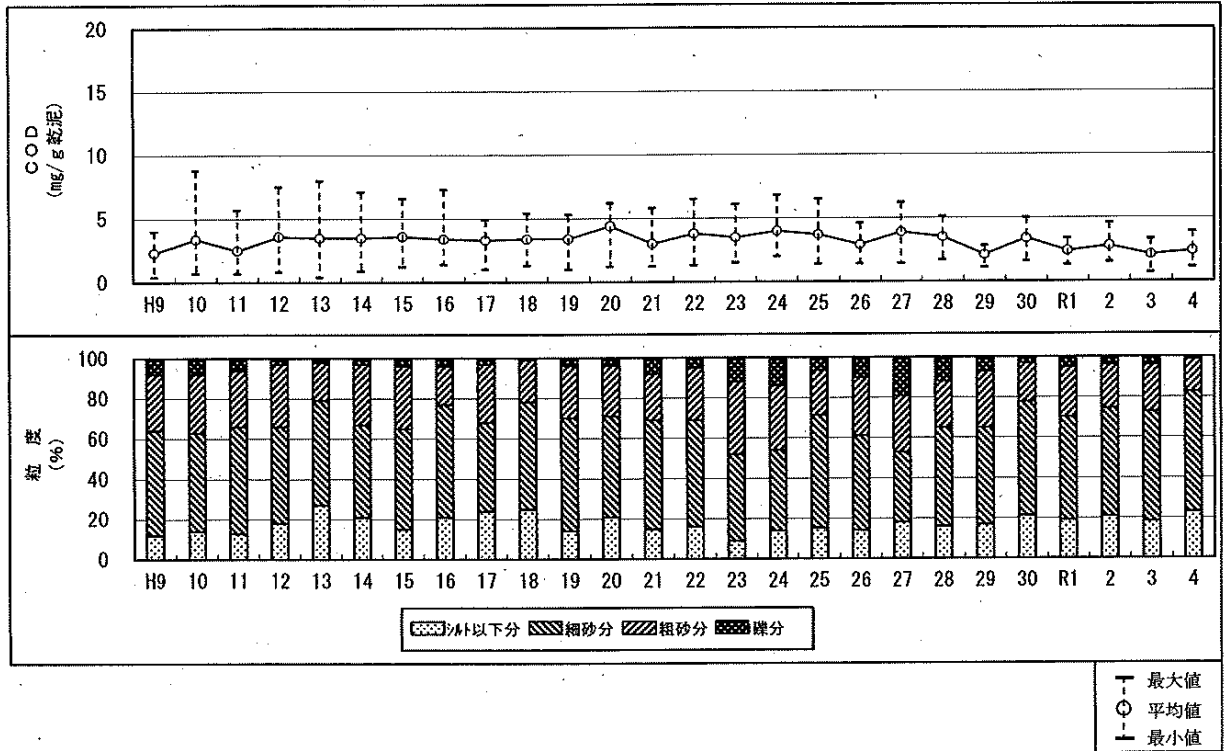


(注) 定量限界値未満は、定量限界値として図示した。  
 塩分は標準溶液との電気伝導度の比で定義されている。

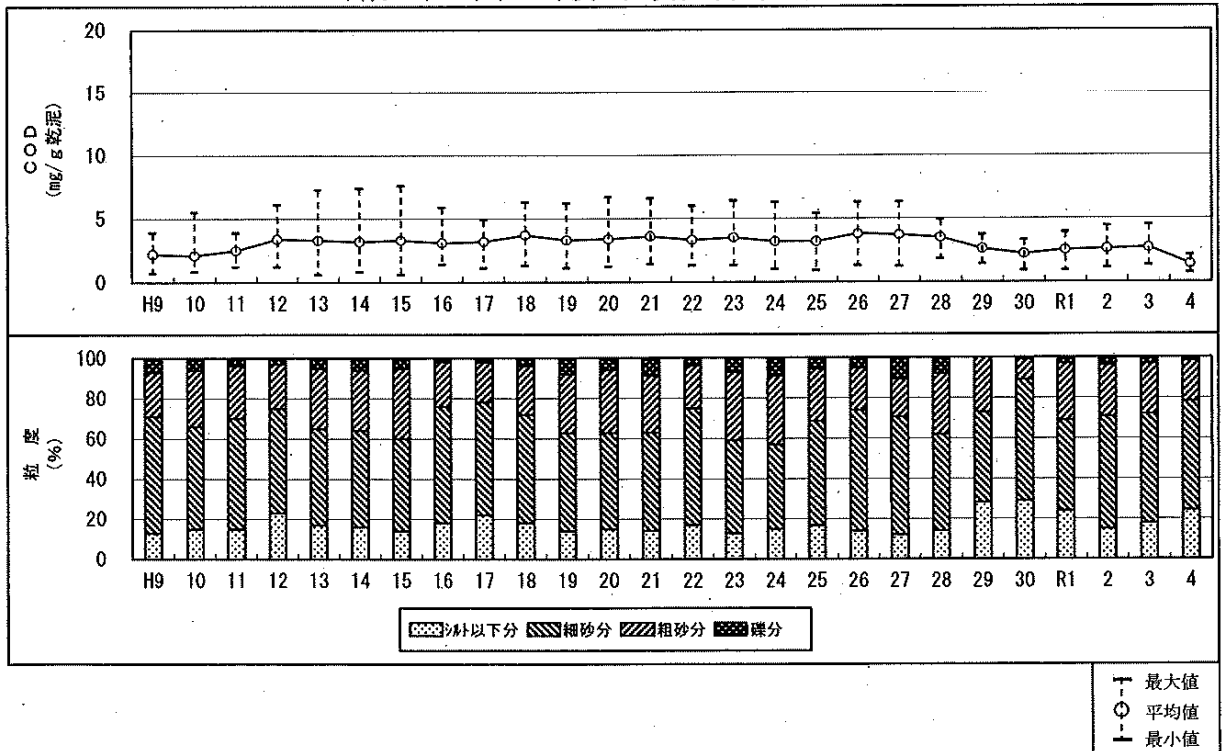
最大値  
 平均値  
 最小値

(3) 底質

平成9年～令和4年度 底質経年変化 (夏季)



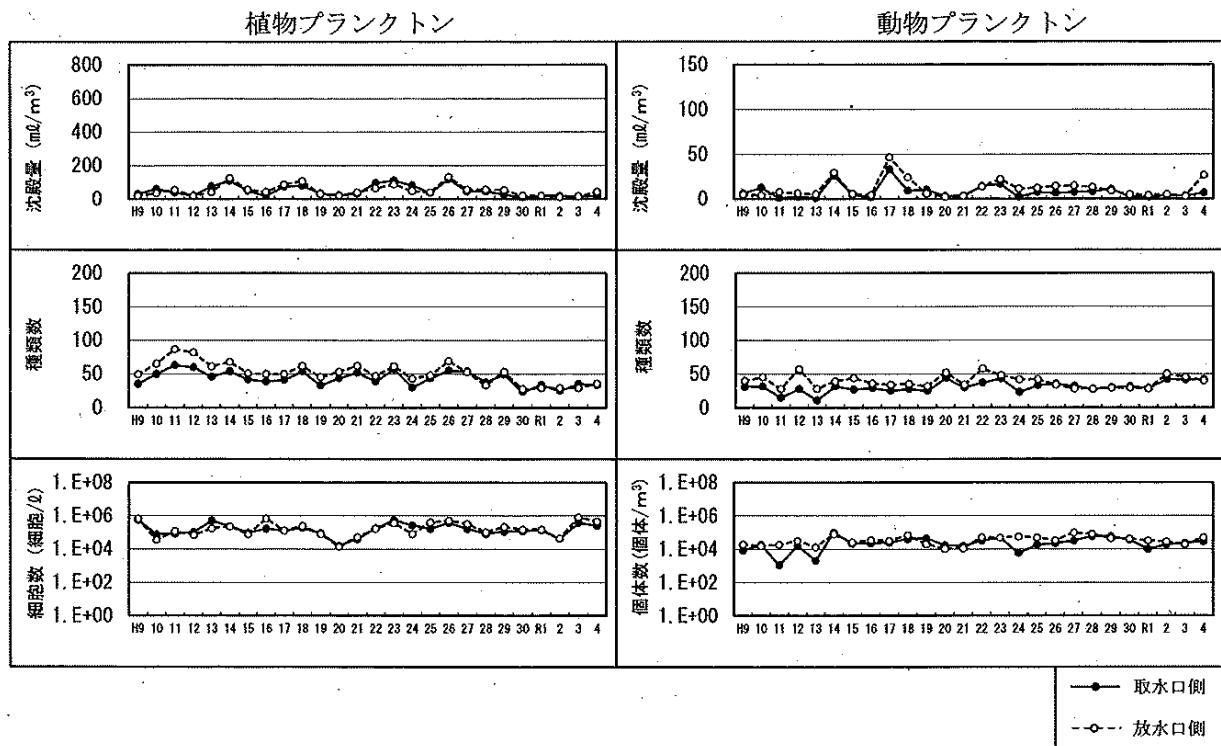
平成9年～令和4年度 底質経年変化 (冬季)



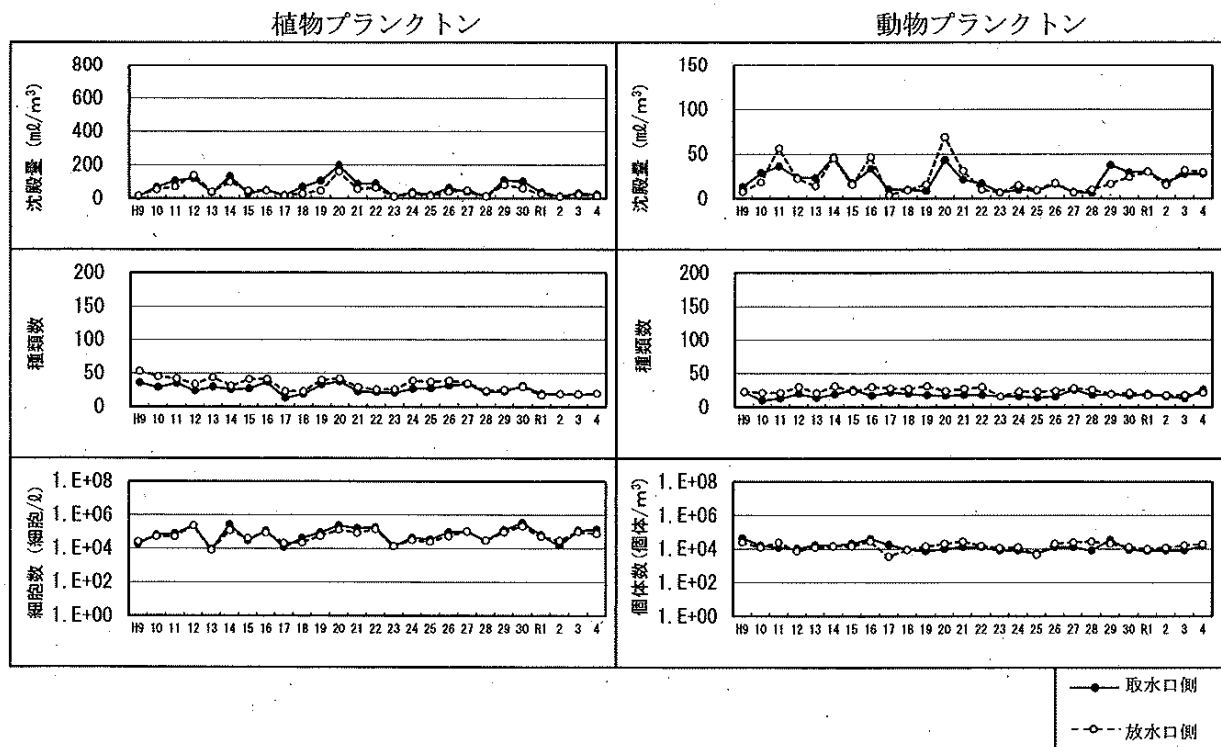


(4) プランクトン

平成9年～令和4年度 プランクトン経年変化(夏季)

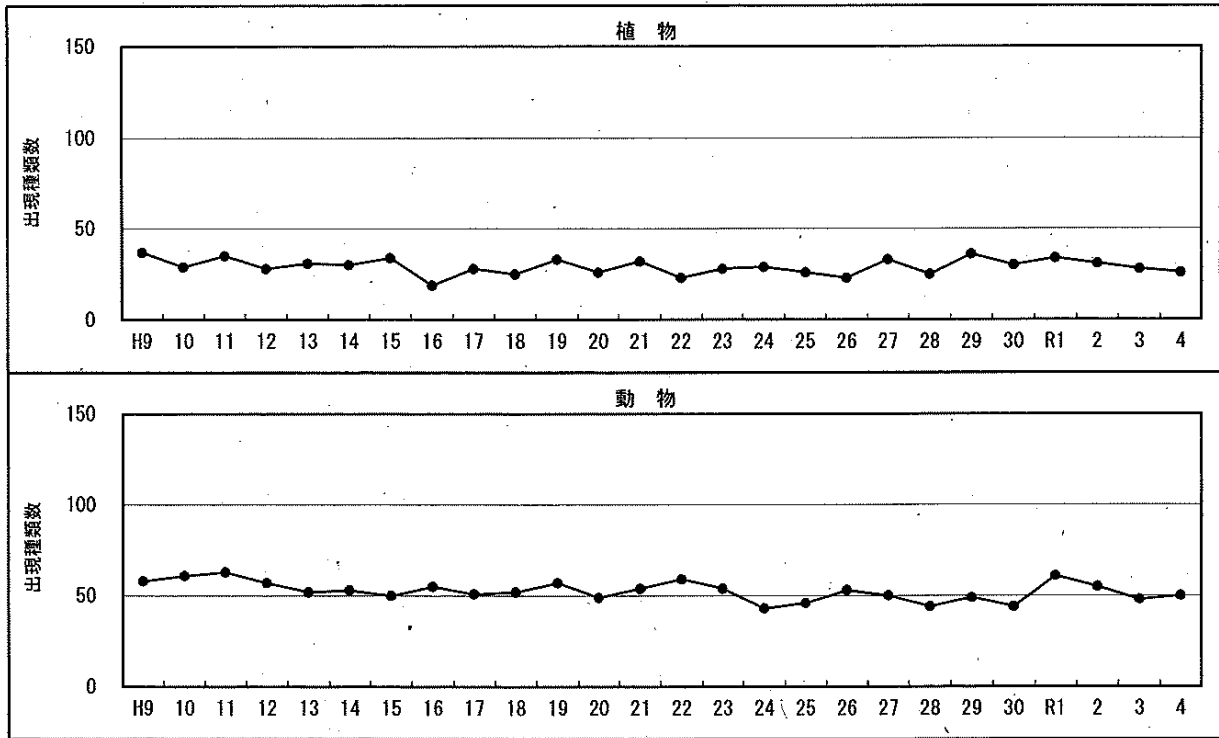


平成9年～令和4年度 プランクトン経年変化(冬季)

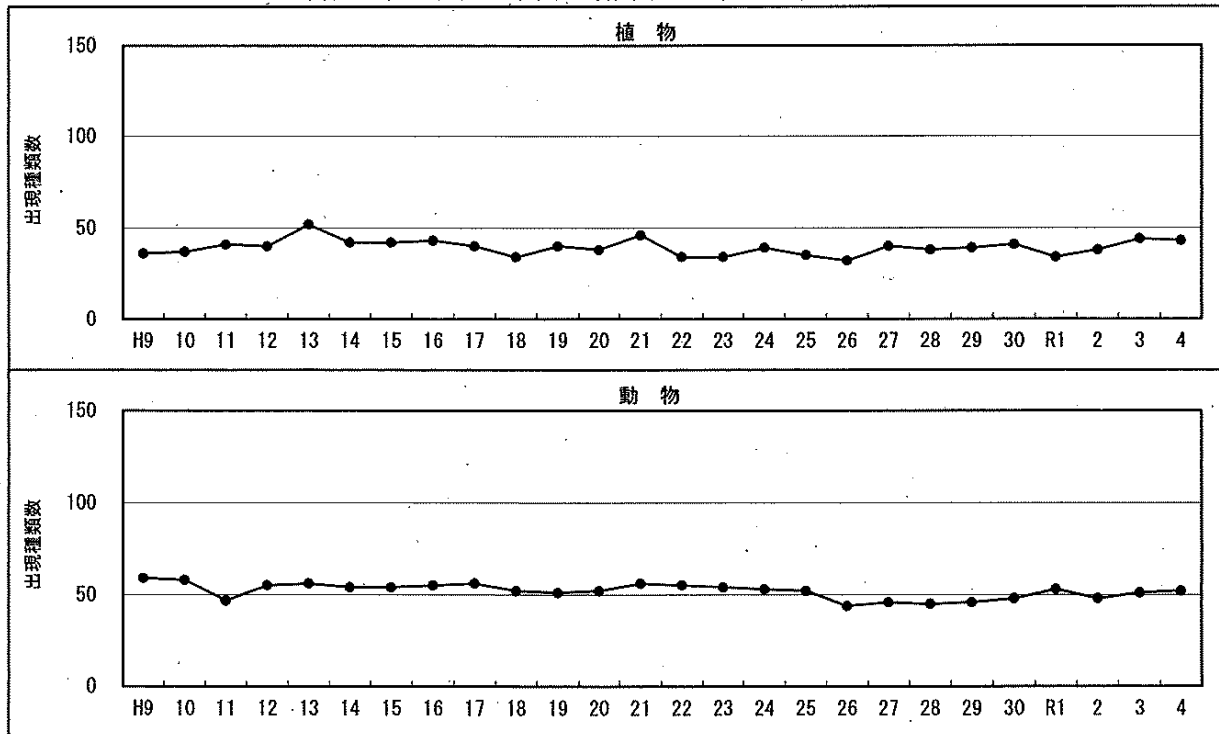


(5) 潮間帯生物

平成9年～令和4年度 潮間帯生物経年変化 (夏季)

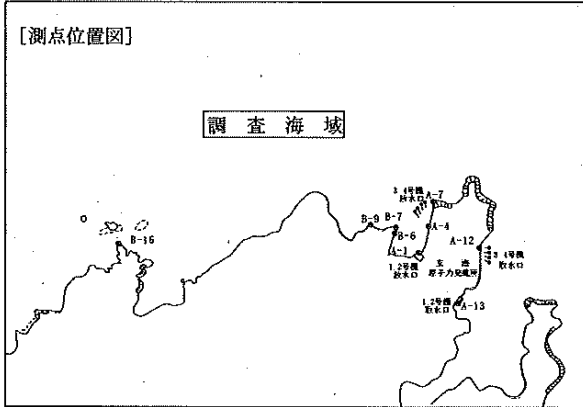


平成9年～令和4年度 潮間帯生物経年変化 (冬季)



潮間帯生物出現一覧表 (夏季)

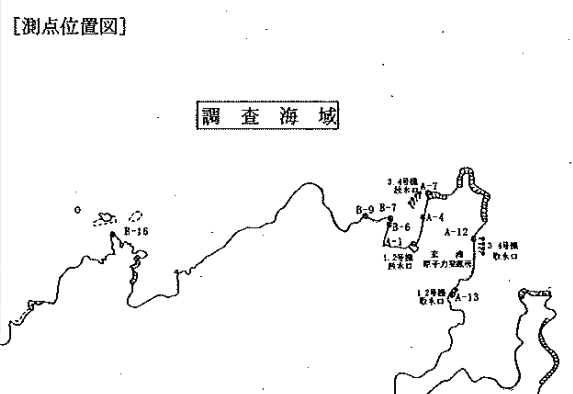
植物											動物																							
No.	種名	測点	A-1	A-4	A-7	A-12	A-13	B-6	B-7	B-9	B-16	出現 測点数	No.	種名	測点	A-1	A-4	A-7	A-12	A-13	B-6	B-7	B-9	B-16	出現 測点数									
1	サトウキビ科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	1	クマキビ科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9									
2	イワナリ科		○		○	○	○	○	○	○	○	8	2	シロカクイ属		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9									
3	サトウキビ科				○	○	○	○	○	○	○	7	3	ヒサキカクイ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9									
4	藍藻綱			○	○	○		○	○	○	○	7	4	クワジツボ		○		○	○	○	○	○	○	○	8									
5	ヒメジツギ				○	○	○	○	○	○	○	7	5	アサキマキビ		○		○	○	○	○	○	○	○	8									
6	イワナリ科			○	○	○			○	○	○	6	6	イワシツボ		○		○	○	○	○	○	○	○	8									
7	ヒジキ				○	○				○	○	5	7	イモニシ		○		○	○	○	○	○	○	○	8									
8	イソク				○	○		○	○		○	5	8	ヤッコカクシ			○	○	○	○	○	○	○	○	8									
9	ウミトラノオ				○	○		○			○	3	9	クガキ			○	○	○	○	○	○	○	○	7									
10	アサキ属				○	○	○					3	10	ムラサキキノ				○	○	○	○	○	○	○	7									
11	テンクサ科				○	○	○					3	11	カメナテ				○	○	○	○	○	○	○	7									
12	イワナリ科				○	○			○	○		3	12	ヨシカクシ			○	○	○		○	○	○	○	7									
13	コンブ科				○	○				○	○	3	13	イモカキ科				○	○	○		○	○	○	6									
14	モリス属				○	○			○			2	14	ウノシ		○	○	○	○		○	○	○	○	6									
15	シム				○	○	○					2	15	イモイ科				○	○	○	○	○	○	○	6									
16	シム属				○	○						2	16	カモイ				○	○	○	○	○	○	○	5									
17	アサキ科			○					○			2	17	ウラサカクイ				○	○		○	○	○	○	5									
18	ユナ				○	○			○			2	18	イソキノチヤク目				○	○			○	○	○	5									
19	珪藻綱				○	○				○		2	19	スズカカクイ				○	○	○		○	○	○	5									
20	マクサ				○							1	20	レイシカクイ				○	○			○	○	○	5									
21	シロクサ属					○						1	21	マウカクイ		○	○		○	○	○				5									
22	ミドリカク目					○						1	22	海綿動物門				○	○	○	○	○			5									
23	イソク				○	○						1	23	イソカクイ科					○	○				○	4									
24	イソク				○	○						1	24	キリハナカクイ				○	○			○		○	4									
25	ツツ属					○						1	25	カマツカクイ科		○	○		○			○			4									
26	アラメ					○						1	26	ベッコウサテ			○		○		○		○		4									
出現種類数													2	3	20	16	8	7	12	10	10													
出現種類数													11	15	28	25	23	25	29	23	26													



注) 表中の○は、その測点で観察されたことを示す。

潮間帯生物出現一覧表 (冬季)

植物											動物														
No.	種名	測点	A-1	A-4	A-7	A-12	A-13	B-6	B-7	B-9	B-16	出現測点数	No.	種名	測点	A-1	A-4	A-7	A-12	A-13	B-6	B-7	B-9	B-16	出現測点数
1	サビ亜科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	1	アブラマキビ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
2	イソカリ科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	2	シロカイ属		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
3	サコモ亜科				○	○	○	○	○	○	○	7	3	クマビカイ科			○	○	○	○	○	○	○	○	8
4	シリカ		○	○	○	○		○	○		○	7	4	イネシ		○	○	○	○		○	○	○	○	8
5	ヒメツクシ				○	○	○	○	○	○	○	7	5	クロフツボ				○	○	○	○	○	○	○	7
6	ササノリ科				○	○	○	○	○	○	○	7	6	イワフツボ				○	○	○	○	○	○	○	7
7	藍藻綱			○	○	○	○	○	○	○	○	6	7	ムラサキイソ				○	○	○	○	○	○	○	7
8	テウクサ科			○	○	○	○	○	○	○	○	6	8	カメテ				○	○	○	○	○	○	○	7
9	ヒシギ			○	○	○	○		○	○	○	5	9	アサガイ属			○	○	○	○		○	○	○	7
10	ウミトラノオ			○	○	○	○		○	○	○	5	10	ヤッコカンザシ			○	○	○	○		○	○	○	7
11	イシガ		○		○	○		○	○			5	11	ガラマツガイ科				○	○	○	○	○	○	○	7
12	イソカリ科				○	○		○	○	○	○	5	12	ヨシガ		○	○	○	○		○	○	○	○	7
13	ウカ						○	○	○	○	○	4	13	ヒシラカイ		○		○	○		○	○	○	○	6
14	イソツク				○	○	○	○	○	○	○	4	14	キノハカガイ			○	○	○		○	○	○	○	6
15	イソツク				○	○	○	○	○	○	○	4	15	マツハカガイ			○	○	○		○	○	○	○	6
16	アサ属				○	○	○	○			○	4	16	カモガイ				○	○	○	○	○	○	○	6
17	イソヒゲ				○	○				○		3	17	海綿動物門			○	○	○		○	○	○	○	6
18	フクロフ				○	○					○	3	18	イガイ科					○	○	○	○	○	○	6
19	カイノ				○	○	○	○				3	19	カンザシコガイ科			○	○	○	○	○	○	○	○	6
20	フクロフ		○		○				○			3	20	カキ				○	○	○		○		○	5
21	コンブ科			○		○				○		3	21	クラガイ				○	○			○	○	○	5
22	アミシグサ科				○	○					○	2	22	ベッコウサ			○	○	○				○	○	5
23	シロカ				○	○						2	23	カクヒツカ			○	○	○		○	○	○	○	5
24	アマリ属				○	○			○			2	24	イボカ			○	○	○					○	4
25	モリス				○	○			○			2	25	クマビ			○	○	○			○			4
26	ツグ属				○	○						2	26	ムラサキ				○	○		○	○		○	4
27	マサ				○	○						1	27	ウミ		○		○	○			○	○		4
28	イロ				○	○						1	28	イソキ				○	○			○		○	4
29	カメノ				○	○						1	29	スシ				○	○	○	○				4
30	アサ										○	1	30	オホヒ			○	○						○	3
31	イソ				○	○						1	31	アサ							○			○	2
32	ヒメ				○	○						1	32	イソ			○				○				2
33	イソ				○	○						1	33	クマ		○	○								2
34	オキ				○	○						1	34	イソ				○						○	2
35	ウミ					○						1	35	クマ									○	○	2
36	ウミ				○	○						1	36	ヒメ				○				○			2
37	コサ								○			1	37	クマ				○	○						2
38	ウミ					○						1	38	イソ			○								1
39	イソ					○						1	39	クマ				○							1
40	イソ				○	○						1	40	クマ			○								1
41	珪藻綱								○			1	41	クマ		○									1
42	ウミ										○	1	42	クマ							○				1
43	クマ											1	43	クマ				○							1
出現種類数			5	8	32	20	10	15	20	9	17		出現種類数			8	18	42	24	21	24	28	17	26	



注) 表中の○は、その測点で観察されたことを示す。

潮間帯生物出現一覧表(夏季・分類群別)

植物

No	種名	測点										出現 観点数			
		A-1	A-4	A-7	A-12	A-13	B-6	B-7	B-9	B-16					
1	緑藻植物門 緑藻綱	ア材目	ア材科	ア材属			○	○	○						3
2		シト'カ'目													1
3			シカ'キ科	シカ'キ属											1
4			ミル目	ミル科	ミル属			○	○						2
5								○	○						2
6	褐藻植物門 同形世代綱	シオミ'ロ目	イカ'ワ科			○	○	○			○	○	○	6	
7		アミシ'グ'目	アミシ'グ'科			○	○				○			2	
8		異形世代綱	カ'マツ目	イシ'科	イシ'		○	○			○	○	○	5	
9			ハ'モト'キ目	コモン'加科	イビ'カ'		○							1	
10			コソ'目	コソ'科								○	○	3	
11								○						1	
12		円胞子綱	ヒ'マ'目	ホ'ク'ワ科			○	○				○	○	5	
13							○				○		○	3	
14														1	
15		紅藻植物門 真正紅藻綱	テ'ク'目	テ'ク'科			○	○	○						3
16							○	○	○	○	○	○	7		
17								○					1		
18	カクレ目		イ'ノ'カ科			○	○	○	○	○	○	○	8		
19			サ'ノ'モ科			○	○	○	○	○	○	○	9		
20													2		
21							○	○	○	○	○	○	7		
22	ス'ノ'目		キ'ノ'科	イ'ダ'ウカ'			○				○	○	3		
23	イ'ノ'目		フ'ジ'マ'科	コ'			○				○		2		
24													1		
25	藍藻植物門 藍藻綱					○	○	○		○	○	○	7		
26	珪藻植物門 珪藻綱					○					○		2		
出現種類数					2	3	20	16	8	7	12	10	10		

動物

No	種名	測点										出現 観点数				
		A-1	A-4	A-7	A-12	A-13	B-6	B-7	B-9	B-16						
1	海綿動物門			○		○	○	○	○	○	○	○	5			
2	刺胞動物門 花虫綱	イ'キ'ン'チ'目	カ'ゲ'シ'マ'イ'ク'ン'チ'科	カ'ゲ'シ'マ'イ'ク'ン'チ'属									5			
3														1		
4	軟体動物門 ヒ'ラ'カ'イ綱	ヒ'ラ'カ'イ目	ヒ'ラ'カ'イ科	ヒ'ラ'カ'イ属							○	○	2			
5							○	○	○	○	○	○	○	9		
6														2		
7			マ'キ'イ綱	マ'キ'イ目	ス'シ'カ'イ科	ス'シ'カ'イ属			○	○	○	○	○	○	5	
8									○							4
9										○	○	○	○	○		5
10									○	○	○	○	○	○	7	
11						ユ'キ'カ'科	ユ'キ'カ'属		○	○	○	○	○	○	○	6
12																5
13										○	○	○	○	○	○	9
14									○	○					3	
15						ヒ'ラ'カ'イ科	ヒ'ラ'カ'イ属									1
16																1
17																2
18																1
19																1
20																2
21						リ'ウ'テ'ン科	リ'ウ'テ'ン属									
22														1		
23								○	○	○	○	○	○	9		
24				コ'マ'イ綱	コ'マ'イ目	コ'マ'イ科	コ'マ'イ属								3	
25																8
26																3
27				ハ'イ目	ハ'イ科	ハ'イ属									2	
28															5	
29									○	○	○	○	○	○	8	
30															1	
31															1	
32							○	○						4		
33														4		
34	コ'マ'イ綱	コ'マ'イ目	コ'マ'イ科	コ'マ'イ属									1			
35														6		
36													7			
37													1			
38				ウ'カ'イ目	ウ'カ'イ科	ウ'カ'イ属									1	
39															6	
40															7	
41				ハ'マ'ク'目	ハ'マ'ク'科	ハ'マ'ク'属									2	
42															4	
43			環形動物門 コ'カ'イ綱			コ'カ'イ目	コ'カ'イ科				○	○	○	○	○	8
44	節足動物門 甲殻綱	ア'シ'目	ア'シ'科	ア'シ'属		○	○	○	○	○	○	○	7			
45														8		
46														1		
47														1		
48														8		
49	棘皮動物門 ウ'ニ綱	ウ'ニ目	ウ'ニ科	ウ'ニ属									3			
50														3		
出現種類数					11	15	28	25	23	25	29	23	26			

注) 表中の○は、その測点で観察されたことを示す。

潮間帯生物出現一覽表(冬季・分類群別)

植 物					測 点								出現 測点数	
No.	種名				A-1	A-4	A-7	A-12	A-13	B-6	B-7	B-9		B-16
1	緑藻植物門	緑藻綱	アキ目	アキ科			○		○	○			○	4
2			ミト目	シオ科				○						2
3	褐藻植物門	同形世代綱	シオ目	イソ科			○				○	○		5
4			アキ目	アキ科									○	2
5													○	1
6		異形世代綱	アキ目	アキ科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
7				イソ科	○		○	○		○	○			5
8													○	1
9			ハミ目	コロン科			○					○		3
10				カキ科			○		○			○		7
11													○	3
12													○	1
13			コソ目	コソ科		○		○				○		3
14										○				1
15									○	○			○	4
16		円胞子綱	ヒメ目	ヒメ科		○	○	○			○		○	5
17													○	1
18							○			○	○		○	5
19							○						○	1
20							○						○	1
21	紅藻植物門	原始紅藻綱	ウツ目	ウツ科							○			2
22		真正紅藻綱	アキ目	アキ科				○	○	○	○			6
23													○	7
24													○	1
25			カクレ目	カクレ科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
26						○	○	○	○	○	○	○	○	9
27													○	2
28								○	○	○	○	○	○	7
29													○	3
30			スミ目	スミ科									○	1
31													○	4
32													○	1
33													○	3
34													○	1
35								○					○	1
36			カス目	カス科							○			1
37													○	1
38			イタ目	イタ科										1
39													○	1
40										○	○			4
41													○	2
42	藍藻植物門	藍藻綱				○	○			○	○	○		6
43	珪藻植物門	珪藻綱											○	1
出現種類数					5	8	32	20	10	15	20	9	17	1

動 物					測 点								出現 測点数	
No.	種名				A-1	A-4	A-7	A-12	A-13	B-6	B-7	B-9		B-16
1	海綿動物門					○	○	○	○		○	○		6
2	刺胞動物門	花虫綱	イキ目	イキ科			○						○	4
3									○				○	2
4	軟体動物門	ヒメ目	ヒメ科	ヒメ科									○	1
5					○								○	6
6													○	5
7		マキ目	マキ科	マキ科					○				○	4
8													○	5
9													○	6
10													○	7
11					○								○	4
12													○	6
13					○								○	9
14													○	7
15													○	2
16													○	1
17													○	5
18					○								○	1
19					○	○							○	2
20													○	1
21													○	1
22													○	2
23			マキ目	マキ科									○	8
24													○	4
25													○	9
26													○	1
27													○	3
28			マキ目	マキ科									○	1
29													○	1
30					○	○							○	8
31													○	1
32													○	1
33													○	1
34													○	1
35													○	7
36													○	6
37			マキ目	マキ科									○	1
38													○	6
39													○	7
40													○	2
41													○	4
42													○	5
43													○	2
44													○	2
45	環形動物門	コ目	コ科	コ科									○	6
46													○	7
47	節足動物門	甲殻綱	ア目	ア科									○	7
48													○	7
49													○	7
50	棘手動物門	コ目	コ科	コ科									○	1
51	棘皮動物門	コ目	コ科	コ科									○	1
52													○	4
出現種類数					8	18	42	24	21	24	28	17	26	1

注) 表中の○は、その測点で観察されたことを示す。

別 添 5

立 込 本 第 1 1 0 号  
2 0 2 3 年 6 月 3 0 日

佐 賀 県 知 事  
山 口 祥 義 様

九州電力株式会社  
代表取締役 池 辺 和 弘  
社長執行役員

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定につきましては、2023年6月22日  
付けで原子力規制委員会から変更の認可を受け、2023年7月1日付けで施行し  
ますので、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第5条第5号に基づき、別添  
のとおりご連絡申し上げます。

今後とも、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具





# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定

## 変更前後比較表

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第1編 運転設備の発電用原子炉施設設備 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)</b></p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転設備の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確保する。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力燃料部門（第4条に定める組織のうち原子力燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）、及び品質マニュアル（要則）に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、</p>	<p><b>第1編 運転設備の発電用原子炉施設設備 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)</b></p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転設備の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(6)におけるコンプライアンス活動の実施を確保する。</p> <p>(3) 原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）、及び品質マニュアル（要則）に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>じ。)は、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関するものを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力建設部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力技術部門、原子力建設部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力建設部長は、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力建設部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、次の活動を行う。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関するものを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関するものを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関するものを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査部長は、監査部門におけるコンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査部長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、原子力燃料部門及び資材調達部門をいう。以下、同じ。)及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するための、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>(4)から(6)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力管理部長は、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関するものを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関するものを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関するものを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査部長は、監査部門におけるコンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査部長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、原子力燃料部門及び資材調達部門をいう。以下、同じ。)及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するための、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(6)の活動状況を監査する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>



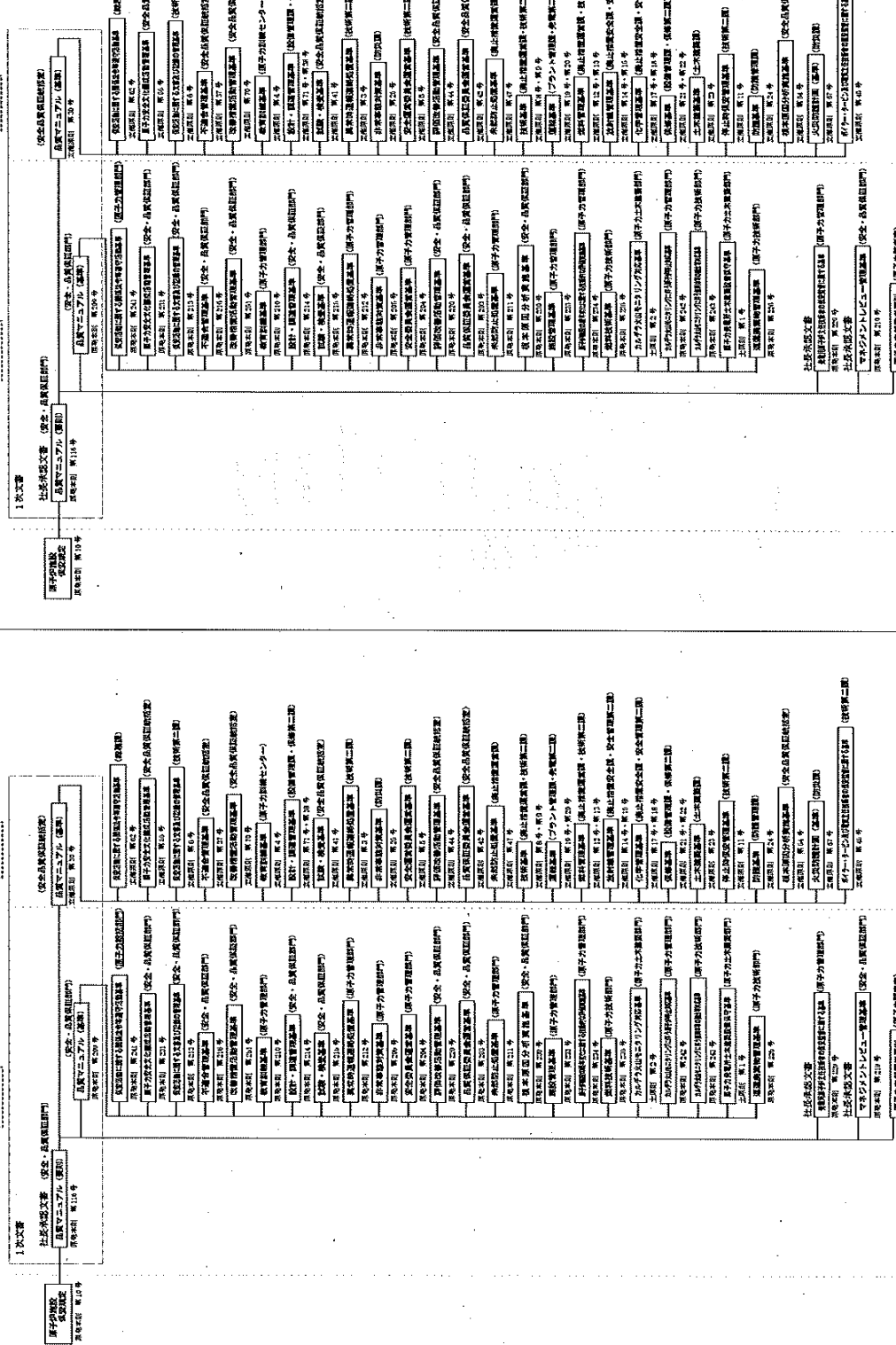
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前

変 更 後

備 考

別添1 保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図



・組織改正に伴う改正

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織) 第4条 運転設備の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図4-1</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 運転設備の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図4-1</p>	<p style="text-align: center;">・組織改正に伴う改正</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に実行されるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(22)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力管理部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に実行されるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(12)から(32)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(12)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括する。また、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する燃料の運入に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p> <p>・記載の適正化(附帯の変更)</p> <p style="color: red;">(業務内容の明確化)</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づき工事※1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課長兼直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p>	<p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する<b>供給者の選定</b>に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(14) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づき工事※1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長兼直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p>	<p>・<b>記録の適正化</b> (業務内容の明確化)</p> <p>・組織改正に伴う改正</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事を含む。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長という場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(33) (4)、(6)、(7)、(9)及び(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(34) (21)、(22)及び(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(25)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(35) (26)から(28)、(30)及び(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(26)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。</p> <p>(36) (26)から(28)、(30)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(37) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(38) (19)及び(21)から(31)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(15)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)及び(26)から(31)で定める課長という場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(15)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(39) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

# 玄海原子力発電所炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 2 節 原子力発電所安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</b></p> <p>(原子力発電所安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電所安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた概略な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、<u>原子力総括部門</u>、<u>安全・品質保証部門</u>、<u>原子力建設部門</u>、<u>原子力技術部門</u>、<u>原子力燃料部門</u>、<u>廃止措置総括部門</u>、<u>原子力土木建築部門</u>、<u>資材調達部門</u>及び<u>原子燃料部門</u>の課長職以上の者から、委員が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第 7 条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた概略な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>エ 巡視点検に関する事項</p> <p>オ 異常時の措置に関する事項</p> <p>カ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ク 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>ケ 試験操作の防止に関する事項</p> <p>コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 節 原子力発電所安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</b></p> <p>(原子力発電所安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電所安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた概略な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、<u>原子力総括部門</u>、<u>安全・品質保証部門</u>、<u>原子力建設部門</u>、<u>原子力技術部門</u>、<u>原子力燃料部門</u>、<u>廃止措置総括部門</u>、<u>原子力土木建築部門</u>及び<u>資材調達部門</u>の課長職以上の者から、委員が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第 7 条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた概略な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>エ 巡視点検に関する事項</p> <p>オ 異常時の措置に関する事項</p> <p>カ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ク 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>ケ 試験操作の防止に関する事項</p> <p>コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ウ 燃料の検査及び取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</p> <p>ウ 保安区域に関する事項</p> <p>エ 周辺監視区域に関する事項</p> <p>オ 線量の評価に関する事項</p> <p>カ 除染に関する事項</p> <p>キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項(第2編第19条第2項に関する事項を含む)</p> <p>(7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正(第121条)</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定(第129条)に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(4)から(6)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>ウ 燃料の検査及び取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</p> <p>ウ 保安区域に関する事項</p> <p>エ 周辺監視区域に関する事項</p> <p>オ 線量の評価に関する事項</p> <p>カ 除染に関する事項</p> <p>キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項(第2編第19条第2項に関する事項を含む)</p> <p>(7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正(第121条)</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定(第129条)に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(15)から(18)、(18)から(23)、(25)から(28)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施設管理計画)</p> <p>第118条 原子炉施設について原子炉施設(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力建設部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子力燃料技術部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力燃料技術部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力燃料技術部長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会：国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第118条 原子炉施設について原子炉施設(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力管理部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力燃料技術部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力燃料技術部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力燃料技術部長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会：国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p> <p>・記載の修正化(後掲指針の変更)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

変更後

備考

第11章 記録及び報告

第11章 記録及び報告

(記録)

第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に  
 ※1作成(表131-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子  
 力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技  
 術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存  
 する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、  
 記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※1:適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。

表131-1

記録(実用炉規則第67条に基づき記録)	記録すべき場合※2	保存期間
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の 確認の時までの期間
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当 者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の 氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及び その担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電 用原子炉施設の解体 又は廃棄をした後5年 が経過するまでの期間
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施 計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏 名	評価の都度	評価を実施した発電用 原子炉施設の施設管理 方針、施設管理目標又は 施設管理実施計画の 改定までの期間
(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷され ている場合連続して	10年間
(5)炉心の中性子束密度		10年間
(6)炉心の温度		10年間
(7)冷却材入口温度		10年間
(8)冷却材出口温度	モード1及びび2において 1時間ごと	10年間
(9)冷却材圧力		10年間
(10)冷却材流量		10年間
(11)制御棒位置		1年間
(12)-1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素触媒装置温度	運転中※3 1時間ごと	1年間
(12)-2 再結合装置内の温度 ア 原安補助的触媒式水素再結合装置温度	運転中※3 1時間ごと	1年間
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日 の補給量	モード1及びび2において 毎日1回	1年間
(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取過後10年間

(記録)

第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に  
 ※1作成(表131-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子  
 力部門(原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技  
 術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存す  
 る。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、  
 記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※1:適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。

表131-1

記録(実用炉規則第67条に基づき記録)	記録すべき場合※2	保存期間
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の 確認の時までの期間
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当 者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の 氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及び その担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電 用原子炉施設の解体 又は廃棄をした後5年 が経過するまでの期間
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施 計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏 名	評価の都度	評価を実施した発電用 原子炉施設の施設管理 方針、施設管理目標又は 施設管理実施計画の 改定までの期間
(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷され ている場合連続して	10年間
(5)炉心の中性子束密度		10年間
(6)炉心の温度		10年間
(7)冷却材入口温度		10年間
(8)冷却材出口温度	モード1及びび2において 1時間ごと	10年間
(9)冷却材圧力		10年間
(10)冷却材流量		10年間
(11)制御棒位置		1年間
(12)-1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素触媒装置温度	運転中※3 1時間ごと	1年間
(12)-2 再結合装置内の温度 ア 原安補助的触媒式水素再結合装置温度	運転中※3 1時間ごと	1年間
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日 の補給量	モード1及びび2において 毎日1回	1年間
(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取過後10年間

・組織改正に伴う改正

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1欄は、2022年9月22日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機 -モード1、2、3及び4以外-)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用前検査終了日以降に適用する。)</p> <p>なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づき使用の承認を受けた使用済燃料ラック(ブロック)については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 本規定施行の際、使用前確認対象の警電池(3系統目)に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>6 本規定施行の際、第98条の2(放射性固体廃棄物の管理)及び第103条の2(管理区域の設定・解除)については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1欄は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機 -モード1、2、3及び4以外-)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用前検査終了日以降に適用する。)</p> <p>なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づき使用の承認を受けた使用済燃料ラック(ブロック)については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 本規定施行の際、使用前確認対象の警電池(3系統目)に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>6 本規定施行の際、第98条の2(放射性固体廃棄物の管理)及び第103条の2(管理区域の設定・解除)については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>7 <u>組織改正に伴う変更に係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第7項 従前の例&gt;</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確保にする。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>&lt;附則第7項 従前の例&gt;</p> <p>じ。)は、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所轄する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査部長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査部長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力総括部長、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。)及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確かなものとするために、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>・組織改訂に伴う変更</p>

(規定なし)



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>（規定なし）</p>	<p>&lt;附則第7項 従前の例&gt;</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置（変更）許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」（以下「品質規則」という。）に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置総括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力技術部門、廃止措置総括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置総括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(16) ミュニシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社</p>	<p>・組織改訂に伴う変更</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

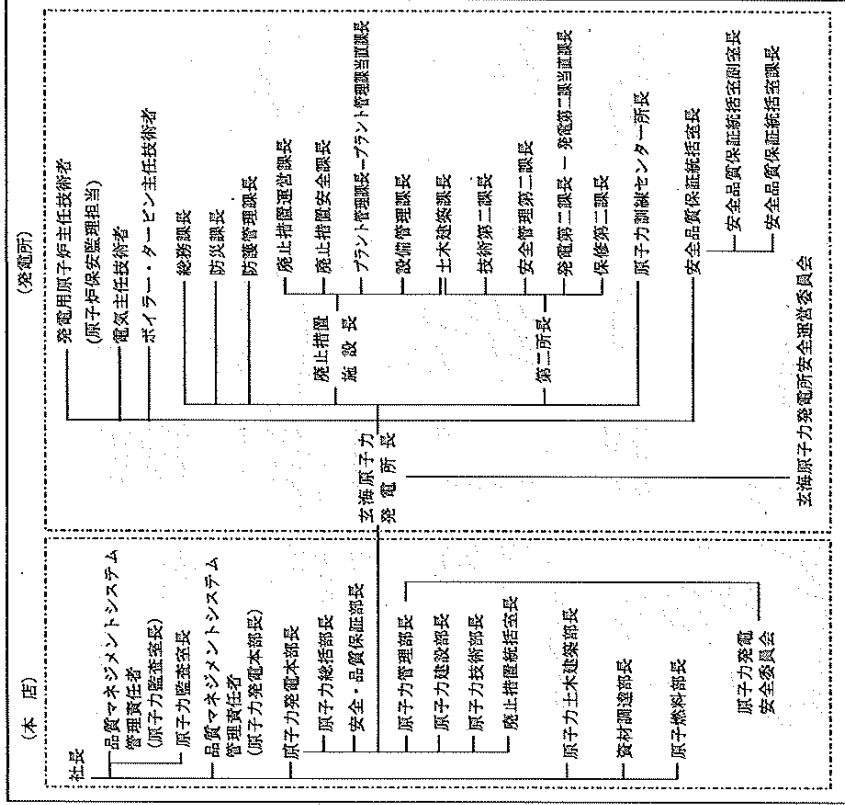
変更後

備考

<附則第7項 従前の例>  
(保安に関する組織)

第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。

図4-1



・組織改正に伴う変更

(規定なし)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第7項 従前の例&gt; (保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が就業に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確保にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確保するためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模破壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第7項 従前の例&gt;                      (10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。                      また、原子力土木建築部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。                      (11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。                      また、資材調達部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。                      (12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。                      また、原子燃料部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。                      (13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。                      (14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。                      (15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。                      (16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。                      (17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。                      (18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。                      (19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。                      (20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模機械発生時の体制の整備に関する業務を行う。                      (21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。                      (22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づき工事※1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。                      (23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。                      (24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。                      (25) プラント管理課長直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。                      (26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。                      (27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の統括及び燃料管理に関する業務を行う。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>&lt;附則第7項 従前の例&gt;</p> <p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長という場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

(規定なし)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</p> <p>＜附則第7項 従前の例＞</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。)に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置総括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>エ 巡視点検に関する事項</p> <p>オ 異常時の措置に関する事項</p> <p>カ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ク 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>ケ 試験操作の防止に関する事項</p> <p>コ 火災発生時、内閣漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">-組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第7項 従前の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 燃料の検査及び取替に関する事項</li> <li>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正</li> <li>ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</li> <li>イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</li> <li>ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</li> <li>エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</li> <li>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正</li> <li>ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</li> <li>イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</li> <li>ウ 保安区域に関する事項</li> <li>エ 周辺監視区域に関する事項</li> <li>オ 線量の評価に関する事項</li> <li>カ 除染に関する事項</li> <li>キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</li> <li>ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</li> <li>ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</li> <li>(6) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正</li> <li>(6) 改修の実施に関する事項 (第2編第19条第2項に関する事項を含む)</li> <li>(7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正 (第121条)</li> <li>(8) 保安教育実施計画の策定 (第129条) に関する事項</li> <li>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</li> </ul>	<p>・組織改正に伴う変更</p>
	<p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第7項 従前の例＞</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第118条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則)を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 定義 本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置指図書長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会: 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定 発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定 発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

変更後

備考

## ＜附則第7項 従前の例＞

### 第11章 記録及び報告

(記 録)

第131条各欄(蓋、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に作成(表131-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。

表131-1

記録(表用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間 同一事項に関する次の 種別の時までの期間
(1)使用前確認の結果	確認の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の 有効性評価及びその担当者の氏名 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の 改定までの期間
(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10年間
(5)炉心の中性子束密度		10年間
(6)炉心の温度		10年間
(7)冷却材入口温度		10年間
(8)冷却材出口温度		10年間
(9)冷却材圧力	モード1及びび2において1時間ごと	10年間
(10)冷却材流量		10年間
(11)制御棒位置		1年間
(12)-1 再結合装置内の温度	運転中※3 1時間ごと	1年間
ア 静的触媒式水素再結合装置温度		
イ 電気式水素再結合装置温度		
(12)-2 再結合装置内の温度	運転中※3 1時間ごと	1年間
ア 原安補給的触媒式水素再結合装置温度		
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード1及びび2において毎日1回	1年間
(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間

(規定なし)

・組織改正に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2編 廃止措置設備の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確保にする。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所組織部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を確認し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を確認し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p>	<p>第2編 廃止措置設備の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(6)におけるコンプライアンス活動の実施を確保にする。</p> <p>(3) 原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所組織部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(6)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力管理部長は、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を確認し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を確認し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門（第4条に定める組織のうち原子力監査室及びその所轄する組織をいう。以下、同じ。）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 監査部門（第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所轄する組織をいう。以下、同じ。）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力建設部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(6)の活動状況を監査する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第2章 品質保証</b></p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基礎に関する規則及び関係」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力管理部門、原子力建設部門、廃止措置統括部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力建設部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力技術部門、原子力建設部門、廃止措置統括部門、資材調達部門、原子燃料部門及び発電所組織をいう。</p>	<p><b>第2章 品質保証</b></p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基礎に関する規則及び関係」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力管理部門、原子力建設部門、廃止措置統括部門、資材調達部門、原子燃料部門をいう。</p> <p>(12) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(13) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力建設部門、廃止措置統括部門、資材調達部門、原子燃料部門及び発電所組織をいう。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(15) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(16) ニュースシア：原子炉施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開データベース）のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び有効性を維持するための措置（プロセスの変更</p>	<p>(14) 原子炉施設：原子炉等規制法第49条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(15) ニュースシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開データベース）のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び有効性を維持するための措置（プロセスの変更</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>



# 玄海原子力発電所炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織) 第4条 廃止措置設備の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図 4 - 1</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 廃止措置設備の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図 4 - 1</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。 (1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に実行されるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動 イ 安全文化の醸成に関する活動 ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模地震発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括す</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。 (1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に実行されるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動 イ 安全文化の醸成に関する活動 ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(12)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模地震発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力燃料部長は、原子力燃料部門が実施する<b>供給者の選定</b>に関する業務を統括する。また、原子力燃料部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括す</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う改正</li> <li>・記載の適正化 (特番の変更) (業務内容の明確化)</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>る。また、原子力土木建築部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保守第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づき工事及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の統括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>る。また、原子力土木建築部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する<b>供給者の選定</b>に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(14) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保守第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づき工事及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の統括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>・記載の適正化 (業務内容の明確化)</p> <p>・組織改正に伴う改正</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の点検及び燃料の取扱に関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設の点検、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の点検に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する設計及び工事を、(6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事を、(11)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事を、(12)及び(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(34) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(35) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(37) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)、(22)から(32)で定める課長という場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の点検及び燃料の取扱に関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設の点検、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の点検に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(33) (4)、(6)、(7)、(9)及び(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に、(4)、(6)、(7)、(9)及び(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に、(11)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(25)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(34) (26)から(28)、(30)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(35) (26)から(28)、(30)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (26)から(28)、(30)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(37) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(38) (19)及び(21)から(31)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(15)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)、(21)から(25)及び(31)で定める課長という場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(15)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(39) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

※1：廃止措置計画に基づく工事は、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第50条で定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事という（以下、本条において同じ）。

# 玄海原子力発電所炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</b></p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に、原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 廃止措置計画の変更</p> <p>(3) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(4) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、<u>原子力総括部門</u>、<u>安全・品質保証部門</u>、<u>原子力管理部門</u>、<u>原子力建設部門</u>、<u>原子力技術部門</u>、<u>廃止措置統括部門</u>、<u>原子力土木建築部門</u>、<u>資材調達部門</u>及び<u>原子燃料部門</u>の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</b></p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に、原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 廃止措置計画の変更</p> <p>(3) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(4) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、<u>原子力管理部門</u>、<u>安全・品質保証部門</u>、<u>原子力建設部門</u>、<u>原子力技術部門</u>、<u>原子燃料部門</u>、<u>廃止措置統括部門</u>、<u>原子力土木建築部門</u>及び<u>資材調達部門</u>の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p style="text-align: center;">・組織改正に伴う改正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7条 玄海原子力発電所安全運営委員会</b></p> <p>(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 巡視に関する事項</p> <p>エ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>オ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>カ 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>キ 安全貯蔵の措置に関する事項</p> <p>ク 廃止措置の工事計画に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7条 玄海原子力発電所安全運営委員会</b></p> <p>(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 巡視に関する事項</p> <p>エ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>オ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>カ 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>キ 安全貯蔵の措置に関する事項</p> <p>ク 廃止措置の工事計画に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ウ 保安区域に関する事項 エ 周辺監視区域に関する事項 オ 線量の評価に関する事項 カ 除染に関する事項 キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項 (第19条第3項に関する事項を含む) (7) 保安教育実施計画の策定 (第63条) に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、陸上措置主任者、第5条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ウ 保安区域に関する事項 エ 周辺監視区域に関する事項 オ 線量の評価に関する事項 カ 除染に関する事項 キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項 (第19条第3項に関する事項を含む) (7) 保安教育実施計画の策定 (第63条) に関する事項 (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、陸上措置主任者、第5条(13)から(15)、(18)から(23)、(25)から(28)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>





玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

第11章 記録及び報告

(記録)

第65条 各課(室、センター)長は、表65-1及び表65-2に定める保安に関する記録を適正に\*1作成(表65-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表65-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 保安に関する組織は、表65-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

3 各課(室、センター)長は、表65-4に定める保安に関する記録を保存する。

\*1：適正とは、不正行為がなされていないことという(以下、本条において同じ)。

表65-1

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*2	保存期間 同一事項に関する次の 確認の時までの期 間
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の補説・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

変更後

第11章 記録及び報告

(記録)

第65条 各課(室、センター)長は、表65-1及び表65-2に定める保安に関する記録を適正に\*1作成(表65-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表65-1(9)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 保安に関する組織は、表65-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

3 各課(室、センター)長は、表65-4に定める保安に関する記録を保存する。

\*1：適正とは、不正行為がなされていないことという(以下、本条において同じ)。

表65-1

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*2	保存期間 同一事項に関する次の 確認の時までの期 間
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の補説・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

備考

\*組織改正に伴う改正

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、2022年2月22日から施行する。</p> <p>2 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特定重大事故等対処施設に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>3 本規定施行の際、第29条の2（放射性固体廃棄物の管理）及び第35条の2（管理区域の設定・解除）については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特定重大事故等対処施設に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>3 本規定施行の際、第29条の2（放射性固体廃棄物の管理）及び第35条の2（管理区域の設定・解除）については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 <u>組織改正に伴う変更に係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第4項 従前の例＞                      (関係法令及び保安規定の遵守)                      第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル(要則)」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動(以下「コンプライアンス活動」という。)を実施する。                      (1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織(第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。)全体に示す。                      また、コンプライアンス活動が確実に実施されることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。                      (2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確実にする。                      (3) 原子力総括部門(第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、安全・品質保証部門(第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力管理部門(第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力建設部門(第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力技術部門(第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、廃止措置統括部門(第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力土木建築部門(第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、資材調達部門(第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子燃料部門(第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、及び発電所組織(第4条に定める組織のうち発電所組織の所掌する組織をいう。以下、同じ。))は、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。                      (4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。                      ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。                      イ 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。                      (5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。                      ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt;</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門（第4条に定める組織のうち原子力監査部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査部長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査部長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力総務部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt;</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び解釈」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</li> <li>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(7) 廃止措置総括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置総括部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。</li> <li>(12) 本 匠 組 織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。</li> <li>(13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</li> <li>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置総括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</li> </ol>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

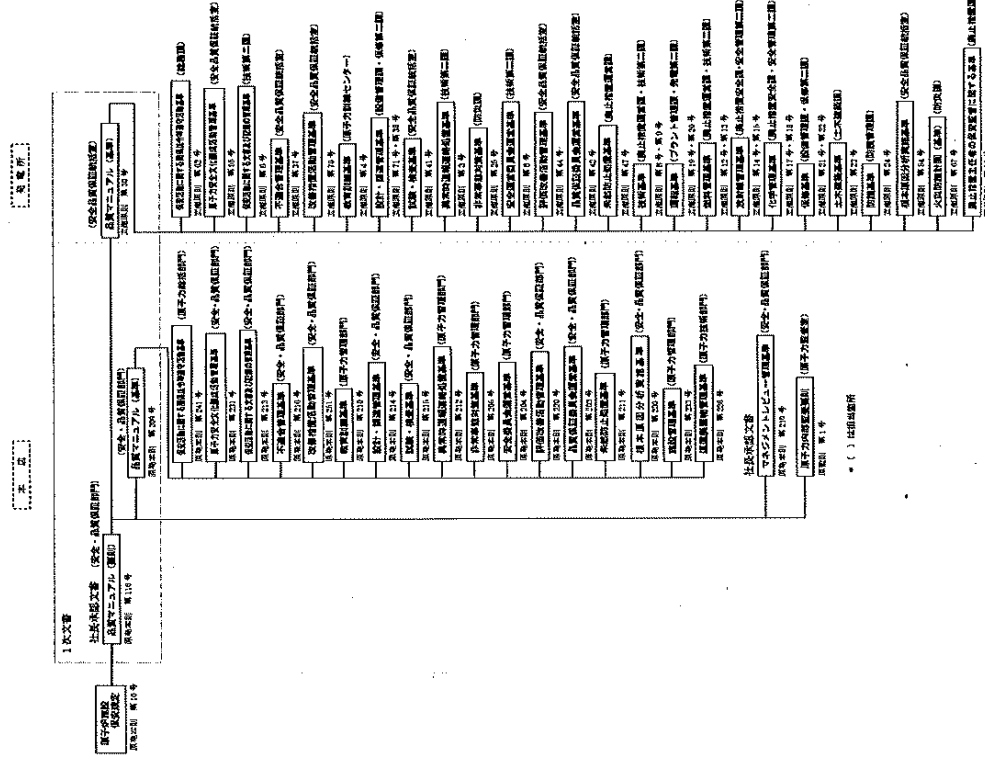
変更前

変更後

備考

別図1 <納則第4項 従前の例>

保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規程文書体系図



・組織改正に伴う改正

(規定なし)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p>                     &lt;附則第4項 従前の例&gt;                      (保安に関する組織)                      第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。                 </p> <p style="text-align: center;">図4-1</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(本店)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社長</li> <li>品質マネジメントシステム 管理責任者 (原子力監査室長)</li> <li>原子力監査室長</li> <li>品質マネジメントシステム 管理責任者 (原子力発電本部長)</li> <li>原子力発電本部長</li> <li>原子力総括部長</li> <li>安全・品質保証部長</li> <li>原子力管理部長</li> <li>原子力建設部長</li> <li>原子力技術部長</li> <li>廃止措置統括室長</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃止措置主任者</li> <li>総務課長</li> <li>防災課長</li> <li>防護管理課長</li> <li>廃止措置運営課長</li> <li>廃止措置安全課長</li> <li>フロント管理課長</li> <li>フロント管理課長</li> <li>設備管理課長</li> <li>土木建築課長</li> <li>技術第二課長</li> <li>安全管理第二課長</li> <li>発電第二課長</li> <li>発電第二課長</li> <li>保修第二課長</li> <li>原子力訓練センター所長</li> <li>安全品質保証統括室長</li> <li>安全品質保証統括室副室長</li> <li>安全品質保証統括室課長</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center;">玄海原子力 発電所長</p> <p style="text-align: right;">玄海原子力発電所安全運営委員会</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に伴う改正</li> </ul>

玄海原子力発電所炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt; (保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。 (1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に履行されるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。 ア コンプライアンス活動 イ 安全文化の醸成に関する活動 ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動 また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。 (2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。 (3) 原子力監査部長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。 (4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。 (5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。 (6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損傷発生時の体制の整備に関する業務を行う。 (7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。 (8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。 (9) 廃止措置統括部長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。 (10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt;</p> <p>る。また、原子力土木建築部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達課長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び必修第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の新設等の業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模蒸気発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づき工事*1及び廃止措置計画に基づき管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づき工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づき工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt;</p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いにに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内野漏水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模規模発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに犯禁及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)、(22)から(26)及び(32)で定める課長をいう場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>
<p>(規定なし)</p>		

※1：廃止措置計画に基づく工事とは、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第50条で定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt;                  第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会                  (原子力発電安全委員会)                  第6条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。                  2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、補綴する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。                  (1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更                  (2) 廃止措置計画の変更                  (3) 原子炉施設保安規定の変更                  (4) 本店所管の社内規定の制定及び改正                  (5) その他委員会で定めた事項                  3 原子力管理部長を委員長とする。                  4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子力燃料部門の課長職以上の者から、委員数が指名した者で構成する。                  (玄海原子力発電所安全運営委員会)                  第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。                  2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、補綴する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。                  (1) 廃止措置管理に関する社内基準の制定及び改正                  ア 運転員の構成人員に関する事項                  イ 当直の引継方法に関する事項                  ウ 巡視に関する事項                  エ 警報発生時の措置に関する事項                  オ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項                  カ 定期的に実施する試験に関する事項                  キ 安全貯蔵の措置に関する事項                  ク 廃止措置の工事計画に関する事項                  (2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正                  ア 新燃料及び使用済燃料の選搬に関する事項                  イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項                  (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正                  ア 放射性固体廃棄物の保管及び選搬に関する事項                  イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項                  ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項                  エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項                  (4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正                  ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt;                      イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項                      ウ 保安区域に関する事項                      エ 周辺監視区域に関する事項                      オ 線量の評価に関する事項                      カ 除染に関する事項                      キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項                      ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項                      ケ 管理区域内で使用した物品の検出及び選別に関する事項                      (5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正                      (6) 改造の実施に関する事項 (第19条第3項に関する事項を含む)                      (7) 保安改善実施計画の策定 (第63条) に関する事項                      (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項                      3 所長を委員長とする。                      4 運営委員会は、委員長、副委員長、主任委員、第5条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt;</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第50条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置総括部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会: 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理の有効性評価を行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
	<p>&lt;附則第4項 従前の例&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第11章 記録及び報告</b></p> <p>(記 録)</p> <p>第65条 各課(室、センター)長は、表65-1及び表65-2に定める保安に関する記録を適正に<sup>※1</sup>作成(表65-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表65-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表65-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課(室、センター)長は、表65-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>												
<p>表65-1</p> <p>(規定なし)</p>	<p>表65-1</p> <p>記録(使用炉規則第67条に基づく記録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="774 392 821 616">記録(使用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th data-bbox="774 616 821 1086">記録すべき場合<sup>※2</sup></th> <th data-bbox="774 1086 821 2072">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="821 392 869 1086">(1) 使用前確認の結果</td> <td data-bbox="821 616 869 1086">確認の都度</td> <td data-bbox="821 1086 869 2072">同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 392 917 1086">(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td data-bbox="869 616 917 1086">施設管理の実施の都度</td> <td data-bbox="869 1086 917 2072">施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 392 965 1086">(3) 施設管理方針、施設管理目標及び評価の担当者氏名</td> <td data-bbox="917 616 965 1086">評価の都度</td> <td data-bbox="917 1086 965 2072">評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(使用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間	(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(3) 施設管理方針、施設管理目標及び評価の担当者氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
記録(使用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>※2</sup>	保存期間												
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間												
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間												
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び評価の担当者氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間												